

平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8月27日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論・採決
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	決算特別委員会 散 会 後	決算考査	議 員 控 室	
8月28日(金)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	
8月29日(土)				
8月30日(日)				
8月31日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	全員協議会室	
9月1日(火)	午 前 1 0 時	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	委員会閉会後	太宰府市議会議員定数問題 特別委員会	全員協議会室	
9月2日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月3日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
	午 後 1 時	JR太宰府駅（仮称）設置及び 周辺整備問題調査特別委員会	全員協議会室	
9月4日(金)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9月5日(土)				
9月6日(日)				
9月7日(月)				
9月8日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9月9日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9月10日(木)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	
9月11日(金)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月12日(土)				
9月13日(日)				
9月14日(月)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
	決算特別委員会 閉 会 後	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
9月15日(火)				
9月16日(水)				
9月17日(木)	午前9時30分	臨時議会運営委員会	第一委員会室	報告・質疑・討論・採決
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	
	本会議休憩中	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終 了 後	議員協議会	全員協議会室	

平成21年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（8月27日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	3
6. 出席事務局職員	3
開 会	4
散 会	21

◎ 第2日（8月31日再開）

1. 議事日程	23
2. 出席議員	23
3. 欠席議員	24
4. 出席説明員	24
5. 出席事務局職員	24
再 開	25
散 会	30

◎ 第3日（9月8日再開）

1. 議事日程	31
2. 出席議員	33
3. 欠席議員	33
4. 出席説明員	33
5. 出席事務局職員	33
再 開	34
散 会	98

◎ 第4日（9月9日再開）

1. 議事日程	99
2. 出席議員	100
3. 欠席議員	100
4. 出席説明員	100

5. 出席事務局職員	100
再開	101
散会	155

◎ 第5日（9月17日再開）

1. 議事日程	157
2. 出席議員	158
3. 欠席議員	158
4. 出席説明員	158
5. 出席事務局職員	159
再開	160
閉会	191

◎ 審議結果

1. 審議結果	193
2. 諸般の報告	196

1 議事日程（初日）

[平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成21年8月27日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）について） |
| 日程第5 | 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（専決第1号）について） |
| 日程第6 | 議案第57号 市道路線の認定について |
| 日程第7 | 議案第58号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第8 | 議案第59号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について |
| 日程第9 | 議案第60号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町の数の増減及びこれらに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第10 | 議案第61号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町の数の増減及びこれらに伴う福岡都市圏広域行政事業組合同約の一部変更に関する協議について |
| 日程第11 | 議案第62号 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第12 | 議案第63号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第13 | 議案第64号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第65号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について |
| 日程第15 | 議案第66号 太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第67号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第68号 太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第69号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について |

- 日程第19 議案第70号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第71号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第72号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第73号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 認定第1号 平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第2号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第3号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第4号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第5号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第6号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第7号 平成20年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第30 認定第8号 平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について
- 日程第31 報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度太宰府市健全化判断比率の報告について
- 日程第32 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第33 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員 |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
| 5番 後藤邦晴 議員 | 6番 力丸義行 議員 |
| 7番 橋本健 議員 | 8番 中林宗樹 議員 |
| 9番 門田直樹 議員 | 10番 小柳道枝 議員 |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員 |
| 15番 佐伯修 議員 | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 19番 武藤哲志 議員 |
| 20番 不老光幸 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 18番 福廣和美 議員

4 会議録署名議員

4番 渡邊美穂 議員

5番 後藤邦晴 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	松田幸夫
健康福祉部長	松永栄人	建設経済部長	新納照文
会計管理者併 上下水道部長	宮原勝美	教育部長	山田純裕
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	木村和美	福祉課長	宮原仁
都市整備課長	神原稔	上下水道課長	松本芳生
生涯学習課長	古川芳文	監査委員事務局長	井上義昭

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松島健二	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達していますので、平成21年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

4番、渡邊美穂議員

5番、後藤邦晴議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知をいたしませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、議案第55号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）について）」及び日程第5、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（専決第1号）について）」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成21年第3回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変ご多用中にもかかわらずご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、第3回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

まず初めに、去る7月24日から26日にかけての集中豪雨によりまして被災されました市民の皆様方には、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。7月に入りまして、大雨により山口県防府市を初めとし、中国地方を中心に甚大なる被害が発生しておりましたけれども、24日夕方から九州地方を襲い、本市におきましては24日午後7時から1時間雨量が83mmに達しまして、26日までの3日間、総雨量は618mmにも達したところでございます。この大雨によりまして、市内各所で土砂崩れ等が多数発生し、市では地域住民に対しまして避難勧告も発令をしたところでございます。被害の状況は、家屋の一部損壊8棟、床上浸水15棟、床下浸水19棟などとなっております。今回の災害では、平成15年7月の災害が教訓となりまして、災害時の初動態勢等につきまして十分なる体制がとれたと思っておりますけれども、今後もさらなる再点検を行いまして、市民の皆様方の安全確保を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、新型インフルエンザについてでございます。

本市におきましても、新型インフルエンザ患者が発生をし、一部の保育園では3歳児から5歳児クラスの一時閉鎖を要請したところでございます。感染したほとんどの患者の方々は、比較的軽症のまま数日で回復されております。感染した方や濃厚接触者、家族などの方々には、筑紫保健福祉環境事務所から健康観察が行われておりまして、外出の自粛をお願いしたところでございます。太宰府市といたしましても、引き続き市民の健康を守りますために、各関係機関と連携を図りながら感染拡大の防止に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、地域コミュニティづくりについてでございます。

本年4月1日を基準といたしまして、市民の皆さんとの協働によりまちづくりを進めていきますために、新しい自治会制度がスタートをいたしました。早いもので約5カ月が経過しようとしています。地域では、人と人のつながりが希薄になっており、地域力が低下していると言われております。昨今でございますが、市内の多くの自治会では7月から8月にかけて自治会主催の夏祭りが開催をされました。私もできる限り参加をさせていただきましたけれども、準備から当日の運営や、あるいは後片づけまで多くの区民の皆様方のご尽力によりまして、楽しい催しが開催されていることを実感いたしました。個人の方で解決できないことも地域の力で解決できることもありますので、市民の皆様には、知恵でありますとか、あるいは力を発揮していただき、地域のまちづくりに参画していただきたいと、このように考えております。市といたしましても、市民との協働のまちづくりの観点から、自治会活動を積極的に支援してまいり所存でございます。

次に、九州国立博物館についてでございます。

平成17年の開館以来、多くの入館者でにぎわっておりますけれども、6月11日には入館者600万人を突破をいたしました。約3年8カ月での到達は当初の目標を超えるペースでございます。現在開催中の「興福寺創建1300年記念 国宝阿修羅展」は連日多くの方が訪れられておりまして、周辺では大変なにぎわいとなっております。今後もこの九州国立博物館が、本市にある利点を生かしまして、観光の振興及び観光を基軸とした地域産業の活性化を図ってまいりたいと思っております。

次に、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査についてでございます。

去る7月21日に衆議院が解散をされまして、今回の選挙は8月18日に公示をされ、8月30日に投開票を迎えますが、戦後としては初の8月執行の選挙でございます。選挙は、民主主義の基盤をなすものでございまして、民主政治の健全な発展を期するためには、公正な選挙が行われるよう努力していかなければなりません。本市におきましても、選挙当日に向けまして現在準備を進めておりまして、管理執行面に万全の準備を行いまして、事務の迅速かつ円滑な処理を図ってまいりたいと思っております。

さて、本日ご提案を申し上げます案件でございますけれども、専決処分の承認を求めるもの2件、市道路線の認定1件、規約の変更に関する協議8件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、補正予算5件、平成20年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定8件、地方公共団体の健全化に関する法律に基づく報告3件、合わせまして30件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号及び議案第56号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第55号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）について）」をご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、7月24日から26日にかけて発生をいたしました豪雨災害の復旧工事のうち、緊急に対処する必要が生じたものにつきまして、平成21年7月24日付をもちまして専決処分をさせていただいたものでございます。

内容は、土砂・流木等の搬出、道路・水路の仮復旧工事、緊急を要する防災工事などに要した費用でございます。

財源につきましては、補助金、起債などのほか、財政調整資金を充てておりますけれども、財政支援を国、県に要望しておるところでございます。確定した段階で財源の組み替えを行ってまいりたい、このように考えております。

次に、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（専決第1号）について）」をご説明申し上げます。

今回の専決補正予算は、7月24日から26日にかけての豪雨によりまして、大佐野第2配水池ののり面崩壊など水道施設に被害が生じ、その復旧を早急に進めていく必要が生じたので、これに要する費用につきまして平成21年7月24日付をもちまして専決処分をさせていただいたものでございます。

内容といたしましては、災害復旧に係る費用として、構築物等修繕費及び委託料に760万円を計上し、収入につきましては、一般会計からの補助金640万円を計上いたしております。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第4と日程第5は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第55号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）について）」質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、市長から説明を受けましたが、もう一度わかりやすく説明を受けたいと思います。

まず、4ページですが、この災害に対する地方債が現年発生単独という形で2億4,960万円、補助災害復旧事業債として4,490万円、そして災害援護資金貸付事業債としては、これはもう無利子として貸し付けが出されておりますが、この750万円については単年度の返済になるのかどうかですが、全体的にこの追加地方債の現年発生単独、これが2億4,960万円という大変大きな金額ですが、これが大体基準財政需要額の中に入れて、どのくらいぐらい返ってくるのかという、全くこれはもう返ってこないのかどうかというのが一つありますので、こういう地方債について説明をいただきたいということですね。

それから、8ページですが、この文化財の6目の文化財保存修理国庫補助金という形で以前説明を受けましたが5,634万7,000円、それからその下の15款2項8目で県が965万9,000円、これもその災害によって文化財の修復が行われるのかどうか、どういう文化財なのか、史跡地の文化財かどうかという問題について説明をいただきたい。

それと同時に、この災害復旧により、当然財源的な問題でこの積立金を取り崩すというような状況になるわけですが、これについて最終的には基金の状況がどういうふうになるのかどうか。大変太宰府市の場合は財政調整資金がなくてですね、災害のたびにその都度基金を取り崩しているわけですが、金額も大変ちょっと大きな金額が取り崩されていたと思うんですが、この基金状況が9億円近く、補正予算の第2号では4億円近くあるんですが、補正の関係でこれがまた変動になるんじゃないかと思うんですが、この辺も含めて専決を説明いただいておりますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、ご回答申し上げます。

まず、4ページの地方債補正のところでございます。

現年発生単独災害復旧事業債、2億4,960万円を予定しておりますが、この分は、大体47.5%を交付税措置として需要額の中に入れられるものというふうに想定をいたしております。

その下の現年発生補助災害復旧事業債4,490万円は、90%交付税措置ということで予定をいたしておるところでございます。

それと、8ページ、9ページの文化財保存関係でございますが、この補助関係を使いまして行うものは、史跡地ののり面工事等を予定をいたしておるところでございます。そういうところでこの金額を計上いたしております。

それと、先ほど言われました、この1億1,000万円ほど基金を取り崩して一般財源として充てておるということになっておりますが、基金の状況は後ほどの決算の中でもご報告として予定をいたしておりますけれども、平成20年度末の基金の残額は20億円、すべての基金の残額でございますけれども、20億円という形で基金残額はなっております。

そして、今後、激甚災害の今指定関係も動いておりますのでですね、今後補助関係あるいは起債関係の充当関係が変わってくれば、その分を組みかえて、改めてまた一般財源が減るといような形で予算措置はさせていただきたいというふうに予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、こういう単独災害で基準財政需要額の中に47.5%入れられているけど、基準財政の中で入れられても、はっきり言って交付税措置の中の金額というのはほんのわずかな状況で、本来災害というのはですね、国が出さなきゃいかんのですが、実質返ってくるのは3億円近くても7,000万円ぐらいしか対象にならないんじゃないかというふうに思うんですが、47.5%でこの2億4,960万円は大体3年ぐらい入れられるのか、単年度で終わるのか

が1点です。

それから、8ページの部分で、1億1,747万2,000円の財政調整資金を繰り入れて対応しているわけですが、現在のところ財政調整資金としては、今全体的に基金として20億円あるのか、全体的には9億円ぐらいだったと思うんですが、20億円なのか9億円なのか。これが、また1億1,000万円減ればですね、こういう災害に使うとかいろんな部分に使える基金として補正の第2号では積立金として上がってますが、実質的な財政調整資金としては、災害によってどういう状況になるのかですね、関連しますのでこの補正予算書の第2号の17ページに4億5,000万円積み立ててますが、専決で1億1,747万2,000円取り崩し、補正で4億5,000万円、17ページに書いてますが、実質的な財政調整資金としてはどういう状況になるのかということも再質問でお聞きしておきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 財政調整資金につきましては、約9億2,800万円ほど平成20年度末でなっております。その分を今回取り崩して行いますが、今回の提案しております補正予算のほうで再度また積み立ててまいりますので、現在は約12億円ほどの結果的にはなるということで予定をいたしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員、いいですか。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 7月24日の災害でいろんなところでたくさん災害が発生いたしました、私たちも個々といいますかね、個人個人というか、場所場所によっていろいろとこれはどうなるのかということで陳情とか要望受けているわけですが、できましたらこの災害復旧のトータル的な予算が組んであるんですけども、場所がたくさんあると思うんですが、私たち議員としてはどういうところにどういう形でお使いになられたのかというのが一番知りたいわけですので、この場ではちょっと無理だと思いますが、資料を作成されていると思いますので、いただけるかどうかということをごすね、質問させていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） いろいろ建設、教育、市民環境と色々な部分に分かれてまいりますので、概略を私のほうで取りまとめでですね、お示しするような形でご回答申し上げる形にしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第55号は承認されました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第56号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（専決第1号）について）」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第56号は承認されました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第6、議案第57号「市道路線の認定について」から日程第14、議案第65号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第57号から議案第65号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第57号「市道路線の認定について」をご説明申し上げます。

今回認定を提案しております吉ヶ浦11号線につきましては、開発により帰属を受けた路線で

ございます。

道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものでございます。

次に、議案第58号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」をご説明申し上げます。

平成22年1月1日から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されること並びにこの合併により糸島地区消防厚生施設組合が解散されることに伴いまして、当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、あわせて規約の一部の変更を行うものでございます。

次に、議案第59号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について」をご説明申し上げます。

平成22年1月1日から前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されることにより、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数を増減し、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号「福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町の数の増減及びこれらに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」をご説明申し上げます。

福岡都市圏広域行政推進協議会の構成団体である前原市、糸島郡二丈町及び糸島郡志摩町の合併に伴い、当該協議会から当該市町の脱退及び当該協議会への糸島市の加入及びこれらに伴う当該協議会の規約の一部変更に関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第61号「福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町の数の増減及びこれらに伴う福岡都市圏広域行政事業組合同約の一部変更に関する協議について」をご説明申し上げます。

福岡都市圏広域行政事業組合の構成団体である前原市、糸島郡二丈町及び糸島郡志摩町の合併に伴い、当該組合から当該市町の脱退及び当該組合への糸島市の加入及びこれらに伴う当該組合の規約の一部変更に関し、関係市町と協議することについて、市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項において準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第62号「福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」をご説明申し上げます。

平成13年4月1日から実施しております福岡都市圏の広域利用につきましては、生涯学習推進の拠点として各図書館の特色を生かしたサービスが受けられることにより、市民の利便性向上に寄与しているところでございます。

このたび前原市、糸島郡二丈町及び糸島郡志摩町を廃し、その地域が糸島市になることに伴い、福岡都市圏の市町図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部を変更することについて、福岡都市圏の他の市町と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」をご説明申し上げます。

本件は、前原市、糸島郡二丈町及び糸島郡志摩町の合併に伴い、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部を変更することについて、福岡都市圏の他の市町と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第64号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」をご説明申し上げます。

平成22年1月1日から前原市、糸島郡の二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項において準用する地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」をご説明申し上げます。

今回の変更は、前原市、糸島郡二丈町及び志摩町の合併に伴い、平成22年1月1日から糸島市を設置することになりましたので、福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数を増減し、同規約を変更するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は8月31日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第22まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第66号「太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」から日程第22、議案第73号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第66号から議案第73号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第66号「太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」をご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法第234条の3の一部改正により、条例で定める契約については長期継続契約の対象となることから、太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定するものでございます。

この条例制定によりまして、今まで単年度で契約をしておりました物品の賃貸借契約、役務の提供を受ける契約等につきまして、長期継続契約することが可能となり、競争性の向上、長期安定契約によります金額の抑制、事務の簡素化等を図ることができると考えております。

次に、議案第67号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国の緊急の少子化対策といたしまして健康保険法施行令が改正をされまして、本年10月より平成23年3月までの暫定措置といたしまして出産育児一時金の上限額が38万円から42万円に4万円の引き上げがなされますことから、本市国民健康保険につきましても同様の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成21年10月1日からといたしております。

次に、議案第68号「太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

現行では、水道料金の額につきまして、市長の諮問に応じ審議するものとなっております。下水道使用料につきましても同様の取り扱いとするものでございます。

これによりまして、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いを申し上げます。

次に、議案第69号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」をご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ10億7,933万4,000円を追加をいたしまして、予算総額を200億5,388万7,000円をお願いをするものでございます。

主な内容といたしましては、経済対策として平成21年度の国の1次補正により創設をされました地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業及び地域活性化・公共投資臨時交付金事業、失業者の雇用対策といたしましての緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、道路特定財源の一般財源化に伴います新たな交付金制度でございます地域活力基盤創造交付金事業、その他第2次の子育て応援特別手当、乳がんと子宮頸がんの検診の無料クーポン券を配布をいたしますための女性特有のがん検診推進事業、財政調整資金積立金などを追加をさせていただいております。

また、あわせまして小学校公務用のパソコン保守委託料の債務負担行為の追加1件、一般会計出資債、道路橋梁事業債の地方債の変更2件につきまして補正をさせていただいております。



日程第23、認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第30、認定第8号「平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 認定第1号から認定第8号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成20年度一般会計決算額は、歳入が197億1,863万2,920円、歳出は189億5,259万4,837円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は5億3,018万9,073円、2.6%の減、歳出は1億1,224万2,594円、0.6%の減となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、7億6,603万8,083円、繰越明許費及び事故繰越しによる翌年度に繰り越すべき財源6,832万6,847円を差し引いた実質収支は、6億9,771万1,236円の黒字決算とすることができました。

平成20年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況でございましたけれども、市税を初めあらゆる収入の財源の確保に努めまして、経費の節減、事業の見直しなど積極的に行い、総合計画に掲げておりました各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、一定の成果を上げることができたと、このように思っております。これもひとえに議員の皆様方を初め、市民各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも行財政の効率化、財政体質の健全化をより一層進めまして、本市が抱える諸問題、課題に職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。どうか議員の皆様を初め、市民各位もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、認定第2号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成20年度は、歳入総額64億8,050万3,775円、歳出総額65億2,885万1,752円で、対前年度比では歳入1.6%、約1億367万円の増、歳出で0.1%、約765万円の増となっております。歳入歳出差し引き4,834万7,977円の赤字決算となっております。

本歳入不足額につきましては、平成21年度6月補正予算におきまして、前年度繰上充用金といたしまして計上をさせていただいております。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の施行により75歳以上の国保被保険者が移行されたことによりまして保険税収入が減額となる一方で、保険給付費は年々増加をしております。国保税率の改正をさせていただきましたが、3年連続の赤字決算となっております。

歳出のおよそ7割を占めております保険給付費は、対前年度比6.1%、約2億5,493万円の増でございまして、44億2,509万7,471円となっております。

なお、財源不足に対応いたしますために国民健康保険事業特別会計財政調整基金は、運用利息の646円の積み立てを行い、基金の残額は14万8,697円となっております。

平成20年は4月に後期高齢者医療制度が創設をされまして、大幅な医療保険制度の改正がなされ、医療制度はますます複雑化しておりますけれども、太宰府市といたしましては、適用の適正化、レセプト点検の実施によりますところの医療費の適正化、国保税の収納率向上対策、さらには医療保険者に実施が義務づけられております生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導などを積極的に推進することによりまして、国民健康保険財政の安定化に向けまして一層の運営努力を行ってまいりたいと思っております。

次に、認定第3号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成20年度は、歳入総額6億7,989万738円、対前年度比では88.4%、約52億642万円の減に対しまして、歳出総額5億8,176万2,491円で、対前年度比では90.1%、約53億149万円減少をしております。

歳入歳出差し引き残額は9,812万8,247円となっております。

次に、認定第4号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成20年4月から施行されました後期高齢者医療制度に係る特別会計でございましてけれども、決算初年度になりました平成20年度は、歳入総額7億7,303万7,570円、歳出総額7億4,153万987円、歳入歳出の差し引き残額は3,150万6,583円となっております。

次に、認定第5号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成20年度は、歳入総額34億7,923万8,331円、歳出総額33億8,647万3,032円で、前年度と比較いたしますと歳入歳出それぞれ4.4%の増となっております。

歳入歳出差し引き残額ですが、9,276万5,299円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費30億3,373万7,457円で、歳出総額の約89.6%を占めております。

本市では、高齢化率も20%を超え、介護給付費の増加もしばらくは続くものと見込まれます中で、介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営を図り、今後も積極的に努めてまいりたいと思っております。

次に、認定第6号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明申し上げます。

平成20年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が865万6,061円、歳出が793万3,194円となっております、歳入歳出差し引き72万2,867円の繰り越しとなっております。

ます。

対前年度比では、歳入で98.4%、歳出で91.7%と、いずれも減額となっております。

決算額が減額になりましたのは、歳入では県補助金の減額によるものでございます。

また、歳出におきまして、公債費、簡易保険からの借入金でございますが、これの償還による減少が主な理由でございます。

次に、認定第7号「平成20年度太宰府市水道事業会計決算認定について」をご説明を申し上げます。

まず、平成20年度末におけます給水人口でございますが、5万4,402人で、行政人口に対します普及率でございますが、78.9%となっております。

また、年間総給水量でございますが、495万8,660m<sup>3</sup>で、前年度に比べまして0.8%減少いたしました。3万7,786m<sup>3</sup>の減となっております。

次に、建設工事の概況といたしましては、総額1億139万6,400円を投じまして、配水管新設工事2件、老朽管更新等の配水管布設替え工事5件、その他揚水ポンプ取替え工事1件を実施をいたしました。

次に、経理面でございますけれども、収益的収支では、総収益12億3,019万6,963円に対しまして、総費用10億9,793万2,581円で、差し引き1億3,226万4,382円の純利益を生じております。

純利益を生じた主な理由でございますけれども、営業外収益の加入負担金1億5,863万円と海水淡水化施設からの受水分の基本料金の割引によりますものでございます。

資本的収支につきましては、収入総額5億550万8,000円に対しまして、支出総額3億564万2,947円で、今年度は資金不足を生じませんでした。

この主な理由といたしましては、平成18年度に購入をいたしました国債が満期を迎え、固定資産売却代金4億9,990万円が収入として発生したことによるものでございます。

以上が平成20年度におけます水道事業会計の決算概要でございます。

次に、認定第8号「平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」をご説明申し上げます。

まず、建設改良でございますが、平成20年度は前年度からの繰り越しを含め、総額4億261万2,000円を投じまして、污水管渠及び雨水管渠の整備に努めております。

建設工事の概要でございますが、污水管渠につきましては、北谷、連歌屋及び水城地区におきまして総延長4,357.1mを築造をいたしまして、雨水管渠につきましては、坂本地区におきまして総延長136.1mを築造をいたしております。

次に、水洗化人口は、前年度比1.1%の増の6万4,897人で、行政人口に対します水洗化人口普及率は94.1%となっております。また、年間有収水量は、前年度比0.1%増の596万4,693m<sup>3</sup>となっております。

次に、経理面でございますが、収益的収支で総収益17億287万8,841円に対しまして、総費用

は14億9,602万1,532円で、差し引き2億685万7,309円の純利益を生じております。

この主な理由といたしましては、流域下水道維持管理負担金剰余金の精算金約1億3,900万円の収入及び平成19年度に続きまして企業債の繰上償還に伴います支払利息の減少が大きく影響しております。

次に、資本的収支につきましては、収入総額28億4,657万9,350円に対しまして、支出総額34億4,361万4,807円で、差し引き5億9,703万5,457円が不足をいたしております。この不足につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が平成20年度の下水道事業会計の決算概要でございます。よろしくご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第23から日程第30までの平成20年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員長は総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の安部陽議員とすることに決定しました。

ここで決算特別委員会日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

今回の決算特別委員会の委員長に私清水章一、副委員長に安部陽議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

では、日程について説明をいたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思っております。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月11日及び9月14日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目につ

いての内容審査を行います。

なお、予備日として9月15日を予定していますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願ひします。

また、資料要求は配付されています資料要求書により、8月28日金曜日午後1時までに事務局に提出をしてください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は本日の議会関係会議終了後及び8月28日、9月10日の午前10時からになっています。

以上で説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31から日程第33まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第31、報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第33、報告第10号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」までを一括議題としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 報告第8号から報告第10号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度太宰府市健全化判断比率の報告について」をご説明申し上げます。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つから成っております。いずれかが早期健全化基準以上の場合につきましては、財政健全化計画を定めなければならず、また将来負担比率を除く3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合につきましては、財政再生計画を定めることとなっております。

本市の平成20年度健全化判断基準比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はございません。公営事業会計も含めた実質収支合計でも黒字

であるために、連結実質赤字比率の表示もございません。また、実質公債費比率は、前年度と比較いたしますと1.2ポイントの改善をされ、11.6%となっております。将来負担比率も改善をされたことによりましてマイナスとなり、比率の表示がなくなっております。したがって、太宰府市の財政状況は、すべて早期健全化基準及び財政再生基準以下であるために、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要でございます。

以上、簡単でございますが、太宰府市健全化判断比率を報告をいたします。

次に、報告第9号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」をご説明申し上げます。

平成19年に制定されました地方公共団体の財政健全化に関する法律により、公営企業の経営に関し、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に対し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなりました。

このことを受けましてご報告いたすものでございますが、水道事業におきましては、平成20年度の決算において資金の不足額は生じておりませんので、資金不足比率はマイナス数値となり、公表の際はバー表示、マイナスでございますけれども、そういった表示となります。

次に、報告第10号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成20年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」をご説明申し上げます。

先ほど水道事業資金不足比率についてご報告いたしましたけれども、下水道事業におきましても同様に、平成20年度決算におきまして資金不足額は発生しておりません。

したがって、資金不足比率はマイナス数値となり、公表の際はバー表示、マイナスの表示となります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は8月31日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

〔平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成21年8月31日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第57号 市道路線の認定について
- 日程第2 議案第58号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について
- 日程第3 議案第59号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組規約の変更について
- 日程第4 議案第60号 福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町の数の増減及びこれらに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第5 議案第61号 福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町の数の増減及びこれらに伴う福岡都市圏広域行政事業組規約の一部変更に関する協議について
- 日程第6 議案第62号 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第7 議案第63号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第8 議案第64号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第9 議案第65号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について
- 日程第10 議案第66号 太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第68号 太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第69号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第70号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第71号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第72号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第73号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番 原田久美子 議員

2番 藤井雅之 議員

3番 長谷川 公 成 議員  
5番 後 藤 邦 晴 議員  
7番 橋 本 健 議員  
9番 門 田 直 樹 議員  
11番 安 部 啓 治 議員  
13番 清 水 章 一 議員  
15番 佐 伯 修 議員  
17番 田 川 武 茂 議員  
20番 不 老 光 幸 議員

4番 渡 邊 美 穂 議員  
6番 力 丸 義 行 議員  
8番 中 林 宗 樹 議員  
10番 小 柳 道 枝 議員  
12番 大 田 勝 義 議員  
14番 安 部 陽 議員  
16番 村 山 弘 行 議員  
19番 武 藤 哲 志 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 福 廣 和 美 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

|         |         |                  |         |
|---------|---------|------------------|---------|
| 市 長     | 井 上 保 廣 | 教 育 長            | 關 敏 治   |
| 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 | 協働のまち<br>推進担当部長  | 三 笠 哲 生 |
| 市民生活部長  | 松 田 幸 夫 | 健康福祉部長           | 松 永 栄 人 |
| 建設経済部長  | 新 納 照 文 | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮 原 勝 美 |
| 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 | 総 務 課 長          | 大 藪 勝 一 |
| 経営企画課長  | 今 泉 憲 治 | 税 務 課 長          | 鬼 木 敏 光 |
| 都市整備課長  | 神 原 稔   | 上下水道課長           | 松 本 芳 生 |
| 教 務 課 長 | 木 村 裕 子 | 監査委員事務局長         | 井 上 義 昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 島 健 二 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 浅 井 武   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 茂 田 和 紀 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第57号 市道路線の認定について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第57号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第57号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第58号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」から日程第9、議案第65号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団組合同約の変更について」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第58号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第58号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時02分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第59号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第59号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第60号「福岡都市圏広域行政推進協議会を設ける市町の数の増減及びこれらに伴う福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第60号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第61号「福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町の数の増減及びこれらに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第61号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第62号「福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第62号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時05分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第63号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第63号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時06分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第64号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共

団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第64号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時07分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第65号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第65号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第66号 太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第66号「太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第66号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第67号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第11、議案第67号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第67号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議案第68号 太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について**

○議長（不老光幸議員） 日程第12、議案第68号「太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第68号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第69号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第13、議案第69号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第14から日程第16まで一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第70号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第16、議案第72号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第70号から議案第72号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第73号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第17、議案第73号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

す。

議案第73号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9月8日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（3日目）

[平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成21年9月8日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 安部 陽
(14) | 1. 安心・安全のまちづくりと今後のまちづくりについて
(1) 御笠川沿いの連歌屋公民館、大町公民館、五条公民館については危険性が高いので災害時の避難場所の変更はできないのか。
(2) 消防車、救急車はもちろんのこと、気持ちよく車同士が離合できる道路にできないのか。(4m道路を最低5mに)
(3) 13億円の地域再生事業で積極的に道路整備に使用できないのか。 |
| 2 | 長谷川 公成
(3) | 1. 高雄公園(仮称)について
(1) 周辺道路について
(2) 防犯対策について
(3) 大雨時について
(4) 進捗状況について
(5) 遊具等の設置について |
| 3 | 中林 宗樹
(8) | 1. 7月豪雨災害被災の今後の対策について
(1) 三条三丁目の山地崩落について
(2) 高尾川氾濫について
2. ごみの対策について
(1) ごみの減量対策について
(2) ごみの不法投棄対策について
3. 商工業振興策について
商工会では、この度のプレミアム付き商品券事業を再度計画しているが、市はどのように考えているか伺う。 |
| 4 | 藤井 雅之
(2) | 1. 環境行政について
(1) ペットボトルキャップのリサイクルについて
(2) 地上デジタル放送の受信障害への対応策について
2. 子育て支援策について
本年7月1日より解禁された幼児二人を乗せた3人乗り自転車に |

| | | |
|---|--------------|---|
| | | <p>ついて何う</p> <p>① 市独自のレンタル制度導入</p> <p>② 乗り方などの安全対策の対応策実施</p> <p>3. 情報教育について</p> <p>市内の小中学校では、子供たちの携帯電話の校内への持ち込みは禁止であるが、「所有」は禁止されていない。</p> <p>インターネットいじめや架空請求詐欺など、携帯電話を所有することによって子供たちが巻き込まれる恐れのあるトラブル防止策について何う。</p> |
| 5 | 武藤哲志
(19) | <p>1. 水道料金等審議会について</p> <p>今日まで再三の質問により水道料金の引き下げを要求してきた。そこで、市長は下水道使用料も含め、太宰府市水道料金等審議会条例を10月から施行するようにしているが、どのように審議会に諮問するか明らかにされたい。</p> <p>また、将来を見据え、近隣ダムの水利権取得をしているが、人口増が見込めず、松川、大佐野ダムの浄水施設の見直しも必要と思われるが、回答を求める。</p> <p>2. 男女平等雇用機会均等法に基づく女性管理職の職務登用及び職員の勤務査定について</p> <p>太宰府市には女性管理職、とくに部・課長の方々が少ない状況であるが、任命権者として、女性職員の任命及び職員の勤務、職務査定について来年度からはどのように実施するのか明らかにされたい。</p> |
| 6 | 門田直樹
(9) | <p>1. 国分台地区の防災対策について</p> <p>治山ダムが既設、増設ともに土石で埋まっている。しゅんせつをするか新たにダムを設けるか、対策が必要である。また、雨水排水は平成15年の水害後一部改善されたが、最も大きな被害が出た上流部は依然小さな径の導水管のみで7月下旬の大雨では用をなさなかった。</p> <p>同地区における防災対策並びに国分地域にある5カ所のため池の管理と責任の所在について何う。</p> <p>2. 学校での国旗掲揚について</p> <p>先ごろの総務文教常任委員会による市内11校の学校視察では、①屋外での日章旗の掲揚、降納のあり方がまちまちで、②体育館正面の国旗の状態も汚れが目立つものがある。</p> <p>①については、誰がいつ行っているのか。②については、購入新設の時期をそれぞれ各学校ごとに明示していただきたい。</p> <p>新学習指導要領では、道徳教育で愛国心を育むことや国歌を歌え</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>るよう指導することなどが明記された。公教育で身につけるべき当然の指導内容と考えるが、学校現場できちんとした国旗の管理を行うことがまずもって必要である。教育長の考えを伺う。</p> |
|--|--|

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 福廣和美 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

| | | | |
|------------------|------|---------------------|-------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 木村甚治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 松田幸夫 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 新納照文 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長 | 山田純裕 |
| 総務課長 | 大藪勝一 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 協働のまち
推進課長 | 諫山博美 | 市民課長 | 木村和美 |
| 環境課長 | 篠原司 | 人権政策課長兼
人権センター所長 | 蛭川二三雄 |
| 福祉課長 | 宮原仁 | 高齢者支援課長 | 古野洋敏 |
| 子育て支援課長 | 原田治親 | 都市整備課長 | 神原稔 |
| 建設産業課長 | 伊藤勝義 | 上下水道課長 | 松本芳生 |
| 教務課長 | 木村裕子 | 学校教育課長 | 小嶋禎二 |
| 監査委員事務局長 | 井上義昭 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 松島健二 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、11人から提出されております。

そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日8日6人、明日9日5人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

通告に従いまして質問をいたします。

安心・安全のまちづくりと今後のまちづくりについて。

最初に、お断りを申し上げておきます。

この安心・安全のまちづくりにつきましては、福祉、環境、交通、道路問題など広範囲にわたりますので、今回は災害の際の避難場所、道路問題に絞って質問をいたします。

去る7月24日から26日にかけての豪雨は、618mmというとてつもない大雨を本市にもたらせました。また、台風9号により兵庫県佐用町では死者18名、行方不明2名の痛ましい災害に見舞われました。このように自然の災害は私たちが想像もできない、また地域も限定できない大きな範囲で災害が起きております。幸い本市におきましては、大きな事故もなく過ぎされましたのも、寝食を忘れ、災害対策に携われました職員の皆様のおかげだと、この場をかりまして改めて厚く職員の皆様に御礼を申し上げます。

このことは、平成15年7月19日、豪雨災害で甚大な被害を受け、これを教訓に、また災害復旧を行われた結果、今回の600mmからの豪雨にもかかわらず大災害に至らなかったことにつながったものと思っております。

さて、私は以前に一般質問をいたしました御笠川沿いの連歌屋公民館、大町公民館、五条公民館については、避難場所としてふさわしくない場所であり、危険性が高いので避難場所の変更をお願いしたところですが、今回の佐用町の災害にも現実として示されますように、川を渡っての避難のあり方など考え直すべきと思われる。また、事もあろうに御笠川という川沿い

に避難場所があること自体おかしなことであり、早急に検討すべき問題と思いますが、その後どのように検討され、避難場所、避難経路が示されたのか伺います。

今回の佐用町の災害で見られますように、避難場所が特定されているために、その避難場所まではどんなことがあっても行かなくてはならないような考えがお年寄りの方たちにあったのではないかと思います。これを参考に本市の場合に当てはめてみますと、大町公民館の場合は、即刻当てはまるのではないのでしょうか。今回の広範囲にわたる災害を見た場合に、御笠川を挟んで山ろく側と平地側とに大きく分けられると思います。したがって、避難場所に対しての避難経路と市民への伝達方法を綿密に調査し、見直すべきだと思います。どうか再点検をお願いいたしておきます。

2点目は、道路問題であります。

私は、以前にも、これからの社会進展に際し、理想的な道路として歩道、車道、自転車道、電動車いすがスムーズに離合できるように道路問題について検討していただきたいと質問をいたしました。まちづくりに道路問題は大きなウエートを示しております。どのような道路形態を考えてあるのか、わかる範囲で回答をお願いいたします。

このたび筑紫台高校に、3階建ての学生寮が建設されます。この地域は道幅4mそこそこの地域で、消防車は入れません。しかしながら、この地域は太宰府小学校、筑紫台高校があり、1日に約100台からの車が行き来しております。したがって、地域の方々が学生寮建設の際に、セットバックをされるときにお互いの車が離合できるようなセットバックを筑紫台高校をお願いしております。また、その足で、市役所に建築許可の際に離合がしやすいように指導をしていただきたいとお願いをいたしました次第であります。

ところが、市の考え方は、4mの範囲を考えられておきまして、その回答にがっかりいたしました。その考え方とは、観世音寺や連歌屋地域は史跡地域であるとのことでした。道の歴史あるいは生い立ちも知らずにこのような考え方、また建築の際の4mにこだわっておればいつまでたっても太宰府市の道路は改善されず、快適な生活は営まれません。

私も議員になって区画整理事業以外に道路の拡幅工事を見たことはありません。やっと今回そのなぞが解けた気がいたします。安心・安全のまちづくりは、万一の際に消防車、救急車はもちろんのこと、気持ちよく車同士が離合でき、また歩行者が安心して通行できるのが日常生活で安心・安全なまちづくりではないでしょうか。

以上の観点から、今後の区画整理事業を初め、いろいろな機会があるごとに、車等が離合しやすい4mの考えから最低5mの道路に切りかえるべきと思われるが、その見解を伺います。

平成20年6月議会において道路問題について質問をいたしましたときの回答におきまして、13億円の地域再生事業の認可を受けておりますので、人に優しい、町に優しい、環境に優しい、そういった観点から道路整備を行っていききたいと回答がございました。

しかしながら、陳情に参りましたときには、単なる4mのセットバックの回答で、前向き

道路整備の積極性が一度も感じられませんでした。このような積極性がない上層部の考え方であれば、いつまでたっても安心・安全のまちづくりは将来にわたっても進みません。再度、将来の道路網のあり方について再点検され、消防車を初め生活道路としての見直しがあると思いますが、やる気があるのか、市長の回答を求めます。

再質問は自席にていたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、おはようございます。

まず初めに、安心・安全のまちづくりと今後のまちづくりについてご質問がございましたので、ご回答申し上げます。

7月の中国・九州北部豪雨でございますけれども、ただいまお話がございましたように、太宰府市におきましては24日午後8時ごろに1時間当たり雨量が84mm、そして24日午前0時から26日の正午までのこの3日間の雨量でございますけれども、ご指摘のように618mmという雨量を記録したところでございます。この豪雨によりまして、市内はもとより県内各地で甚大なる被害が出ておるのもまた事実でございます。本市におきましては、ご指摘がありましたように、幸いに人的被害は今回はございませんでした。これも平成15年7月19日のさまざまな対応をしてきておった成果が出てきておるといふふうに思っておるところでございます。しかしながら、雨の降り方がそうございましたので、道路あるいは住家被害等々がございまして、一部破損8件、床上浸水12件、床下浸水38件、あるいはこのほかに道路等の被害等々が合計で182件ほどございました。こういった被害がございましたので、市内の被災されました市民の皆様方には心から謹んでお見舞い申し上げたいというふうに思っております。道路被害等につきましては、補正予算でもって災害復旧工事を含めた形で年々弱いところの補強を行い、そして災害に強い町、都市にしていきたい、このように思っておるところでございます。

私は、子供から高齢者までが住みなれた地域で安心・安全に暮らすことができるまちづくりを推進しておるところでございます。また、私のまちづくりにおきます大きな柱の一つでもございます。

次に、2点目の道路問題のセットバックにつきましては、農地転用及び建築時等の道に関する指導要綱に基づきまして実施をしているところでございます。この要綱をもとにいたしまして道路の整備を行っておりますけれども、そのほかにも離合場所などの必要な路線につきましては、拡幅の計画を考えていかなければならないと、このように思っております。

次に、3点目の地域再生事業などの国庫補助でありますとか、あるいは交付金制度につきましては、道路改修でありますとか、あるいは側溝の改修などにも積極的に現在活用しながら道路整備を行っておりますところでございます。現在も計画的に市内各地におきましてこの制度、事業を進めておりますけれども、その成果は大きいものがあるというふうに私は思っております。

ご質問項目の詳細につきましては、各担当部長のほうから回答させますので、よろしくお願

い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 1点目につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

災害時の避難所につきましては、風水害のみならず地震などのあらゆる災害を想定し、一時避難あるいは被災された方の一定の生活の場として各行政区の公民館を第1次避難所に指定しております関係から、その時折の災害状況により避難所として使用いたしております。ご指摘のとおり連歌屋、大町、五条の各公民館は御笠川沿いにありますので、水害時には道路等が冠水することも想定される場所です。こうした場合には、いきいき情報センターを第2避難所として開設するなどの現実的対応を図ることとしております。また、これまでも降雨状況等を勘案して、指定避難所ではないものの市役所などを避難所として開設した経緯もあります。災害の状況に応じて臨機応変に他の公的機関を初めとしまして民間施設なども管理者の了解を得ながら避難所として開設などの対応をしてもらいたいと考えております。現行の指定された避難所以外の施設等で避難所指定の可能なものがあれば、今後追加指定も検討してまいりたいと考えております。市民の皆様におかれましては、広報等でもお知らせいたしておりますように、日ごろからご家族で避難場所の確認、下見、あるいは避難経路も実際に歩いて確認をされるなどお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 次に、2点目の消防車、救急車はもちろんのこと、気持ちよく車同士が離合できる道路にできないかというご質問についてご回答申し上げます。

太宰府市におきましては、農地転用及び建築時等の道に関する指導要綱に基づきまして、建物建築時に前面道路が4m未満、このときにセットバックした道路部分について寄附をさせていただきながら道路整備事業を進めております。現在、年度によって多少の誤差はございますけれども、年に12件から20件のセットバックを行ってございまして、また安心・安全のまちづくりの視点から、建築時だけでなく周辺住民からの要望ということで寄附のお願いをしていくということも行っておりまして、昨年度は2件の自主的セットバックをしていただいております。今年度も現在協議を進めておるところでもございます。

セットバックに対して、当市はもちろんのこと、国や県も重要課題と位置づけをいたしまして、平成19年度から福岡県が地域住宅交付金事業を創設をいたしまして、セットバックに関する測量業務委託費、隅切り用地費、補償費について45%の補助が受けられるようになっております。国も平成21年度からセットバック事業に伴う工事費につきましても、国土交通省は道路狹隘整備促進事業を創設しまして、50%の補助を受けられるようになっております。当市といたしましても、それらの補助事業を積極的に活用しながら、セットバック、隅切り事業を行っておるところでございます。今後も市広報紙、ホームページなどでこの事業の周知を行い、協

力をいただきながら進めていく考えでございます。

道路幅員を最低4 mから5 mにすることについては、建築時における建ぺい率または容積率との関係もございまして、土地所有者のご理解とご協力が必要と考えております。道路の形態によって離合場所などおいたしまして必要な路線につきましては計画していきたいというように考えております。

次に、3点目の13億円の地域再生事業で積極的に道路整備が使用できないかということについてご回答申し上げます。

現在実施しております地域再生事業は、地域再生法に基づきまして地域再生計画の策定を行い、国の認定を受けて実施しており、平成19年度から平成23年度までの事業といたしまして市内の道路整備事業を行っております。本市の道路の現状は、太宰府天満宮を初めとする観光地に向かう大型バスが多く、振動、騒音に対する要望が多数あります。また、市外からの車の流入が増えまして、市内の各所で交通渋滞等の苦情も増大している状況でございます。そのため、安心・安全のまちづくりには、市内の道路の整備は不可欠でございまして、市内交通網の道路整備、子供や高齢者、障害者等の交通安全施設の整備、バリアフリー、生活環境の向上を目指すための歩道の整備等を行っていく必要があると考えております。

については、この地域再生事業を最大限に活用いたしまして、主要道路までの生活道路の整備として道路の拡幅や歩車道の分離、沿道住民の騒音、振動の改善整備としての道路舗装の改良、住民の歩行の安全確保及び緊急車両の通行を迅速化するための生活環境の整備として道路の側溝改良等の事業を進めておりまして、地域再生事業を積極的に活用し、取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） まず、1点目から申し上げますと、この御笠川沿いにある大町、連歌屋、五条公民館、これは平成15年のときにはたしか一部の、たしか五条あたりは浸水があったと思うんですよね。そういうところで、やはり危険という問題があるんですが、この佐用町の例をとりますと、やはり橋を渡って避難をした。それで、橋を渡るときにもう既に流されていると、そういうような問題が起きているわけですね。それで、今の部長の答弁を聞きますと、一応公共施設をそういうふうで避難場所にするということはよくわかるんですよ。だけど、選び方が、結局お年寄りの人たちに、なら大町も馬場、あの辺の方たちが、避難するときに大町公民館に行くときに御笠川は、幸い今、橋げたもなくなってから物が詰まるようなことはないからいいけれども、越すような状態のときに、やはりみんな渡り切らないと思うんですよね。そういう情報ですか、御笠川たくさんなっているから別んところに移りなさいと、そういう場合も出てくると思うんですよね。ほんで、私、例でちょっと言いましたように、あの御笠川から山手は、もう極端に言えばもう筑紫台高校と太宰府小学校しかないんですよ。ほんな、三条一丁目、ずっとあっちのほうになると水害があったところですね。あれからこっちに来ると小

さい川が流れておりまして、あれがあふれて、結局三条あたりの人は太宰府小学校には来れないんですよ。ほんで、部分部分に切れるんですよ。そういうふもとならふもとを考えた場合に、何世帯ぐらいがあそこに入れるか。極端に言やあ、連歌屋の、わかりやすく言えば醍醐、あの辺の連歌屋一丁目の人たちだけぐらいしかないんですよ。あとの人たちは太宰府小学校には来れないんですよ。それから、二次災害として考えてあるけれども、朝日橋だとかそういうところをずっと、あの橋を渡ってこないで太宰府小学校に来れない。そういうようなね、災害のあり方をもう少し情報をキャッチして、それを市民にどう知らせて、どういう避難経路をとらないかんと。日ごろから見てもらったりやいいじゃないかと言うたものの、お年寄りはいや、避難場所は公民館になつとるばいということで、みんな押し寄せて流されるということになる。

それと、これで気づいたんですけれども、極端に言えば、対岸にロープならロープでもくくってでも、それを引っ張りながら、それだけの力がある人が渡ればいいですけども、年寄りの方はそういうような渡り方もないだろうし、夜と昼とまた違うんですよ。夜になると、やっぱり懐中電灯やらサーチライトかなんかを照らしてやらんと、どれだけ、どこが橋であるか、川であるかわからない。やっぱりそういうものをしっかりと想定してですね、再検討をお願いしたいと思いますが。

それと、もう一つここで申し上げておきますけど、せっかくお寺さんとかお宮さんあるんですよ。ほんで、例えば連歌屋の人がわざわざ、上のほうの人が連歌屋公民館からあっちのほうに行かんで、例えば天満宮の余香殿のあたり、あの辺を事前に了解していただいといて、そういうところの余香殿のあたりに待避場所を設けると。そしたら、わざわざ向こうに渡らない。そういう、やっぱり総合的な検討をもう一度お願いします。9月1日号でこれ見まして、あら、全然まだ検討されてないなと思いましたのでね。その点、どういう検討、ちょっといきさつ、わかりましたら。先ほどの回答と余り変わらないということですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 第1次避難所については、各行政区を一つの避難圏ととらえまして、それぞれの公民館あるいは共同利用施設を避難所として指定をさせていただいております。これは、今、安部議員ご指摘のように、道路が冠水あるいは御笠川がはんらんしているときに、そこに強制的に避難しろということじゃなくて、先ほど私の答弁で申しましたように、安全あるいは避難場所の適地、そういうものを判断しながら災害対策本部のほうで避難勧告を出す場合はどこどこ避難所に避難をなささいというような勧告します。それで、先ほど申しましたように、これまでもそうでしたけども、御笠川沿いに公民館があるところもあります。体育館施設もあるところもあります。そういうことで、自主避難をしたいがというようなときに、市役所どうですかというようなお話がありましたので、もうこれまでも再三市役所のほうに避難をしていただいたという経緯もありますので、そういう判断の中で対応していつているということが現状であります。

それで、今申された地区につきましてはですね、太宰府館も新たにできておりますし、それから先ほどの答弁で申しましたように、民間施設、そういう社団法人施設あたりにつきましてはですね、所有者の方のご理解をいただきながら指定していきたいと思っておりますけども、民間施設につきましてはなかなか24時間体制で即時開所というのが難しい部分もございます。ただ、開所できるときにはそういう要請をしながらやっていきたいと思っております。

経過については、一時避難圏ということで公民館を指定した理由というのは、そういう緊急、応急的に避難していただく場合と、あるいは御笠川がはんらんじゃなくて、どこかの箇所が、あつてはなりません土砂災害があつて、被害はないけどもそこに住むには危険があるから、一時緊急的に避難してもらふ場所とかというのは、やはり住みなれた地域の公民館というのがやっぱり管理者の方がおられるからあれだろうと思うし、大規模になれば当然小学校とかそういうところにもなりますけども。そういう時折の状況に応じましてやっていきたいと思っております。

それで、いろいろ資源があればいいんですけども、なかなか地区公民館と公共施設以外にあるかという、これ、困難な部分があります。それで、ご指摘のように地域の中でこれからどういうふうな防災体制をとるかということ自治会長さんとも協議し、10日の日にも全体の自治会長さんと今回の災害について意見交換するような場を設けております。その中で、行政としては地域防災計画というような一つのシステムを設けておりますけども、地域住民にとってはそのシステムだけでは安心できないという部分があるんだろうと思います。安心感を持つには何かといいますと、例えばひとり暮らしの高齢者の方々が、そういう大雨が降ったときには近所のだれだれさんがちょっと声かけにいこうとか、そういうコミュニティづくりの中でも対応を行政と地域と一体となつてつくり上げていくことがこれからの防災体制の充実だろうと思っておりますので、そういうものを踏まえながら、地域防災計画という中でも見直し、今現在入っておりますので、そういういろんな意見も出ております。そういうものも勘案しながら避難所が安全でよりよいものとなるような指定を今後検討したいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、部長が申されますように、やはり地域の自治会長さんあたりも中心になってですね、いろんなケースがあるということ想定問答というか、そういうものまでつくられて、やはりこういうところの水が出た場合にはこちらのほうに移動すると、何かそういうような。それと、一番大切なのは、やはり公民館に行けないという場合に、市民への伝達方法ですね。早くやはり現地を見といて、今の市長は現地主義だからその点助かりますけれども、やはりいち早く現地に行つてずっとその情報を避難場所適当であるかどうかというのをいち早くやっぱり市民に知らせるといふような体制を整えて、あわせてお願いしときます。

一応、1番はそれで終わります。

それから、2番目の4m道路を5mにできないかというのは、これはもう太宰府の特徴といったらおかしいけど、どこへ行ったら4mそこそこですよ。どこもここも離合できないんですよ、早く言えば。それで、救急車やらを通せっちゃってちょっと難しいと思うんですが。先ほどの部長の回答では、建築基準法だとかいろいろ言われますけども、今は地方分権の時代になっておりますのでね、この建築基準法にとらわれずに5mの道路に今後ずっと引き上げてもらいたいと思うんですね、今からの区画整理事業だとか、開発行為だとかなんかかんかです、部分だけでも。部分だけでもそういうふうで5mになってくれば、かなりその次の、わざわざ都市計画決定して一遍にやってしまうというようなことをしないで済むと思うんですが、その点の考え方はどんなふうですかね。やはり建築基準法だとかそういうのにとらわれてやれないんですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 法にとらわれずに一律に5mというご意見でございますけども、私どもも実はできればそうしたいという気持ちは十分持っておりますが、指導要綱に基づきますものにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、最終的に4mの道路を確保するというのが目的でございます、これは太宰府市だけではございません。全国的に同じ基準を持って動いておりまして、ただ1つだけ違うのが、各市町村にゆだねられているのがですね、買い上げることができるんですね、それはもう当然どこにおいても同じなんです。4m、どうしても5mが必要であれば、その道路をあと1m買い上げることはできるんじゃないかなというふうに思いますが、これをすべて行いますと、太宰府市の道路、小さい、狭い道路もすべて2mとか3mの道路もございまして、そんなような道路も5mに引き上げると、なかなか難しゅうございます。そういうことから、全体総合的に考えましても、現在のところは要綱のとおりに行なってですね、そしてその要綱のとおりいけば、地権者におきましてもセットバックにおけます説明もしっかりできますし、理解もいただいておりますので、スムーズに4mの道路の確保はできるということでございます。どうしても必要な場合は、先ほど市長も申し上げましたとおり、離合場所とか、そういうふうなところが必要であればですね、その場所を離合の場所として買い上げることは今後も計画をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 先ほど借り上げですか。買取じゃなくて、借り上げですか。借り上げだったら、また借地料の問題だとかいろいろ出てきますので、そういうのはちょっとやめたほうがいいと思います。後ほどの、借り上げ。

（「買い上げ」と呼ぶ者あり）

○14番（安部 陽議員） 買い上げ。あっ、買い上げやったらいいです。はい、わかりました。

できるだけですね、やはりそういうふうで5m道路に極力市民の方の協力も得ながらこの問題は取り組んでいただきたいと思います。そうしなすと、いつまでたってもあの太宰府の道はよく

ならないと思っております。

それから3番目に、なぜ13億円の地域再生事業を出したかという、実は私のところ、ちょっと例題でも出しましたように、筑紫台高校が今回3階の学生寮を建てるわけですね。ちょうどあそこが、あと10cmぐらい足りないぐらいの道路です。ほんで、どっちにしたってセットバックしなくちゃいけないということで、これ、あそこに学生寮を建てますという看板が建ちましたので、それに伴いまして自治会長を初め、隣組長さん、皆さん回覧板で周知徹底しておりますけれども、そういう方たちが一緒になって筑紫台高校にお願いに行っております。筑紫台高校も、やはり地域との、何ですか、仲のいい、緊密な関係を持ちたいという気持ちは持っておりますので、恐らくそのときに言われたのが、市のほうからの要請等もあれば考えていきたいというようなことも聞いておりますので、その点の考え方についてちょっと。この陳情に行ったときにあれしたときには、ちょっと4mのことしか聞いておりませんので、その後どのように筑紫台高校との話し合いがなっておるのか、また今後どういうふうに進められるのか、その点お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 筑紫台高校の学生寮の建設に伴いますそのセットバックにつきましてはお承知のとおりだと思いますが、連歌屋の地域の皆様方のほうから高校のほうに要望書を出されたということで、私どもも写しをいただきました。すぐに対応をしたかったんですが、その後に市長のほうにも改めて要望が出されたようでございます。

そういうことから、昨日でございますけれども、高校のほうに出向きまして直接校長先生とお話をさせていただきました。話の内容につきましては、今すぐには難しい状況であると。理事会のほうにも諮らなければならない大切なことだろうということでございました。

そういうことから、市といたしましても積極的に何とかできませんかというようなお話を申し上げたところでございますけれども、明快な回答はいただけないということでございます。今後におきましても、市といたしまして、できればその地域の皆様方のご要望のとおりですね、なれば一番いい結果になるわけでございますけれども、何せ学校との話し合いも残っておりますので、いましばらく時間がかかるんじゃないかなというふうに思います。

安部議員さんのほうにおかれましても、地元のほうで動いておられるということは校長先生からもお聞きしておりますので、私どもとまたミーティングをしながらいい方向に向かえればなというように思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この筑紫台高校の土地につきましては、大体1mセットバックしていただいて3坪あるかないかぐらいの面積になると思います。今後また積極的に市のほうでも推進していただきまして、あの地域でもう離合するのに皆さん大変困ってあるんですから、その点、筑紫台高校自体もあそこに20台ぐらいの駐車場も持っておりますので、その点も強調していただいておりますね、円満解決にこぎつけていただきたいと思います。

これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました仮称高雄公園について質問させていただきます。

現在、本市におきまして高雄地域の地区公園が着工され、完成を楽しみにされている市民の人々が数多くいます。しかし、周囲からは中の様子が全く見えず、一体どのような公園になるのか、広報の説明だけではよくわからないという声が聞かれます。

公園や園庭、校庭など遊び場の設置、管理者は、その計画、設計、設置に際して国土交通省安全指針が示すように遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理しながら物的ハザードが存在しないようにしなければならないと示されています。そこで、計画、設計、設置段階では、新安全基準に基づいた診断を実施し、物的ハザードを存在させないことが安全対策のポイントになるそうです。国交省安全指針は、遊び場の立地選定は安全確保の観点から、周辺の土地利用などに応じた安全な経路や見通しなどを考慮した利用動線を確保するとともに、遊具を設置する場所の地形や遊具の耐用年数などに大きな影響を与える環境条件に考慮した安全対策を講ずると述べています。

遊び場へのアクセスは、防犯面からも十分な見通しが確保されているか、また交通安全面からも周囲の交通事情への配慮がなされているかなどに加え、出入口部分は子供が飛び出しにくくする等の配慮は十分か、さらにベビーカー、車いすなどを含むすべての利用者がアクセスできるかなどがポイントになります。

遊び場の安全利用のポイントとして、公園管理者や保育者はもちろんのこと、保護者や地域住民も子供の利用状況を確認して、窒息事故や転落事故につながる人的ハザードを取り除くことが事故防止には欠かせません。このような人的ハザードによる事故を防止するには、危険に対する認識や判断が十分ではない幼児には、子供と遊び場の見守りが必要不可欠だと思います。

国交省安全指針でも、子供と保護者、地域住民との協働による楽しい遊び場づくりという項目で、都市公園には通常、公園管理者が常駐していないため、保護者、地域住民と連携し、子供の遊びに対する共通意識を形成して、安全な遊び場づくりに取り組むことが望ましいとしています。そして、保護者、地域住民が、子供の遊びや遊具に対して関心を持ち、日ごろから見守りを行うなど積極的に関与していくことが重要だと考えます。協働して見守るには管理者側の努力も必要で、そうした参画を得るためには、その重要性を知らせるための安全教育や啓発のためのワークショップを実施していくべきだと思います。

そこで、仮称高雄公園に関して、私が直接聞いた市民の方たちの不安要素を質問いたします。

1、周辺道路整備について。太宰府東中学校の通学路を通ることになりますが、竹やぶが生い茂り、道路まで伸びて危険な状態ですが、対応を伺います。

2、防犯対策について。公園は、規模や性格によってさまざまなタイプがありますので一律に扱うことはできませんが、この仮称高雄公園に関しましては、小・中学校の保護者を初め、地元住民や自治会役員、校区防犯委員が完成前からパトロールを行ったり、周辺の川などを危険箇所指定したり、数多く心配される声が聞かれました。防犯対策にはどのような対策を行っていくのか伺います。

3、大雨時などの防災対策について。近年、本市においても、記録的豪雨に見舞われております。多目的広場が調整池になるように聞いていますが、多目的広場の規模と調整池の容積を伺います。

4、現在の進捗状況について伺います。

5、遊具について。子供から大人まで幅広い世代が楽しめる公園とのふれ込みですが、遊具はどのようなものを設置するのか伺います。

以上、1項目5点について伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高雄公園についてご回答申し上げます。

高雄公園につきましては、平成19年度から工事を着手いたしました。平成21年度の完成を目指し、鋭意現在整備を進めておるところでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、高雄公園につきましてご説明申し上げます。

平成20年に地元住民の皆さんへアンケート調査のご協力をお願いいたしました。そのアンケート集計結果と提言されました内容及び国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針によりまして、公園の方針を決定いたしておるところでございます。

高雄公園は、健康増進を目的とした公園として、多目的広場や健康づくり広場、園内遊歩道を整備いたしまして、散歩、ウォーキングを楽しめ、また動物や生物の自然観察ゾーンや公園を臨む見晴らしの丘も設置した公園といたしまして、平成21年度完成を目指して準備を行っております。

1点目の周辺道路の整備につきましては、公園へのアクセスとなります太宰府東中の通学路の整備でございますが、ご指摘のように隣接地からの竹などが道路にかぶさっている状況でございます。この道路の隣接地は個人有地でありますために、所有者に伐採について指導をしてみたいというように思っております。

また、東中学校からの坂道が暗く、街灯が不足しているのではないかとご指摘についてでございますが、確かに人通りが少なく、住宅地でないために暗く感じていると私どもも認識

しております。今後街灯の増設につきまして前向きに検討してまいります。

2点目の防犯対策でございますが、管理体制は、管理人を置かず公園にフェンスを設置しまして、門扉による施錠と警備を考えておるところでございます。

3点目の大雨時については、公園の多目的広場が調整池となるような仕組みになっております。また、多目的広場の面積につきましては5,166㎡でございます、調整池の容積は約2,000㎡でございます。

4点目の進捗状況でございますが、造成工事はほぼ完了しまして、場内の排水施設、公園内の通路など現在施工中でございます、大方の公園の形は整っております。全体で60%ほどの進捗状況でございます。

今後、遊具、東屋、トイレ等の設置や健康づくり広場、園内遊歩道の整備を進めまして、平成21年度内に完成する予定でございます。

5点目の遊具等の設置につきましては、アンケート調査を尊重いたしまして、幼児用の遊具のみでよいということから、必要最小限のものにとどめまして、フリースペースを有効に利用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 現在の太宰府東中学校の周辺道路に関してなんですが、1番の、公園につながる道路として見たときにですね、やっぱり地域の皆さんが常日ごろ感じておられる点がありますので、再質問させていただきます。

街灯の件に関しては前向きに検討していただけるということではいいんですが、その周辺道路なんですけど、やっぱり通学路なんです。坂道のほうじゃなくて、田んぼの横を通っていく道の道路状況が非常に悪くですね、少量の雨でもちょっと何か中学生あたりは水たまりの中を歩いているようで、靴、靴下、ズボンがもう朝登校するときは水浸しで行かなければならないという話を聞いているんです。そういった道路整備に関してちょっと伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 道路に関しましては、高雄地区におきましては非常にご迷惑をかけている状況でございます。あらゆるところでですね、大雨によりまして冠水しましてというのがありますが、これは地域的、地理的にも若干の問題もございまして。また、高尾川の河川の改修のほうの問題が大きな問題もございまして、私どももそういうふうな事態でございまして、その雨天時、あるいはまた降雨時におきましても道路状況を再度調査をさせていただきながら改修に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。街灯と道路の件に関しては要望しておきます。

次、まほろば号の乗り入れなんですけど、地区公園には大体、地区公園か都市公園かちょっとわからないところもあるんですけど、梅林アスレチックスポーツ公園や歴史スポーツ公園など、やっぱりまほろば号が乗り入れというか、まほろば号のバス停が近所にあると思うんですけど、高雄公園はどのように考えてありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） これは、地区公園という形に位置づけをされます。大きくは都市公園になるわけですけども、位置づけとしましては地区公園として位置づけておりまして、現在まほろば号の乗り入れの計画は今のところはございません。しかしながら、将来的なことを考えまして、その回転できるスペースというものは十分とっておつもりでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） じゃあ、周辺道路最後の質問なんですけど、私も先日聞いたんですけど、公園の入り口というか、東中学校の登り口といますか、ちょっと古い民家があるんですね。そこに猫がたくさんいてですね、中学生あたりがやっぱりかわいいもんですから、朝や帰りにえさをやったりして、ちょっとえづけしているんですね。それで、それを聞きつけた方かどうかかわからないですけど、公園付近に猫を捨てに来る人がいるらしいんですよ。先日も近隣の方ともめたりしてですね、ちょっと環境衛生面でも今後ちょっと課題になってくると思いますので、ちょっとしっかり見ていただいて、そういう人がいないようにですね、注意していただきたいと思います。

では、周辺道路に関しては、これで終わります。

次、防犯対策についてですが、やはり場所がかなりの奥地なのでですね、本当に心配される声がよく聞かれます。やはり人通りが少ない。民家も余りない。もし事故やトラブルに巻き込まれたときにどうするのかですね。地域の方が心配するのは当然だと思うんですけど、管理人さんは置かれられないということで。AEDの問題もありますが、門扉、フェンスで覆われるということですが、早朝からやっぱりウォーキングされる方や犬の散歩をされる方もかなり多いと予想されるんですけど、公園のその開閉時間といますか、門扉を何時ごろ閉めるとかあけるとか、そういうふうな計画、開閉時間の計画があれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 現在のところは、まだそれは未定でございますけれども、計画といたしましては、できれば梅林アスレチックスポーツ公園、あちらをちょっと参考にさせていただきながらですね、朝6時から夜8時まで開園しておりますので、できればその時間帯を考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） では、開閉時間に伴いですね、梅林アスレチックスポーツ公園のような、先ほど言われました門扉なんですけど、大体どこの位置に設置するとか、形態がわかれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 門扉といいますか、私どもは一応ゲートという形でとらえておりますけども、確かに門扉ですけども、全部です、4カ所ゲートを設置したいというふうにならざるに今計画をしております、まず最初に公園のほうに入りますとすぐ右側に多目的広場、いわゆる調整池ですね、そちらのほうがございますが、その入り口に1つの大きなゲートを設けます。それから、ちょっと上に上がっていきまると駐車場に入るゲートがありますけど、そこにもまた大きなゲートをつくりたい。そして、歩行者が通れるようなスペースもとっておりますので、そこにもゲートを設けます。完璧に公園のほうにはゲートを閉めますと入れない状態になるということがございます。もう一つは、環境美化センターとつながっておりますので、そちらのほうの道路をですね、上に上がらないようにゲートを閉じておくというような形で考えておまして、合計4つのゲートを考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。昼間ですね、中学校の通学路の周辺道路に路上駐車している車がよく見かけられるんですよ。恐らくそれこそ竹やぶとかの陰で夏場なんか涼しいんでしょうね、日陰になって。そういう車をよく見かけるんですが、公園ができればやはり駐車場が設置されるはず、さっきからご説明いただいておりますが、駐車スペースの入り口、出口の数とですね、駐車可能台数は何台ぐらいとめられる予定にされてますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、駐車場の出入り口につきましては、1カ所です。これは、箇所数が増えますというんな意味で防犯体制、ちょっと響きが出てきますので、その辺については1カ所に抑えておまして。

車の台数でございますけども、ほかの一般の公園と同じようにですね、35台を計画しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ちょっと問題を変えますが、公園周辺に民家が少ないです。先ほどから言ってます、木々に囲まれた奥地のためですね、夜間の公園内はやっぱりかなり暗くですね、街灯が必要だと思われませんが、大体設置数は何本ぐらい予定されてますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 街灯につきましては、園内をですね、ずっと取り囲むように街灯を設置するんですけども、全部で32灯計画をしております。明るさとしましても、若干の問題はあるかもわかりませんが、当初の計画では十分だろうということがございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） いや、街灯設置に関しましては非常に難しい問題だと思うんですが、やっぱり暗過ぎるとやっぱり危険ですし、余り明る過ぎるとですね、少ないあれですけど、近

隣住民の方々からやはり苦情が出ると考えられます。街灯の点灯時間などが決まっていれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 街灯につきましてはですね、先ほど申しましたように、一応計画上では十分足りるんじゃないかなというふうに思っておりますが、もしこれを開園いたしましてですね、どうしても足りないというような状況が出ましたら、そのときはまた再度検討させていただきたいと思っておりますけども、あくまでも今設計の中での計算ですのでですね、その中では十分足りるであろうということでございます。

（「時間」「照明時間」と呼ぶ者あり）

○建設経済部長（新納照文） あっ、失礼しました。照明時間におきましてはですね、そうですね、一応開園している時間帯をまず考えておまして、そしてその照明自体が明るさ、照度の調整もできるようなものでございます。そしてまた、タイマーセットもできますので、これは開園時間に合わせた形で、ケース・バイ・ケースになろうかと思いますが、季節によってまた時間が変わるかもわかりません。それによって調整を十分できるようになっております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。街灯も少なければ設置していただけるということで、点灯時間も開園時間内が基本になるということですね。

じゃ、次行きますが、やはり地域の方たちがですね、先ほどからも何度も申しますけども、一番多く言われていたのが、防犯、夜間のことなんですね。街灯の点灯時間の件も説明していただきましたけども、やはり周辺も暗くですね、人通りはほとんどなく、民家は少ないということで、場所はもうとにかく奥地で人の目が届かない、本当に心配するところなんですね、夜間の閉園後のですね、管理はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 夜間につきましては、先ほどの防犯関係の説明のとおりでございますけども、ゲートをすべて閉じまして、そしてそれを施錠いたします。その後は無人状態になりますけども、今後利用状況に応じてですね、どのような警備に変わっていくのかというのは今後の課題であろうというふうに思っております、その中の選択肢の一つとして将来的には機械警備も十分考えられるんじゃないかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 公園の悪いイメージがつかずにですね、夜のたまり場にならないことを祈りまして、防犯に関してはこれで終わります。

それでは、大雨時の防災対策についてですが、今年もやっぱり市長も申されましたけど、雨量だけ、3日間と言うとですね、降水量日本一を記録したと記憶しているんですが、規模と容積に関しては、先ほどご説明いただきましたけども、大体どのくらいの雨量でですね、調整池

が満水状態になる予定か教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） これは、計算上非常に難しいんですけども、まず、表土、いわゆる公園自体がですね、どのくらい水を含んでいるかによってまた違ってまいりますけども、これを仮に十分水を含んでいるということで、そしてまたその公園の調整池につきましては徐々に水を流しているわけですね。その関係で、それをストップした場合、仮に全部ストップして大雨が降ったときにどうなるかということになりますと、約70mmの雨が降りますと満水状態になります。それから考えてみますと、先ほど申しましたように徐々に流しておりますのでですね、その辺を見ますともっとそれ以上の雨でも大丈夫だろうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 70mm、そうです、徐々に流されるということですね。じゃあ、豪雨対策におけます調整池のたまった水は徐々に流されるとおっしゃられたんですが、どのような仕組みとですね、その過程で河川に流していくのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まずですね、公園の、向かっていきますと、入っていきますと右側の山手のほうに大きな水路がございまして、深さが1m以上ございますけども、その水路を大きな水が、ほとんどの水がそこを通ってきます。それを深さが1mちょっとありますけども、その分の水を全部流しますと調整池の役割はなくなってきますので、一部をカットいたしましてですね、例えば30cmぐらいの深さにするとか、そうしますと、そこをあふれた水についてはすべて調整池のほうに流れ込んでくるような、そういうふうな仕組みになっておりまして、その仕組みを利用しましてですね、下の30cm分は常に流れる。徐々に流れていくってことですね。オーバーしたものはすべて調整池のほうに入ってきますので、そういうことのシステムでございまして、それが満水状態になりますと、今度は河川の、高尾川のほうになりますけども、その河川の水位によってですね、またその流れる量が変わってまいります。そういうふうなシステムで、調整池の基本的な役割を持ったものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ちょっと本当にあの地域はどれぐらい降るかちょっと予想がつかないからですね、徐々にいいのか、一遍にやっぱり流すと高尾川の今回みたいにはらんしてしまいますし、ちょっと心配するところですが、7月の豪雨でですね、公園近くの土砂がちょっと崩れ落ちていたんですが、今後対策をですね、やっぱり講じるべきだと思いますけども、この件は地元の地域の方と話し合われたりしましたか。これ、要望なんですけども、ちょっと私も自治会の副会長のほうとちょっと話したんですが、電話で何かちょっとすごい悲鳴で、慌てて見に行ったら、ちょっと車が通れないぐらいの土砂が崩れていたということだったので、今後またその大雨対策について、そういうふうに近隣の方とですね、話し合われることを要望し

ておきます。

では、最後なんです、この仮称高雄公園はですね、避難場所に指定しますか。

また、指定された場合ですね、どこの自治会というか、区の住民が対象になるのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 避難場所につきましては、地域防災計画の中で避難圏を、範囲ですね、これを各小学校区を1つのブロックとして7ブロックを設定いたしております。避難場所につきましては、小・中学校のグラウンドと大規模公園を指定いたしております。どこの行政区が、自治会が範囲になるのかということになりますけども、太宰府南小学校区がブロック圏になると思いますので、現在東中学校と南小学校を避難場所として指定しております。また、地区公園という形で高雄公園が整備されるわけがございますけども、いわゆる大規模公園だろうと思います。そこを避難場所に指定するかについては、いろいろな要件がございますし、地域防災計画の中ではブロックごとに1カ所以上を指定するという事になっておりますので、要件はもう現在満たしておるだろうと思います。

それで、今後につきましては、今ご質問ですので、私もその辺をまだ検討したことがございません。総合的にですね、調査あるいは検討しながら、指定するかどうか判断、ちょっと今の時点で即答というのはいけませんけど、総合的に判断をしたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） まあ確かに太宰府東小学校も太宰府東中学校も太宰府南小学校も近くにあるから、ちょっと疑問に思ったんで質問させていただきました。

それでは、大雨時の防災対策についてはこれで終わりますが、次の進捗状況は、平成21年とおっしゃられたんですが、まだ何月、もう具体的には何月に大体というのはわかりますか。わかれば教えていただきたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 工事の計画が年度内に完成をするということで今進めておまして、当然年度内には完成を見ることになります。そういうことになりますと、来年度4月が考えられます。現在のところ具体的にですね、いつ開園、どの時期、あるいはまたどんなイベントをするのかによってもまた開園が変わってくるんじゃないかなと思いますけども、とりあえず春には開園をしたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。

じゃあ、最後の遊具なんです、遊具を設置するのはいいんですけども、やはり事故をですね、未然に防ぐためにもですね、遊具利用の際の注意書きなどが必要だと思いますけども、そういうふうな看板の設置予定はありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 今、全国的に危険な遊具ということでマスコミでも取り上げられておりますけども、そういうふうなことにつきましては、使い方がよくわからなくて間違った使い方です事故が起きているというのも聞いております。そういうことから、遊具の種類によって多少の誤差はあるんですけども、必要なものにつきましては看板なり、あるいはまた表示をしまして注意を促していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） それでは、地元説明会でアンケートとかを取ったと思うのですが、要望を書いてもらったと思うんですよ、そのときに。その中にですね、バスケットゴールの要望があっていたと思うんですが、その後検討されたと思います。その他のですね、スポーツの例えばソフトボールのピッチャープレート、少年ソフトボールのですね、ホームベース、サッカーゴールなどについてのそういうふうな設置の予定はありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） アンケートの中でですね、バスケットゴールの要望というのは確かにあっております。しかしながら、先ほどちょっと冒頭に申しあげましたように、この公園につきましてはスポーツ公園のような位置づけではないということでございまして、健康増進のためとか、あるいはまたウォーキング、そういうようなものを目的といたしましてつくっておりますので、今回はアンケートとはまた申しわけない結果になるんですけども、バスケットのゴールは設置をしておりません。そしてまた、ピッチャープレートですかね、そのご質問でございましたけども、これもやっぱりスポーツということになりますので、できればスポーツ公園ではなくてですね、レクリエーションを楽しめるような、そういうふうな公園にしたいというふうに思っています。いわゆるペタンクとか軽スポーツができるような公園ですね。そういうふうな形で運営を持っていきたいと思っておりますので、ハード的なスポーツについては今のところは考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。

では、私が、遊具ではないんですが、設置する中で一番ちょっと重要なと思っっているのがトイレについてなんですけども、せっかく高いお金を出して立派なトイレをですね、設置したのにも関わらず、やっぱり一番は、先日も歴史スポーツ公園見ましたけども、もう既に外の仕切りというか、ああいうのが全部壊されてなかったりですね、中が丸見え状態になっていたんですけども、やっぱり立派なトイレを設置したのにも関わらずいたずらをされたり、落書きをされたり、壊されたり、ひょっとしたら火をつけられるですね、可能性もあると思います。やっぱり密室になるということからでしょうが。とにかく一番管理が難しいのではないかと心配しております。

では、質問に入りますけども、トイレの数と位置と形態ですね、和式なのか洋式なのか、障

害者用はあるのか、教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） トイレにつきましては、男性用がですね、これは小便器が2基ございます。それから、和式の大便秘器が1基でございます。そして、女性用では、和式と洋式がそれぞれ1基ずつございまして、身体障害者用を兼ねまして、これはだれでもが使えるトイレでございますけれども、洋式で1基ございます。トイレの位置は、ほぼ公園の中央にございますので、ここの箇所1カ所でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 熊本県ですね、八代市に合併されたかな、旧宮原町のことをちょっと述べさせていただきますが、公園をつくる際にですね、トイレの設置に関しては計画検討期間中の最初から最後まで大激論がですね、交わされたそうなんです。まず和式トイレにするか洋式トイレにするかに始まりですね、やはりトイレ、公園の隣接する家の人からもですね、クレームにより位置変更など、その都度長い時間をかけて議論をして、最終的には多数決ではなく全員の合意で進められたそうです。しかし、実は完成後1年もたたないうちにですね、トイレでばや騒ぎが起き、管理の難しさが表面化したようです。現在では、この旧宮原町の地域では区長さんがかぎを締めるという管理を行っているとのことですが、この仮称高雄公園におきましてトイレについてはどのような管理体制をとられていくのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） トイレだけの管理というのはなかなか非常に難しゅうございますので、公園全体の管理ということから考えておりまして、フェンスをすべて、公園をですね、取り巻いておりまして、ゲートを確実に閉めるということで、まず人が入れないような状態にするということでの管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。

では、最後の質問なんですが、歴史スポーツ公園のように、ちょっと陰に隠れたところというか、木の裏のほうにですね、用具倉庫というか、道具倉庫があるんですが、この仮称高雄公園に関しては、例えば市民や各種団体などからですね、例えばグラウンドゴルフの道具やペタンクの道具、そういう倉庫の設置要望があった際にですね、それを行政としては認めていくかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） レクリエーションを十分できると、楽しめる公園にもしたいということでお答えいたしましたとおりですね、いろいろなサークル等があるかと思えます。社会体育の関係団体のほうからの要望等も出てくるんじゃないかなというように思えます。これを管理体制の面がやっぱり問題があるかと思えますけれども、倉庫においてはどこが管理するのか、どういうふうな形であるのかということもありますけれども、この時期、もし要望等がありました

ら十分協議をさせて、検討させていただきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） では、本当の最後です。

最後になりますけども、正直なところ決してですね、いい立地条件の場所ではないように思われます。しかし、やっぱり完成が決まっている以上、地域で盛り上げて、人々が多く集まる場所にしなければなりません。地域と行政ともにですね、力を合わせ、特に防犯面での強化が必要不可欠になってくると思います。スポーツ面におきましても、グラウンドゴルフ大会やペタンク大会を企画するなどイベントに力を入れ、決して幽霊公園などと呼ばれないように努力していきましょう。

それでは、これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました3項目について質問いたします。

まず、1問目、7月豪雨災害被災の今後の対策についてお伺いいたします。

7月24日の降り始めから26日にかけて降った雨の総雨量が618mmと記録的な雨量となり、また26日には時間雨量で80mm、50mm、60mmと断続的、集中的に降り、本市でも200カ所を超す被害が出ていると8月11日の議員協議会で報告をいただいています。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

今回は、その中で特に大きかった三条三丁目の山地の崩落と高尾川のはんらんについてお伺いいたします。

まず、三条三丁目大原団地の西側の山地の崩落ですが、ここは平成3年にも住宅が崩壊する災害が出ていると聞いています。今回は、その場所のすぐ隣が崩落しているのです。道路を挟んで向かい側のおたくまで土砂が流れ込んでいました。避難勧告も出され、二次災害が心配されましたが、幸いにも雨が小降りとなり、それは避けられました。

流出した土砂は迅速に撤去が行われ、表面の崩れやすい土砂も除かれています。今現在現地を見ますと、まだ少しでも多量の雨が降れば崩壊しそうな地層が残されています。崩落の原因の調査、これからの崩落の可能性等も調査されると思いますが、一刻も早く住民の方々が安心して生活できるような処置を講じていただきたいと思います。このままでは住民の方は安心

して生活することができません。当該地域は、土地が小さな区画に分かれており、それぞれの区画ごとに所有者がおられます。その所有者の方々がそれぞれに崩落防止の処置をとってくれらるとよいのですが、それもなかなか難しいのではないかと思います。そのような現状でありますので、住民の皆様はとても不安を感じられております。

これらのことを踏まえてお尋ねいたします。

平成3年の崩落後、市ではどのような処置、対策をとられたのでしょうか。

2、今回の崩落災害を受けて、住民の方々が安心して生活できるように、市のほうではどのような対策を考えておられるのでしょうか。

3、福岡県では土砂災害防止法に基づいて基礎調査を行い、本年度中に土砂災害計画区域の指定が予定されているそうですが、本市では180カ所の基礎調査箇所があるということですが、この大原団地の今回崩落したところは入っているのでしょうか。また、指定された場合はどのような処置がなされるのか、県の指定ということですが、本市の対応はどのようにされるのか、以上お伺いします。

次に、高尾川のはんらんについてですが、高尾川は短時間で多量の雨が降れば高尾川の水位が上がり、特に3号線高雄交差点から高雄中央通りへ入ってすぐのところ、あそこは水深が五、六十cmの水がたまります。そこへ知らずに車が突っ込みますと、エンジンまで水につかり動けなくなります。もう一つ下流の筑紫高校へ行くところの家の前2号橋もすぐに冠水し、車も人も通れなくなります。通れなくなる前には、車が通るたびに余波が家の中まで入ってきます。先日豪雨のときは、道路に面したところにあるドアがこの余波で壊れました。また、高雄二丁目の高雄幼稚園横の柳ヶ浦橋付近の道路も冠水し、物すごい濁流となり、大人でも危険で歩けません。この近くに新しくできた住宅団地では、団地内の道路が川のようになり、子供が歩くにはとても危険な状態となりました。もちろん高尾川沿いの田んぼも冠水しました。高尾川の下流の筑紫野市二日市においても、相当の被害が出ていると聞いています。このはんらんの原因は、高尾川の許容水量を大幅に超え、水が流れ切らないため水位が上昇するためであると思います。

そこで、お尋ねします。

1、はんらんしてすぐ処置をする必要があるのが、高雄交差点周辺及び筑紫高校への入り口の家の前2号橋付近への対応、対策。

2、柳ヶ浦橋周辺及び近くの住宅団地へ流入する水への対応、対策。

3、高尾川のはんらんを防止するための根本的な解決策。

以上3点について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2問目、ごみ対策について。

日々生活する中で、ごみは必ず出ます。本市の年間のじんかい処理量は、可燃ごみでクリーンパーク南部で処理される分ですが、最近3年間を見ますと平成18年度が2万895 t、平成19年度が1万9,739 t、平成20年度で1万9,486 t、平成21年度見込みで1万9,259 tとなっています。

その処理費用は、およそ1 t当たり1万7,000円ぐらいかかるということです。すると、年間におよそ3億3,000万円ぐらいかかってくる計算になります。このごみ処理について、少しでも減らし、費用の削減につなげていくべきだと思います。

今、福岡都市圏南部環境事業組合で焼却施設の建てかえ計画が進められています。まだ最終的な費用は出ていませんが、これには莫大な予算が必要になると思われます。これは、関係市町が分担するようになりますが、当然本市の分担額も相当なものになると思われます。当然、その負担は処理費用に反映されるでしょう。そのごみの量を減らすことで、その負担額も減らすことができます。この財政事情が厳しい折、費用削減に市民の皆さんがすぐに協力できるのは、ごみの減量を意識して取り組むことではないかと思います。

例えば、生ごみの水切りの徹底、ごみ袋に入れる前にもう一度水切りをするなど、少し意識してもらえば確実にその実績は上がります。よその自治体では実際に実施され、これで生ごみの量が十数%減少したというところもあるそうでございます。生ごみは重量ではかりますので、水切りが一番手っ取り早く効果が上がります。

また、県南の大木町では、生ごみの堆肥化などを進めてごみゼロ運動を始められています。本市でも、ごみ減量化についての取り組みをもっと積極的に進めるべきだと思います。市民の皆さんに意識して取り組んでいただければ、それだけの効果は上がります。本市でも実例があります。本市では、一時期ペットボトルの回収で、ふたを取らない、異物の混入が多いなど、ペットボトルの回収センターで問題になったときがあります。そのときに、異物が混入しているものは回収しないなど、徹底して指導されました。その結果が、先日環境厚生常任委員会で春日市の回収センターへ視察に行ったときに担当の職員さんから、太宰府市の分は以前は非常に悪かったが今では春日市、大野城市の見本となるようになってきていると聞かされました。行政が本気で取り組めば、市民の皆さんもそれにこたえてくれるのではないのでしょうか。取り組みが市民の皆さんにわかるように、意識の啓発を積極的に行うべきではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。

- 1、今、ごみの減量についてどのような取り組みをされているのか。
- 2、市民の皆さんへのごみ減量啓発はどのようにされているのか。

以上、お尋ねします。

次に、ごみの不法投棄について。

ごみの放置が市内で散見されます。本市は観光客も多く、町をきれいにし、来訪される方々によい印象を持って帰られるように心配りをしていくべきだと思います。また、環境の保護の面からも根絶しなければならないのですが、不法投棄はなくなりません。ごみが目につきやすいところであれば、市民の皆さんからの通報等で環境課の職員さんが速やかに処理していただいていますのでよいのですが、人目につきにくいところ等には確信犯が車等で持ち込みしているようで、その対策に担当課では監視カメラをつけたり、鳥居を置いたり等対策を立てて取り組んでおられますが、不法投棄は後を絶ちません。不法投棄について、今後どのように取り組

まれるのかお伺いたします。

3 問目、商工業振興策について。

今日の我が国の経済状況は、引き続き予断を許さない状況下にあります。とりわけ地域の中小零細企業を取り巻く環境は、依然として極めて厳しいものであります。このような状況にかんがみ、福岡県においても今年度当初のプレミアム付き商品券発行に引き続き、追加発行の支援について検討いただいているということであります。前回のプレミアム商品券は好評で、発売翌日には完売となりました。この商品券の使用先企業は、大型店80%と、当初期待していた地域内の中小零細事業所への活性化とは目標を大きく下回りました。今回は、地域の中小零細事業者の活性化を主眼に事業を行うということです。地域商工業の振興及び商工業者の仕事の確保等から、太宰府市商工会では前回は引き続きプレミアム付き商品券発行事業を追加実施したいとのことですが、ぜひとも市当局においてのご支援を今回もお願いしたいということですので、市当局のお考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 7月豪雨災害被害の今後につきましてお答えをいたします。

1点目の三条三丁目の山地崩落についてでございますけれども、7月24日から26日までの豪雨によりまして地盤を緩め、地すべりが発生し、土砂が斜面下にある道路及び家屋まで流出してまいりました。早急にのり面上の崩落土砂につきましてできる限り撤去を行い、崩落土砂の上部にありました小屋についても所有者の了解をいただいて撤去しておるところでございます。

今後の本復旧につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法での災害復旧事業を考えておりまして、現在国の査定を受ける準備を進めております。この査定の結果を受けまして、本復旧工事に着手する予定でございます。

なお、崩落箇所が個人所有地となっておりますことから、今後の崩落のり面の管理、復旧及び予防措置等について、所有者への連絡をとっているという状況でございます。

ご質問の、以前の崩落後、市がとった処置、対策についてですが、毎年関係部署におきまして梅雨前に危険予想箇所といたしまして現地調査を実施し、特に手当て等が必要な箇所につきましては改善要請文書を出しております。

次に、今回の崩落を受けて、住民の方々が安心して生活できるように市が考えている対策についてでございますけれども、本復旧工事に着手するまでの間、土砂流出に備え、簡易的な土どめを施工しておりまして、その後災害復旧事業の査定結果に基づく工事を行う予定としております。

次に、土砂災害防止法に関してでございますけれども、土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の危険性のある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制などのソフト対策を推進しようとするものでございます。

ご質問の大原団地の今回崩落したところは、福岡県が実施した基礎調査箇所に含まれており

ます。福岡県の指定を受けましたら、警戒区域の指定であれば宅地建物取引業者が当該区域内の土地または建物の売買等に当たり警戒区域内である旨について重要事項説明を行うこととなり、特別警戒区域の指定であればさらに特定の開発行為に対する許可制、建物建築物等の構造規制などの規制がかかってまいります。また、市といたしましては、地域防災計画への記載、警戒避難体制の整備、ハザードマップの作成、配布により市民周知などを図ることとなっております。

2点目の高尾川のはんらんについてお答えいたします。

御笠川の支川であります高尾川は、川幅が狭いために今回のような集中豪雨時には道路側溝が満水となって、排水に支障をきたしまして道路の冠水が生じております。また、橋梁部での断面不足のために河川堤防からはんらんしている状況もございます。このことによりまして、車の通行に支障が出、付近の住民の方へご迷惑をかけている状況でございます。

ご質問の高雄交差点周辺及び筑紫高校への入り口の家の前2号橋周辺へのはんらん時における対応、対策についてでございますが、大雨警戒警報が発令されたときは、道路が冠水すると思われまます箇所については巡回を行いまして、必要に応じ通行どめの措置をとっております。今後もそのように行いたいと思っております。

次に、柳ヶ浦橋周辺及び近くの新しい住宅団地へ流入する水への対応、対策についてでございますが、地元からも改善の要望が上がっておりまして、実施可能な限り対策を検討してまいります。

次に、高尾川のはんらんを防止するための解決策についてでございますが、高尾川のはんらんをなくすには、雨水排水路の改修及び調整池の設置や個人宅地に雨水槽の設置等の雨水流出抑制対策が考えられますが、抜本的には高尾川の改修がぜひとも必要でございまして、今後も県及び筑紫野市への働きかけを行ってまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 大原団地の崩落現場の件で今査定が行われていると、そして査定の結果、本復旧をするようになればということでございますけども、これ、本復旧になった場合はどのような工事をしていただけるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 現在、その査定を受けるための準備を進めておりまして、どこまでが国の補助を受けられるのかというような形になろうかと思ひまして、その査定を受けた結果、どういうふうな構造になって、あるいはまたどういうものができるのかというような形が見えてくると思ひます。ですから、今のところは、現在その査定を受ける準備をしておるところでございまして、その査定は恐らく全国でもかなりの被害が出ておりますので、国のほうも今すぐにはこちらに来てまいるとは思ひません。恐らく11月ぐらいになるんじゃないかなと県のほうでは言っておりますので、その時期を見ながらですね、今度どのような工法で復旧して

いくのかというのが出てくると思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 現場を見ておられると思いますけども、今のところですね、台風も今年は今のところ幸いにして来てないんですけども、今度台風等来た場合に大雨が降れば、いつ崩落してくるかわからないような状態にあるんで、やはり早急に何とか手を打ってもらわなければならないと。それと、やはり恒久的な対策としてはですね、やはりあそこの道路の少し上ぐらいに、強固な防護壁といいますか、砂防ダムみたいなものですね、つくっていただかないと、やはりあそこの周辺の住民の方は安心して生活ができないんじゃないか、少しでも雨が降ればいつ土砂が崩れてくるかわからないというような状況のもとではですね、本当に安心して生活ができないのではないかなと思います。先ほども市長のほうから、安心・安全のまちづくりということで、しっかりお話もあつとりますけども、やはりそういう観点からも、ぜひこれについては、早急にですね、そういう対策を立てていただいて、やはり住民の方にも、そこら辺の安心していただけるような説明をしていただきたいと思いますが、市のほうでそういう計画はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 既に地元のほうの説明会を行いまして、地元の方々の要望等もお聞きしてまいりました。私どももできますれば早く頑丈な防護壁をですね、つくりたいというような気持ちを持っておりますけども、何分査定の段階でですね、どういうふうな査定を受けられるのかというのがまだ見えておりません。1つわかっているのが、補助を受けるには非常に難しい条件であるというのはわかっております。といいますのは、個人の用地がほとんどでございまして、個人の用地につきましての本復旧の査定対象はならないということになっておりますので、道路、市の道路を守るための擁護壁をどうするのかと、今そちらのほうの視点を変えましてですね、作戦を今練っておるところでございまして。ですから、住民の考え方は十分承知しておりますけれども、どのような形になるかというのは、査定の結果を見ないとわからないということでご説明を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 査定を見なければわからないということで、これ以上議論しても進まないと思いますけども、やはり今の現状のですね、本当に危険な状態であるということだけは、認識しとっていただきたいと思います。それで、やはり応急処置でもいいですから、その査定が出る前にですね、やっぱり手が打てる分は十分手を打っていただきたいと思います。これは、もう要望としておきます。よろしくお願ひします。

次に、高尾川の方でございますけども、高尾川の高雄中央通りの入り口、それから筑紫高校の入り口の部分については、やはりこれは早い時期にですね、通行どめをできるような巡回をしていただいて、やはり早い時期に通告どめをしていただかないと、ここはですね、すぐ短時

間で水が上がってきますのですね、やはり車が何台も突っ込んで、本当皆、周辺の方とかですね、通りがかった車の方が、みんなでお手伝いして車を上げているというような状況がございましたので、ここら辺の巡回をして交通どめをするということは、市の職員さんだけでは、ちょっと手が回らないんじゃないかなと思いますけども、そこら辺についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 現在も大雨等が降りますとですね、やはり私どももいつも気にかけているところがございますので、職員で巡回しております。

今後におきましても同じような形になろうかというふうに思いますし、最近ではご近所の方がお電話をいただいておりますね、自分で車どめのコーンをつけてもいいよというようなことをおっしゃっていただいている方もおられます。そういうこともありますので、できれば私ども職員で、目で見ながらですね、その通行どめの判断を行うというのが一番よろしいんですけども、災害等が発生しましたときにはすぐに駆けつけられない状態も考えられますので、今後におきましては地域住民の方のご協力もいただきながら、方向性を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そのようにお願いしときたいと思います。ご近所の方もですね、ちょうど通りに面した方で、一番車が通った余波が、家の中にどおんと入ってくるんですね。それで非常に、普通、水が来ているのは玄関前までしか来てないけども、車が来たら余波で玄関の中まで水が入ってくるというような状況もあるというふうなことを聞いてます。それで、そのおうちの方はですね、コーンでも持ってくれば、それはもう自分がやってもいいよと。これを勝手に個人の方が通告どめにしていまいかということはまだこれは別の問題が出てくると思いますけども、やはりほかのそこを通る車の方の安全を考えると、やはりそういう処置も必要ではないかなと思いますので、そこら辺を検討していただいて、なるべく早目に被害に遭う車が一台でも少なくなるように検討していただきたいと思います。

それから次にですね、団地への水の流通対策について対策を検討するというところでございますけど、どのように検討されるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 新しく団地ができて、その団地の中に水が走っているというような状況でございました。その中で、現場を調査をいたしまして考えたことにつきましてはですね、団地の下に高雄坂公園というのがございまして、その中が調整池の役割を今回果たしたようでございます。約60cmほど水が十分たまりましてですね、その分の水の流出を抑制したということを確認しております。また、その公園に隣接しますご自宅のほうにつきましては、頑丈なブロックをついておりまして、一切水は入ってこなかったというような検証もしておりますので、今後におきましてもこれを一つの小さな調整池として役割を持たせたいなど

いうふうに思っておりますが、根本的には高尾川が満水状態になりますと、この地域がちょうど高尾川の水面とですね、同じぐらいの高さになります。ということは、高尾川に水が流れ込んでいかないという状況がありましてですね、高雄あるいはまた梅ヶ丘周辺で同じような現象が起きているということでございますので、根本的には川の改修、これがない限りは解決はできないだろうというふうに思っておりますので、今現在筑紫野市のほうにおきましてですね、高尾川治水対策に関する協議会というものを設けておりまして、メンバーは福岡県の那珂土木事務所と筑紫野市でございます。オブザーバーとして太宰府市が入っております、その中身を協議をしております、できるだけ早く解消に向けての要望をですね、ここの協議会の中で行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この団地の中の道路へ水が入るのはですね、これは高尾川の支流といえますか、青山方面からの水が流れてくる水路があります。この水路がですね、ちょうど流れ込んでくる途中からですね、水路が満杯になったときには道路へ流れ込んでくるような構造になっているので、この流れ込んでくるような道路の構造をですね、ちょっと何とか考えていただきたいと。

それともう一つは、団地の裏側に田んぼがありますけども、この田んぼの水がですね、やはり団地の中へ流れ込んでくるような構造になっておりますので、この田んぼの水がですね、やはり団地の中へ流れ込まないように、外側の水路に流れるようなですね、田んぼの水路がもう一本ありますので、そちらのほうへ流れるようにですね、していただければ、この団地の中の道路へのですね、水の流入量は相当減らされるんじゃないかと思っておりますけど、ここら辺ご検討いただけますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 青山のほうから流れ込んでくる水路につきましては、これ、緑台の調整池のほうからあふれた水とその横を通っている水路でございます。そのちょうど突き当たりますと団地の角になりますけども、その団地の角と上から入ってきます田んぼの水路ですね、これが合流するとかなりの水かさが上がりまして、現在はその団地の横にもう一つ大きな水路をつくっております。深さは大した深さはございませんけども、幅としましては1 m二、三十cmの幅の水路がありまして、あふれた水はまずそちらの水路に入っておりますね、そしてまたもとの川に戻していくというような現在構造を持っておりまして、今後におきましては、今回の災害のときにはそれもオーバーフローしたというようなところがございまして、今後十分な検証を重ねてですね、私どもも新たな水路をどういう形でつくっていくのか、確保するのか、いろんな検討してまいらなければならないというふうに思っておりますので、今後の課題とさせていただきますというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） これについてはですね、住民の方も非常に危険を感じられておられますので、十分な検討をお願いしたいと思います。

3番目の高尾川のですね、はんらんを防止するための解決策ということで、先ほど部長のほうからですね、お話ありましたけども、調整池をつくるとかですね、やはりここでは私は考えますには、まず根本的に高尾川の改修をすると、これはもう御笠川の合流地点からやっとなければならぬと。それが一つと、それと、それが難しければ、次に何とか放流水路をですね、何かつくる方法はないやろうかと。それともう一つは、部長おっしゃいましたように、大型の調整池をこの高尾川の沿線といいますかね、そばにつくるということで、これについては、非常に大きな予算といいますか、金もかかります、それからエネルギーも要ると思いますけども、こういうことについて抜本的にこの高雄地区の水害、はんらんについて解決するのは、この3つの方法のうちのどれかをとるしかないと思います。そうすると、これは、ただ太宰府市単独だけじゃなくて、福岡県だけじゃなくて、やはり国からも援助をいただかなければできない事業じゃないかと思っておりますので、この件については市長にお答えいただきたいと思っております。抜本的な高尾川の改修について、市長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高尾川のはんらん等々の防止についてでございますけども、ただいま議員のほうからご指摘がございましたように、早い時期にはんらん防止をしなきゃならないというように思っております。根本的には、筑紫野市あるいは県との鷺田川、御笠川との流域を広げること。下流からそういった工事を行うこと、これが第一義的だろうというふうに思っております。しかしながら、今のご指摘もございますように、なかなか言うはやすし、行うはがたしというふうな形が現実問題ここ一、二年でそういった形が可能なのかどうかというふうなこと等についても、なかなか難しい問題もございます。そういった中で考えられますのが、ただいま部長のほうからも答弁をいたしております、例えば公園の中においても一気に水が流れないように調整池をつくるということ、それぞれの中において団地の中にも調整池がございます。経済対策あるいはそういった基金、何ていんでしょうか、国のほうからの補助金が経済対策でございましたけども、その中においても団地内での調整池のしゅんせつ工事を含めて検討を加えておるところでございます。

市として、今現在、私どもの手でできることからこれは行動を起こしていくというようなことが大事だろうというように思っております。県あるいは福岡、筑紫野市等々について、あるいは国のほうの財源を活用しながら、要望活動等については強力行ってまいりたいというように思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 高雄地区の高尾川のはんらん、それからこれはもう筑紫野市のほうで

すね、被害はもっと大きいんですね。筑紫野市の、あそこ何ですか、西鉄通り商店街といいですか、あそこら辺なんか商店街の中で水深、水がですね、今度は1 m20cmから30cmぐらいまで上がったということで、非常に。ですから、これはもう太宰府市の場合はまだ住宅の床上まで来るといような被害は余りありませんけども、やはりこれはもうじっとしとったって解決はできないと思いますので、やはりこれはもう国の力をかりてですね、早急に解決策をとっていただきたいと思うんですね。これはもう市長のほうへ要望しておきます。

以上でこの1番の問題については終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） それでは、2項目めのごみ対策につきましてご回答を申し上げます。

まず、1点目のごみの減量対策についてでございますけども、本市では資源循環型社会の構築に向けまして3Rと言われますリデュース・排出抑制、そしてリユース・再使用、リサイクル・再資源化の徹底を今後もより一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、排出抑制といたしまして本市では、先進的に既に平成4年から家庭用ごみ袋の有料化に取り組んでおります。

またさらには、通称でございますけども、容器包装リサイクル法に基づきます紙製容器包装、プラスチック製容器包装等のリサイクルの推進にもさらに力を入れてまいります。

なお、過去5年間のごみの総排出量の推移でございますけども、ピーク時から対比をしてみますと、平成20年度につきましては年間に約1,870 t、率にしますと約7%の減量となっております。市民お一人の1日当たりに換算をしてみますと約100 gの減量をしていただいたこととなります。

ご提案の中にありますように、生ごみの水切りによるごみ量の削減などにつきましては、大変有効的なごみ減量対策の一つでもございますので、これらを含めまして広報等による市民の皆様への情報提供、さらには積極的なご協力、ご理解を求めてまいりたいというふうに思っております。

また、各家庭で取り組みされるごみの減量化につきましても、さらに一層検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目のごみの不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、廃棄物の不法投棄に対しましては5年以上の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられることとなっておりますけども、筑紫野警察署によりますと、その立証が大変難しいとい

う状況であるという報告を受けております。

なお、本市におきましては、平成20年度に84件の不法投棄を確認いたしております。これらの対策といたしましては、不法投棄が多発する場所にこれまでに監視カメラを4カ所設置しておりますが、その成果といたしまして、設置場所付近では非常に有効であるという結果も出ておりますことから、今年度はさらに2カ所に監視カメラを増設をするのを初め、引き続き防犯専門官の見回り監視を強化するなど、さまざまな手法を含めながら不法投棄の防止を図ってまいりますというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ごみの3R運動もですね、進められているということで、それから古紙回収等もですね、非常に力を入れてあるということで、少しずつではありますがごみは減量しているようでございますけども、やはりどうしてもですね、先ほども申しましたように、南部環境事業組合等でやっております新しい事業につきましては相当の費用がかかるということで、その費用負担もかかってきますので、やはりここでもう一段、ごみの減量に対してしっかりと取り組んでいくべきじゃないかなということで、今日はこれを提案させていただいております。その中で一番大きなのは生ごみの処理だということで、これはほかの自治体でも、今日の新聞にも載っておりますけども、水俣市では、ごみゼロ運動に入るというようなことで、町では、県南の大木町あたりが2016年にはごみゼロにするということで事業に取り組んであるということも聞いております。やはりそういうことで、これ、どうやって達成するかという、ごみの収集の細分化ですね、これを進めてあるということですので、それによって結局生ごみの部分、それからあと何というんですか、リサイクルに回せる部分とかですね、それから鉄等についてもまたリサイクルに回せる部分とか、そういう部分についての小さい分別によってですね、再資源化を可能にするということで、今、本市のですね、ごみの集められている状態見ますと、可燃物ということで、今本市のペットボトル等についても、別に収集するようになっておりますけども、可燃物のごみの中を見ますと、やはりまだペットボトルとか、いろんなものが入っている。それから、一部事務組合の大野城環境処理センターに行きますと、あそこへごみを燃やした後の灰を埋めておりますけども、灰の中からはやはり鉄くず等が相当数入っているということで、これらも選別してまた灰を埋めるのにまた時間もかかるし、またその鉄があるということで、焼却についても効率が悪くなっているというようなことで、やはりごみの収集の徹底ですね、ここのルールをしっかりと守っていただくということで、ここで2番に書いてますように、やはり市民の皆さんが、ごみ出しのルールをしっかりと意識していただいて、そういうごみを集めることについて、やはり手数料がかからないように、リサイクルできるようにしていくべきじゃないかなと。これはもう、幾らですね、行政のほうで頑張っても、そのごみ袋に入れるのは市民の皆さんですから、やっぱり市民の皆さんが意識して、これはこれだということできちっとですね、ルールを守ってやっていただく。そのためには、やはり行政の

ほうでそういうごみ減量に対する啓発をしっかりやっていただくということが非常に大事じゃないかということで、今もごみの減量に対する啓発についても努めていくということでございますけども、今のごみ減量に対する啓発は、具体的にどういふことをされているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 例えば、チラシ、各隣組ごとに啓発を含めたチラシを差し上げておりますが、これはご承知のとおり、ごみの収集は季節ごとに年5回休みがあります。例えば、春分の日、5月の連休、盆休み、勤労感謝の日と、あと年末年始、この5回ごみの収集を休憩するわけですが、この休みですというチラシを各隣組ごとの回覧に回しますが、そのときにチラシの半分にそうした啓発をきちっとやっているというのが1つ事例がございます。例えば、分別の仕方でありませうとか、それから資源化の問題とか、そういうふうなPRを重ねて、年5回繰り返し、繰り返しやっております。今後もやっぱりそういう方法で徹底して周知をしていくと。そして、分別を含めてリサイクルのほうに協力をしていただくというのが一番の課題ではなかろうかというふうには思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういう市民の皆様へ、回覧板で回しているということですが、やはり広報に、別刷りの広報の中に記事として書いても、なかなかこれ、市民の皆さんには読んでいただけないと思いますので、やはり別刷りの、ちょっと目立つような色刷りで、広報と一緒に毎月または2カ月に1回とかですね、やっぱりそういう頻度でやっていただくというようなことで啓発にしっかり力を入れていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 当然、毎月発行します市の広報にもそうした形で目立つような広報の仕方、十分検討をしなければならぬというふうに思います。

先ほど中林議員さんのほうから南部環境事業組合の状況あたりも少し触れられましたけども、直接担当します私のほうの課長、あるいは私も含めまして、定期的に建設に向けての会合がっております。やはりその中でいつも話題になりますのが、各市が抱えているごみの減量の問題、リサイクルの手法等々が話題になるわけですが、各市の情報を見ますと、いろんな新しい取り組みも見えてきます。例えば、ごみ減量のキャンペーンをやるとか、あるいは事業所に対して巡回指導員を配置して協力をお願いするとか、それから生ごみを堆肥化をしながら家庭菜園用に使っていただくとか、いろんな案も各市のほうでやっておりますので、できることから取り組みながら、その目的に向かって努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ということで、ごみ減量については、今からもうこれは永遠のテーマになると思いますけども、頑張ってくださいと思います。

それでは、2番目の不法投棄について少しだけお尋ねします。

不法投棄については、先ほど、法律等で5年以上、1,000万円以下とかそういう規制もあるということがございますけども、やはりなかなか減らないということで、先ほど筑紫野警察署の話もありましたけど、なかなか特定するのが難しいというようなこともありますけども、やはりこれについては、市独自で、ポイ捨ての禁止とか不法投棄に対する取り組み方の条例とかですね、そういう何か市独自でやれる、その中には環境の問題もありますので、落書き等も含めた、そういう環境対策について、ごみ、落書き等についての市独自の条例とか、そういうのをつくって対応されたいかがかなと思いますけども、そこら辺の取り組みについていかがでございましょう。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） この不法投棄の問題につきましても、本市のみならず県下全国的に問題となっております。たまたま今回、県のほうで県下一斉ごみの不法投棄防止週間ということで位置づけまして、9月下旬に一斉にそうしたパトロールとか立て看板設置とかというふうな行動を起こそうということになっております。こういうふうないろんな事業含めまして、他市の状況等も含めながら、条例化がいいのか、あるいはほかの方法がいいのか、減る方法について十分検討を重ねていきたいというふうには思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ごみ、それから不法投棄については、やはり本市は観光都市ということもありますので、しっかり力を入れていただきたいと。これで2問目を終わります。

3問目お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 商工業振興策についてご回答申し上げます。

本年5月から商工会が実施いたしておりましたプレミアム付き商品券、だざいふ得とく商品券でございますけれども、この事業におきましては、国からの定額給付金制度に伴いまして、地元店舗など市内での流通を促し、その地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、全国的に地方公共団体が協力をし、実施してきたところでございます。

太宰府市におきましても、一定の補助支援を行いまして協力をしてきたところでございます。

ご質問の追加発行につきましては、以前に商工会より打診がございましたけれども、本年5月から実施された事業の結果報告では、大手スーパーなどのいわゆる大型店への流出が非常に多く、80%ほどでございます。昔から地元で零細的な経営をされてきておりました店舗は果たしてどうであったかにつきまして、最終的な検証ができておりません。こういった今後の総合的な評価をしなければならないというふうに思っております。

それを踏まえまして、太宰府市といたしましても、今後とも地域商店街でありますとか、あるいは零細企業の発展を期しますために、その中心を担う商工会とも十分協議を行いながら、

効果のある事業について側面から支援体制を惜しまないというような考えを持っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 大変前向きに検討していただいているということで、ありがとうございます。商工会にはですね、やはり市のイベントとかその他いろんなところで協力いただいております。今、直近のところでは、市民政庁まつりへの参加、それからもうこれは商工会が中心でやりますし、それから古都の光とかですね、いろんなやっぱりそういうイベントについて中心的にやっていただくと。やはり、そういうことでございますので、市内の商工業者が、元気でなければこういう事業も進まないと思いますので、ぜひですね、市長のお答えにありましたように、ご協力、ご支援をいただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告書記載の3項目について質問いたします。

1項目めは、環境行政について2点伺います。

7月31日に今年度の環境厚生常任委員会の所管調査を実施しました。4カ所の施設、1カ所の不法投棄防止の監視カメラの設置の現場を視察いたしました。

視察した施設の一つに、太宰府市から発生するペットボトルなどの処理を行ってもらっている春日大野城リサイクルプラザに伺い、太宰府市からの搬入状況などを中心に意見交換をしました。太宰府市からの搬入状況は、以前よりも大幅に改善されたと述べられていましたが、実際に回収された袋を見てみると、処理できないプランターなども捨てられており、再度啓発活動をする必要があるのではないかとということも感じました。

意見交換の中では、ペットボトルキャップの混入の問題についても行いました。現在の収集では、ペットボトルについているキャップについては燃えるごみで出して、焼却処理をされているというふうに伺っていますが、資源としてリサイクルが可能なものです。NPO法人が中心になって、ペットボトルキャップのリサイクルを通じてポリオワクチンを寄附する運動を進めており、太宰府市でもさまざまな団体が参加しておられますが、多くの市民の方は、そういった取り組みを知らないで、通常の燃えるごみとして捨てられていることも多いのではないのでしょうか。資源リサイクルの視点から、そういった取り組みを行っていることの情報提供、市も呼応した取り組みを行うべきだと考えますが、見解を求めます。

環境行政の2点目は、地上デジタル放送の受信障害への対応策について伺います。

2003年から全国で順次テレビの地上デジタル放送が始まりました。福岡県でも2006年からNHK、民放放送局と地上デジタル放送が開始されています。2008年12月には太宰府中継局が開局し、よりクリアな放送が太宰府市内各家庭でも視聴できる状況ですが、建物の位置などによ

っては受信障害が起こっているのも事実です。受信障害の起こり方もさまざまで、特定のチャンネルだけ起こる、あるいはすべてのチャンネルが受信障害を起こすなどあるようで、その対応は自宅のアンテナで調整をすればいいのか、あるいは放送局に問い合わせるかなど明確になっていない状況です。太宰府市において、地上デジタル放送受信障害が起こりやすい地区など、行政として把握され、その対応策はどのように考えておられるのかお聞かせください。

2点目に、子育て支援策について伺います。

まず、3人乗り自転車の月単位でのレンタル制度の実施についてお伺いいたします。

3人乗り自転車の課題として挙げられているのが、価格の問題です。通常のシティサイクルが新品で1万円を切る値段で売られているのに比べて、電動なしのタイプの3人乗り自転車でも3万9,000円、電動つきタイプのものでは10万円を超えています。群馬県の前橋市では、購入に際して助成制度を導入しています。私は、これからの資源のあり方を考えたとき、使う期間が限られている自転車であることから、購入に際しての助成制度よりも自治体でレンタル制度を導入して資源の有効活用の役割を果たせると考えていますが、見解を求めます。

2点目に、3人乗り自転車の啓発活動について伺います。

7月1日から6歳未満の子供2人を乗せた3人乗り自転車が解禁されました。しかし、どの自転車でも対応しているというわけではなく、きちんとした安全基準を満たした自転車に限って認められています。太宰府市内においても、子育て世代を対象とした3人乗り自転車への安全教室の実施、3人乗り自転車の基準等をお知らせする対応策を実施していただきたいと思いますが、見解を求めます。

3点目に、情報教育についてお伺いします。

太宰府市内の小・中学校では、子供たちが携帯電話を学校内に持ち込むことは禁止されていますが、所有そのものは禁止されていません。昨年9月議会でも、学校裏サイト、文科省の呼び方では学校非公式サイトとありますが、それへの対応策について一般質問を行いました。相手を思いやる気持ちを教えていくなどの防止策を講じているということでしたが、日々、携帯電話の機能は進化しており、利便性を考え所有している状況も見られます。ネットいじめや架空請求詐欺など携帯電話を所有することによって子供たちが巻き込まれるおそれのあるトラブルの防止策について、どのように情報教育を取り組まれているのか伺います。

再質問は自席で行うことを述べて、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1点目の環境行政についてご回答申し上げます。

太宰府市におきましては、以前から循環型社会に向けまして、先ほどもご説明しましたけれども、リデュース、ごみの排出抑制、あるいはリユース、再利用、あるいはリサイクル、再資源化でございますけれども、こういった取り組みの中で、自治体として早い時期からさまざまなリサイクルに取り組んできておるところでございます。

平成の時代になりまして、国でも各種のリサイクル関連の法律が制定されておりまして、本

市といたしましても、今後も市の責任としてリサイクルの推進を積極的に図っていかなければならない、このように思っております。

次に、2点目の地上デジタル放送の受信障害への対応策についてでございますけれども、既にご案内のとおり、平成23年、2011年でございますけれども、7月24日までにアナログテレビ放送が終了いたしまして、すべてのテレビがデジタル放送へと移行されます。太宰府市内におきましては、平成20年12月1日に太宰府中継局が開局をされておりまして、市内全域で視聴可能なエリアになっておりますけれども、市民の皆様方のご利用に当たりましては、混乱が生じないように情報提供に努めてまいりたい、このように思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） まず1点目についてでございますけれども、本市におきましては、通称でございますけれども、容器包装リサイクル法に基づきまして、ガラス瓶、空き缶、それからペットボトル、紙製容器包装、紙パック、プラスチック製容器包装、白色トレーを収集いたしております。

プラスチック製容器包装につきましては、リサイクルボックスを市内9カ所に設置をいたしております。分別収集を行い、リサイクルの推進を図っておりますので、ご提案にありますペットボトルキャップはこれらのリサイクルボックスに入れていただきますように市民の皆様へ周知徹底をしながらお願いをしております。

今後ともこうしたリサイクルボックスのさらなる利用促進も含めまして、ペットボトルキャップの資源化につきましても、機会あるごとに広報やホームページ、さらには隣組回覧などで周知徹底を一層図ってまいりたいと考えております。

以上です。

次に、2点目についてでございますけれども、社団法人デジタル放送推進協議会によりますと、太宰府市内の全域で地上デジタル放送の視聴可能エリアとなっておりますので、もし受信障害があった場合は、まずは電器店によるアンテナの調整等個別に対応していただくことになります。しかし、それでも受信が難しいというような場合であれば、総務省のコールセンターにご相談をしていただくことができるようでございます。

なお、受信障害の際の対応といたしましては、市民の皆様へ機会あるごとに相談窓口等の情報提供にも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、ペットボトルキャップのリサイクルの問題、ちょっと伺いたいんですけれども、先日環境厚生常任委員会で伺った春日大野城リサイクルプラザで職員の方とお話ししましたが、とにかく何でも入れられると。キャップも入れられるし、何でも入れられて、その選別作業に手間をとられて、結局ペットボトルのリサイクルの効率といえますかね、そ

ういった部分が落ちている面があると。太宰府市からの搬入は以前よりも改善されてリサイクル率は上がったんだけど、もっとそういった混入が少なくなればさらにリサイクル率は上がるんじゃないかということをおっしゃったんですね。それで、実際に私もペットボトルのキャップとか、そういったものを捨てるときに、一時期迷ってました。燃えるごみなのか、だけどリサイクルもできるって聞いているしということもあってですね、そういった方も多いと思うんですけども、今9カ所ですかね、リサイクルボックスの答弁で言われましたけども、今後リサイクルボックスを広げていくということは考えていただきたいと思うんですけども、例えば具体的な公共施設の場所でも、そういったペットボトルのごみが出やすい場所というのは幾つかあると思うんです。スポーツ公園ですとか、そういったところでは当然スポーツした後ペットボトルの飲み物を、スポーツの最中もそうでしょうけども、ペットボトル使用するということは多いでしょうから、そういった部分でのリサイクルボックスの今後設置を増やす計画というものはお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 先ほど申されましたように、現在9カ所にリサイクルボックスを設置しております。それとあわせて、紙パックだけのリサイクルボックスも市内には16カ所設置しております。ご質問の分につきましても、今後の状況を見ながら、そうしたリサイクルボックスの増設については検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） あわせて、ペットボトルのごみ処理のあり方もですね、若干春日大野城リサイクルプラザで言われたのが、最近レジ袋削減の動きと関連しまして、ペットボトル、飲み物1個だけコンビニやスーパーで買うと、大体もう袋に入れられないでシールで済まされるということが多いと思うんですけども、そのシールを張る位置といいますかね、通常のペットボトルの商品があって商品名のラベルが張ってありますよね。そこにシールが張られるのはいいんだけど、ラベルのついてない透明のところシールを張られると、それだけでもリサイクルができなくなるから、そういったシールの張り方の是正と、あとやはりまだ言われたのが、ペットボトルの処理そのもので、中身を洗ってないという、1回水でゆすいでもらうだけで全然違うんだそうなんですけども、そういった点をもう少し改善されればありがたいですという旨も言われたんですけども、その呼びかけとあわせて、あわせてそういった今課題があるということも言いましたけども、そういった点もあわせて今後啓発活動に取り組んでいただくことは可能でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 9カ所のリサイクルボックスがございまして、これは去る6月の議会の中の補正予算でお願いをいたしましたけども、9カ所のうちに3カ所、特に人が多いスーパーに分別指導監視指導員といいたまいますかね、分別指導の指導員を配置するようにお願いをいたしまして、補正をいただくわけなんですけども、これ、早速10月からそうした分別の指導

員を配置をいたしますので、その中でそうしたいろいろな問題についても徹底した中で指導をしていきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、その9カ所のボックスの設置の状況等もですね、早目に啓発のほうをお願いいたします。

それで次に、地上デジタル放送の関係のところに移りますけども、市のほうとしては、じゃあ今太宰府市内全域、地上デジタル放送のもう100%エリアに入っているから、特別どこかの地区で受信障害が、時間、例えば昼とかそういった短い時間とかそういった部分も含めてでも結構ですけども、特別受信障害は市内では起こっていないという認識でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 総務省が担当しております地方デジタル放送のことでございますので、私のほうからご回答さしあげます。

これまで地上デジタル放送になるということにつきまして、昨年の8月及び今年の3月ですか、5月号、広報等でデジタル放送になりますよという周知をまず全市民にしております。そういう中で、意見と色々な放送の影響等についてのですね、ご意見等は今現在では挙がってきておりません。そしてまた、1カ月ほど前に、このサポートセンターのほうが市役所1階の窓口の横で何かご意見等あれば、また難視聴の面があればお聞きしますということで、カウンターで職員が出ていろいろお聞きしておりましたけども、そこでもとりたてての難視聴ということではなかったというふうに聞いております。そして、なおかつ、今後11月には地域の公民館等に出向きまして、午前2カ所、午後2カ所というような形で、6日間にわたりまして直接出向いてですね、いろいろな市民の方のご意見を聞く予定をいたしております。そのことを10月1日の広報でありますとか、10月には全戸のほうにチラシを配布いたしまして、いろいろな市民の方の難視聴でありますとか、いろいろご意見を聞いていくようなスケジュールで今動いております。そういう中で、現時点ではとりたてての難視聴であるとか電波障害ということは聞いておりませんが、今後より細かなですね、市民の方のご意見等を拝聴していくという作業を現在予定をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今後、地域のほうに出向いていくということでしたけども、私も質問するに当たって何人かの方からお話伺ったんですけども、水城台に住んでおられる方がですね、言われていたのが、飛行機の飛び方、離着陸の関係、離陸なのか着陸なのかまではわかりませんが、飛行機が飛んでるときに時々受信障害が起こっているということを私のところには言われました。ですので、ぜひ一度ですね、今後地域に出向かれるときに、その点はちょっと注意して対応していただきたいんですけども、特に飛行機等ですと、私の個人的な推測の中では、もしかしたら航空無線との混信が何か起こっているのかとか、そういったことも考えてしまうんですけども。特に、今はまだアナログ放送と地上デジタル放送両方やられてますので、

地上デジタル放送が受信が難しい状況だったらアナログ放送に切りかえてテレビを視聴することは可能ですけども、市長の答弁でもありました2011年7月24日までということですから、アナログ放送が終わった、終了した後は、もう当然そういった受信障害が起こっていたらですね、もうテレビが時間帯によっては見れないような状況等も起こるのではないかとすることは懸念しますので、ぜひそういった点も含めてですね、期限がこれも一定迫ってきてますので、ぜひそういった対応もしていただきたいなと思うんですけども。

それと、あと私が心配するのは、そういった受信障害が今後起こってきたときにですね、特にひとり暮らしの高齢者の世帯のところとかというのは、そういった高齢者の方の知識がどこまで徹底されているか、徹底というか、地上デジタル放送のことを理解されているかどうかという疑問もあって、特に一時期住宅リフォームの悪質な詐欺の問題がありましたけども、実際この間、全国の中では地上デジタル放送のアンテナの設置が必要とか、改善が必要とかというて、そういった高齢者のお年寄りのところへですね、そういった悪質な商法が行われているような実態もあるというふうに聞いてますけども、そういった未然にトラブルを防止するための対応策というのは今お持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、2011年7月という、あと2年を切ったような時期に差し加かってきております。国といたしましても、平成22年度、来年度予算のほうに最後の予算っていいですか、対応の山場となる施設のデジタル化の支援策の予算計上も今予定をしておるようでございます。それとあわせて、再度この地上デジタルの切りかえに向けてまして、私ども市としても市民向けの情報発信をしまいたいと思います。

そういう中で、今おっしゃいましたように、ひとり暮らしの方、ひとり暮らしというよりも高齢の方、高齢の方にまず電波が変わるということ自体のですね、ご理解を賜うようなまた努力も必要であろうと思っておりますので、何らかの今後電波の切りかえに向けての、今広報だけじゃなく、違う形でのお知らせでありますとか、いろんなことを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしく申し上げます。

それと、以前私の家に新聞の折り込みのチラシが入っていたのが、ケーブルテレビのチラシが入ってまして、その中では地上デジタル放送の受信障害が起こってもケーブルテレビに入ればよりそういった受信障害関係なくきれいな画像を見ることもできますということも一言ちょっと小さく載っていたりしたんですけども、そういった、どうしても建物が、大きな建物があって陰になって受信することが難しいとかという場合のですね、代替案までですね、きちんと行政のほうで示せるようにしていただきたいなということを要望いたしまして、1項目めの質問については終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援策についてご回答申し上げます。

1点目の市独自のレンタル制度導入につきましては、自転車の幼児2人乗せを可能とする福岡県道路交通法施行規則の一部を改正する規則が今年の7月1日に施行されたところでございますけれども、利用ニーズがどれぐらいあるのか、あるいは3人乗りの自転車の安全性の確保など、調査研究をしてみたいと考えております。

2点目の乗り方などの安全対策の対応策につきましては、この3人乗りの自転車は利便性はあると思われましてけれども、保護者の皆さん方が安全に利用し、そして事故が起こらないようにすることが最も重要なことではないかなというふうに思っております。このことにつきましては、関係機関との協議を行いまして、安全利用に係りますところの情報提供等を今後検討していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市独自のレンタル制度導入につきましては、6歳未満の幼児2人を乗せる3人乗り自転車の利用が本年7月1日に条件つきで解禁されたところであります。1台当たりの価格が、通常の自転車に比べると高額になっております。九州では、大分市が3人乗り自転車を購入する世帯に対して、その購入費の一部を助成する制度を導入するとお聞きいたしております。県内でレンタル制度や助成制度を実施されるという情報は、今のところ把握いたしておりません。どれくらいのお方が利用されるのか、利用に際しての安全性の問題、また維持管理費、保管場所の問題等、今の段階では研究課題として他市の動向等調査研究してみたいと考えております。

2点目の乗り方の安全対策の対応につきましては、幼児2人を乗せる3人同乗用自転車は、安全基準を満たす必要があり、現在製品化しているものもありますが、開発に向けた取り組みが行われているとのことであります。今後の普及並びに利用状況を見ながら、子供の安全確保の視点で3人乗り自転車の安全基準並びに保護者の安全利用に関する情報提供等、関係機関と協議、検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ①と②ですね、もう共通する形になりますけれども、まず、まだ研究課題というふうな回答だったんですけども、具体的にその利用人数の問題とか、今後調査という回答ですけども、その調査の方法というのはですね、具体的に何かこういう形で進めていくというのはお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この3人乗り自転車につきましては、サイクルショップなどをお訪ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひですね、利用人数を直接どれぐらいニーズがあるのかというのを把握する上ではですね、私はもう保育所も直接調査の対象に加えるべきではないかなというふうに思うんですけども、以前子育て支援課のほうでそういった、3人乗り自転車の関係ではないですけども、別の資料、市長の選挙公約であった3人目の保育料無料の関係の資料をお願いしたときもすんなり出てきました、出てきましたというか、すぐに出していただくことができましたので、そういった部分では子育て支援課のほうでですね、把握可能だと思いますので、ぜひですね、利用状況、保育所のほうからもぜひ努めていただいて、あと、もし可能ならですね、市役所として対応するのがこのレンタル制度そのものを導入するのが難しいという場合ですね、今部長答弁ありましたサイクルショップですね、そういったところに、じゃあレンタル制度の導入、月単位のリース制の導入というのは行っていただくことはできないのかという、そういうところまでやっていただきたいと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 3人乗り自転車の普及状況の調査について、保育所、保育園等について状況を把握することは、これは所園長会議等でお願いをし、可能であろうと思っておりますので、そういう調査も行いたいと思っております。

レンタル制度、それから補助制度、これについて直接行政が行うのではなくて、サイクルショップ等を経由してというご提案でございますので、それも調査研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 調査研究の結果、いい結果が出ることを楽しみにしておりますけども、ぜひこの子育て支援策の部分では、特に今、エコという視点で自転車というのも見直されてきてますし、日常買い物とかスーパーに行かれるときに、そういった3人乗りの自転車に乗っておられる方も、そういった、何というんですか、3人乗りの自転車に改造じゃないですけど、乗れるようにして走っておられる方も見かけますので、一定市民の方にもですね、その要望、ニーズというのは私はあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいということを重ねて要望しまして、この2項目めは終わります。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 情報教育の取り組みにつきましてご回答申し上げます。

情報化社会の進展によりまして、日常生活の中に情報通信機器が普及し、簡単に情報を入手したり発信することができるようになっております。学校での指導に当たっては、情報モラルを身につけ、情報手段として活用するとあります。携帯電話は、コミュニケーションの道具としても活用されていますが、使いこなすためには有益性と有害性の両面を知り、ルールやマナーを守ることが大切です。ご指摘のように、ネット上のいじめや架空請求詐欺、また犯罪や有害情報の問題などに巻き込まれるおそれがあります。そのため本市では、次の3点からトラブ

ルの防止に努めているところです。

まず1点目ですが、学校において情報モラルをしっかり指導することであり、学校においては、子供がいじめの被害者にも加害者にもなり得ることなどを認識させ、言葉を通して的確に理解、表現したり、互いの立場や考えを尊重し、言葉で伝え合うコミュニケーション力を育成することが大切だと考えています。さらに、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報、プライバシー、人権侵害、著作権等に関して子供たちの発達段階に応じて指導をしているところでございます。

また、福岡県では、今年度から3カ年に分けて県内公立小・中学校の児童・生徒へボランティアや専門家の外部講師を派遣する児童・生徒の規範教育推進授業を実施することになりました。この中で、ネットによる誹謗中傷、いじめ防止は、毎年度実施するよう努めることとなっております。本市におきましても、市内全校で取り組むようにしております。

次に、2点目は、家庭との連携をとっていくために資料を配布したり保護者会で話し合ったりして情報提供や啓発を行っておりまして、未然防止の体制を十分強化することが重要であるというふうに考えているところでございます。また、万一ネット上に誹謗中傷の書き込みが発見された場合におきましても、警察などとともに関係を図り、プロバイダー等への書き込み削除要請など迅速に対応いたしております。

3点目ですが、子供たちの携帯電話、インターネットにおける利用状況につきまして、各学校ごとにアンケート調査や聞き取り調査を実施し、実態の把握に努め、諸問題の解決に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、教育長答弁いただきましたけども、まずこの3項目めの冒頭にお伺いしますけども、昨年9月議会で一般質問した際にもですね、そういった子供たちを取り巻くインターネット環境の問題については質問させていただきましたけども、そのときに太宰府市内の小・中学校の校長が先生集まった会議の中では議論されているかということをお伺いしたんですけども、それ以降ですね、この1年間何らかの形で議論されたことはおありでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 大体毎月、市内小・中学校校長会を開催しております。開催に当たりましては、その都度その都度の課題がありますので、それが一つの議題となりますが、それ以外には先生方へのいろんな注意事項と、それから生徒指導の諸問題等につきましては、いつも議題として挙げております。その中に、このいじめの問題につきましては、特にアンケートその他の調査とか指導の問題とともに、現在ご指摘の携帯等によるいじめが非常に大きな課題となっておりますので、議題の一つとして挙げて協議しているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、福岡県の教育の今後の進め方というか、そういった答弁もいただきましたけども、ぜひ教育の中で検討していただきたいのが岩手県の取り組みですけども、岩手県では県の教育総合センターが携帯電話のそういったソフトを開発しまして、子供に携帯電話がどういうものかというのを直接認識させる学校教育っていいですか、出張講座を行っております。それで、実際にその携帯電話、学校の現場で持たせて、こうやって出会い系サイトつながった、こうやって架空請求が来るんだよというような、そういった一連の流れをですね、やっているそうなんですけども、ぜひですね、県教委にも、これは教育長のほうからぜひ持ちかけていただいいてですね、そういった形の対応策、岩手県のこのソフトを購入するのか、そういった形ですね、教育の申し入れをいいますかね、協議をしていただきたいなというふうに思うんですけども、私も実際にそういった身をもって体験するという教育の部分は大事なことなんじゃないかなと思うんですね。実際に小さいころストーブは熱いものだからやけどするからというようなことで、実際にストーブの上のところを一瞬ですけれどもちょっと触れさせて、それでストーブが熱いものだという、熱いから危険だから近寄り過ぎないというような、そういったことも認識することもあったんですけども、ぜひですね、そういった携帯電話のそういった有害な情報というものが恐ろしいものであるということ認識させる形ですね、何らかの教育を導入することで、結果としてそれが子供たちをそういったものから守ることになるんじゃないかなと思うんですけども、ぜひ福岡県の教育委員会とも協議していただきたいと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに言われましたように、体験を通してですね、学ぶということは非常に大事なことだと思っております。現に、先ほど気持ちを思いやる云々という話をしておりましたけれども、そういうことの指導の中には、例えばこうやって向かい合って話し合ったときの気持ちと、それから向かい合わなくて陰があつてですね、そのときの話している気持ち、そういうふうなことによって、ネットみたいな感じで、人がいないところでの情報の出し方、受けとめ方、また実際に書いたり書かれたりしたときの受けとめ方等々ですね、おっしゃるようなソフトとは直接的に違うようでございますけど、体験を通して物事を理解させようと、または問題点をどう解決していくかを考えさせようというような教育を行っているところでございます。

岩手県のソフトにつきましては、いい紹介をいただいたと思っておりますが、またほかのところともいろいろ情報を集めながらですね、よりよい資料があればそれを生かして指導に当たりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いします。特に今、教育長の答弁の中でも言われましたけども、著作権の問題とかそういった部分も含めてですね、いろいろこの情報教育というのは、携帯電話、パソコン、インターネットのことかもしれませんけども、いろいろ多様なこと

を含む内容かなとも思いますし、今テレビCMが行われてますけども、多機能型の携帯電話と
いいですか、スマートフォンというような言い方しますけども、そういった中では指一本で簡
単にコピー・ペーストできて便利ですよみたいな、そういったことをうたっているんですね。
実際に子供がスマートフォン持つようなことがあるのかって言われたら、確かになかなかない
かもしれませんが、実際に私が小・中学校のころには辞書といえばこうやって本の辞書の
ほうでしたけども、今辞書というと電子辞書を持ってきてそういった学校でやっているとい
うようなこともあるようですから、当然時代、時代で進化していく部分でもあるかなと思いま
すので、今すぐ子供がそういったものを持たなくても、10年後持ってないという保証はありま
せんので、持っていることのほうが当たり前になっているかもしれませんので、そういった10年
先、20年先という部分まで見通してですね、教育の計画を立てていっていただきたいとい
うことを重ねて要望しまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 一番眠たい時間ですが、これが終わりましたら休憩するんじゃないか
と思います。

通告いたしております項目は、上下水道料金の審議会について、また男女雇用機会均等法に
基づく女性管理職の職務登用及び職員の職務状況に関する勤務査定等について質問をさせてい
ただきたいと思っております。

第1点の太宰府市の水道料金が高いとして再三引き下げを要求しておりました。市民からも
強い要望が出ており、市長は地域懇談会などで水道料金の見直しを行い、引き下げを公約を行
っております。太宰府市の水道料金の引き上げは、消費税が3%、5%になった平成元年と平
成9年がありますが、平成10年6月1日に7.52%引き上げております。その結果ではありませ
んが、料金改定を平成10年6月1日に7.52%上げた結果、県下の中でも10番目に高い水道料金
になっております。今回市長は、下水道使用料も含め、審議会に諮問することになっておりま
すが、諮問内容として、白紙で諮問するのか、現在の水道料金体系として基本料、超過料金に
対し、また事業用も含めてですが、こういう内容や関連する下水道使用料も含めて見直しの検
討を審議会に諮問するのか、明らかにしていただきたいと思えます。

太宰府市の水道料金の高さの原因の一つとして、福岡地区水道企業団への加入により、その
都度割り当てられ、配分率として今日まで水利権を確保してきました。皆さんもご存じと思
いますが、江川ダム、寺内、合所、現在は大半はそういう権利が直接ありますが、筑後大堰から
の水を浄水し、いただいております。それ以外に、海水淡水化等の権利があります。その後も
福岡地区水道企業団に加入している関係で、周辺の自治体のダム建設、そういう場合には必ず
関係自治体に水利権として負担が割り当てられるわけですが、今後大山ダム、五ヶ山ダムの配
分水量、分担金などが投資的経費として太宰府市の水道の負担になっていることは明らかであ

ります。

市民の方々は、水道を使えば使うほど上下水道料金が高いので、この近年の状況は一般家庭の水道使用状況は減少傾向です。一方、使っても使わなくても基本水量、これを受水経費、こういう状況を支払わなければならない状況です。水道事業法の関係で1日最大給水量を基本としているために、給水確保が行われております。それでも、太宰府市の上下水道会計は黒字になっております。人口急増などの増加が見込めない状況において、水利権の確保によってその負担の増大が予想されますが、市民の生活上水の確保は必要です。そのことはよく理解できますが、現在松川ダム日量最大4,000m³、大佐野ダム日量2,400m³、現在浄水場の給水事業を行っております。この経費が約1億円近くかかっており、これを見直すことによって市民の水道料金負担の軽減も考えることができるのではないかと思います。市長の回答を求めたいと思っております。

通告をいたしております次に、男女雇用機会均等法に基づく女性管理職の職務登用及び職員の勤務査定について質問いたします。

職員総数に対して、現在太宰府市の女性職員は102名、全職員に対する割合は30%。そのうち102名中、女性の係長さんは10人で3%、女性の課長職5名で1.5%の状況ですが、閣議及び国会決議に基づいて平成13年、平成16年7月、平成17年の同じく7月、内閣総理大臣より男女共同参画基本計画が決定され、男女ともに輝く社会へと全国に通達がなされました。特に2020年までに指導的地位に占める割合が少なくとも30%になるよう女性の管理職登用を求めています。現況は5%以内です。政府は、男女共同参画都市宣言を地方自治体に求めています。全国で現在101の自治体、近隣自治体では筑紫野市、大野城市、那珂川町が、一般事業者も事業所で働く女性の方々も含め、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施しております。平成20年5月20日、法律第26号に基づいて地方自治体が実施すべき法律を守るべきではないでしょうか。余りにも太宰府市は女性管理職の少ない状況を、どのように今後対応しようとするのか回答を求めます。

2項目め、関連する通告をいたしております。職員の勤務査定について回答を求めたいと思っております。特に地方公務員に対する風当たりが強く、夏と年末も大幅に期末勤勉手当が引き下げられようとしております。平成21年8月25日、国会の開催前ですが、政府は閣議決定を解散前に公務員の期末勤勉手当を6月に続き12月の期末勤勉手当も職員給与見直し等含め、引き下げを人事院の勧告を受け、実施を決定いたしました。その上、地方自治体に対して構造改革の取り組みも求めています。その内容は、能力、実績に基づく人事管理を推進し、服務規則、公務員倫理確立を求めています。その内容は、勤務実績を給与に反映させること、昇級区分、勤務手当の成績率の適用に当たっては、給与構造の見直しを適切に実施すること、勤務成績に適切に評価するために公正かつ客観的人事評価システムの活用を行い、この制度を実施していない地方公共団体に当たっては早急に取り組むことなど、一方的な通達を行っております。国会解散前に公務員攻撃を行い、政府自身が不況対策を解決できず、国民の私生活を困窮に追い込

み、働く人たちのリストラ、合理化を推進し、結果が地方公務員に押しつけられることは筋違いだと思います。国の通達があっても、職員の勤務査定について市は行うべきではないと思いますが、市長の職員に対する思いを明らかにしていただきたいと思います。

あと、再質問については自席で行います。

○議長（不老光幸議員）　ここで14時20分まで休憩します。

休憩　午後2時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午後2時20分

○議長（不老光幸議員）　市長。

○市長（井上保廣）　武藤議員の水道料金等審議会についてご回答申し上げます。

まず、水道料金も含め、どのように審議会に諮問するのかというふうなご質問でございますけれども、昨年の1月から行っております市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中でも、この水道料金が高いというふうな声が市民の皆様方の共通したご意見でございます。なぜ高いのかというふうなことについてもお話をずっとやってきております。太宰府市でございますけれども、地理的にも水源に恵まれてない地方公共団体でございます。そういった中で、従来の為政者もこの水の確保について今日まで努力してきた経緯がございます。従来から松川ダム、これ昭和42年にそういった開発をしております。大佐野ダム、この2つのダムと、水城と新落合の井戸水を有効に使った形で今日まで爆発的な人口増に伴って対応してきた経緯があるわけでございます。あわせて、1万1,900㎡ぐらいでございました。その人口増加の時期にどうしても水資源がないというふうなことで、渇水と言えば太宰府市というふうな形で今日まで来たところでございます。それ以降、為政者は、この水の確保をいかにするかというふうなことが至上命題でございました。そういったところから、平成に入りまして昭和53年以降もそうでございます。山神水道企業団あるいは福岡地区水道企業団等の他の団体から共同水処理といいたいまいしょうか、供給を、水を買うというふうな形でもって対応してきたところでございます。1日の今、太宰府市の供給水量でございますけれども、1万3,382㎡、1万3,000㎡ぐらいでございます。最大で1万6,000㎡ほどでございます。それまではどういった状況であったかといいますと、議員の皆様方もご承知のとおり、平成14年6月までは31戸以上を給水規制をしておいたというふうな状況等がございます。こういった水事情がございます。それから、もう一つ太宰府市の特性といたしましては、団地造成でもって成り立っております。新興住宅でございます。どうしてもダムよりも高い位置にあるということ。だから、一度ポンプアップして、そして配水するというふうな、どうしてもコスト高になっておるといふこと等がございます。

そういったこともございますけれども、歴代の市長、あるいは議員の皆様方の協力によりまして、何とか水の確保ができるようになったというふうなことでございます。福岡水道企業団、江川ダム、寺内ダム、合所ダムからの取水3,200㎡、あるいは鳴瀬ダムが900㎡、あるいは

海水淡水化施設等につきましても2,900㎥でございますけれども、いち早く本市については高い水でございますけれども、これを手を挙げて買っておるといふような状況等がございます。あわせまして、今の供給水量といたしましうか、私どもは1万8,900㎥を確保いたしております。将来的には、大山ダム4,700㎥、あるいは江川、寺内、合所ダムの、あるいは五ヶ山ダムですね、これ合わせますと2,300㎥ほど確保できるようになりました。人口に直しますと、約8万人から9万人までは大丈夫だと。私は、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中で申し上げておりますのは、9万人までは水は大丈夫なんだと、そして、そういった今従来から水道給水に規制をかけておった関係上で、井戸水を使ってらっしゃるアパート等もございません。そういった世帯をいかに水道に切りかえていただくかというふうなことも、負担金の問題等々も一部見直しを行ったりしながら、この向上といたしましうかね、配水、市の水に切りかえてもらうような、そういった取り組みをしていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

そういったところが水の事情でございます、今でいきますと2万3,000㎥までがこたえられるようになったというふうなこと、そういったところから、平成14年7月から規制をしておりましたものをすべて取っ払っております。規制緩和を行ったところでございます。したがって、今は自由に水を使っただくと。一方では使っただく、節約もしなければなりませんけれども、使っただくことも大事だというふうに思っておるところでございます。

そういった中で、ふれあい懇談会等々を行っておりますけれども、市民の皆様方については、今申し上げました高所にあるということ、真水を買っておるといふこと、そういったところから、原水からつくれば安くなるわけですが、多少割高になっておるといふようなことが主な理由なんですというふうなことを私は説明をしてきておるわけでございます。しかしながら、そういったも全体的な見直しを図り、いかに供給する、配水する水を安く皆さん方にどうしたらできるかというふうなことを今日まで考えてきておるところでございます。

水道事業は、ご承知のように独立採算制の原則が基本でございます。ある一定の将来的な収支の予測を踏まえる必要があるというふうに思っております。そういった点から、全体的な料金を引き下げるといふことは私は困難であるというふうに思っておりますけれども、その中で太宰府市の現行料金の体系がどうなのかというようなことを見ました場合については、福岡市あるいは近隣団体の料金水準と比べまして、一般家庭用の料金が低いというようなことがございます。使用水量が大きいほど料金単価は低いという設定になっておりますので、全体的な収支バランスを保ちながら料金設定を見直すという手法、そして結果的にそういった手法でもってある一定の料金体系のところを安くすると、引き下げるといふような形での手法でもって、審議会に私の考え方はこう考えているけれどもどうでしょうかというふうな形で諮問をしたいというふうに考えておるところでございます。

なお、下水道使用料につきましては、20㎥に当たりまして3,000円以上という国の指導がございます。これに対しまして太宰府市でございますが、3,100円となっております。今回の改

定見直しについては、水道料金の一部体系の見直しを行うことに焦点を当てて行いたいというふうに思っております。したがって、下水道使用料の見直しを行うと、今回あわせて行うというような考え方は考えておりません。

次に、松川及び大佐野ダムの浄水施設の見直しについてでございますけれども、平成25年度から、先ほども申しあげましたけれども、大山ダムの完成に伴いまして1日3,900m<sup>3</sup>の受水の増量が確定をいたしております。ご指摘のとおり、見直しを行う必要があるというふうに私も思っております。現在、平成25年度以降一定期間、浄水の運転の一部休止も含めて検討を行っておりますけれども、平成25年度まではいまして時間もございまして、いろんな角度から検証を行いまして、十分に検討を重ねて、適切な判断といえましょうか、市民にとって有利になるような、コストが安くなるような、そういった手法をもとに判断をしていきたいというふうに思っております。

なお、詳細につきましては、上下水道部長のほうから追って一つ一つの回答については行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

(19番武藤哲志議員「質疑を許可いただきたい」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今大変前向きな回答を市長からいただいたんで、もう一度、ちょっと確認をさせていただいた後に上下水道部長に回答を求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） じゃ、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ありがとうございます。

まず、市長、ただいま説明を受けましたが、とりあえず審議会にどのような方をお願いし、審議期間を回数をどういうふうにしてですね、そして結論、実施時期、どっちにしてもですね、これが今、市民の方が求めている内容と思うんですが、まず今までの長い経過を見まして、太宰府は水がなかったために苦勞もし、先ほど今、答弁いただいた内容はそのとおりです。ところが、やはりこの他の自治体と比較して高いという状況がありまして、初めて審議会をですね、するわけですが、先ほど言いましたように、平成10年から平成21年、はっきり言って高い料金体系が、はっきり言って10年以上続いておるわけですから、その間、経済的な問題もあったと思うんですが、ここの部分をまず諮問する以上、いつぐらいに結論を出したい、どいう方を審議員にしたいかを追加説明をいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 審議会の開始につきましては、この議会終了します9月、10月から始めていきたいというふうに思っております。

それから、これもいろんな角度から意見を聞きとうございまして、相当時間をとっていききたいというふうに思っております。平成22年、来年の、そうですね、3月、詳細については調整しておりますからまた聞かせましょう。私は大卒でいきたいと思っております。

平成22年度ぐらいの10月後半ぐらいに結論が出るように努力をしていきたいと。これは、議会の一部改正も含めた日程も含めて申し上げております。

それから、もう一つ追加して申し上げておきますけども、今日までの上水道の経過、私も総務部長し、助役し、行っておりましたけれども、相当の経費を圧縮かけているということです。ご承知だと思います。外部委託、浄水場等については直営では行っておりません。外部委託をし、そのことによって人件費を抑えてきておる。そのことが、今の積み重なった形の中で黒字のほうに来ておるといふことも市民の皆さん方、ご承知、ご理解をいただきたいというふうに思っております。従来は下水道があり、上水道があった。それぞれに企画立案あるいは工務係、企画係とあった。それを一つにいたしております、公営企業として。恐らくこれは、全国でも厚生省の法の改正がされてない前でありましたので、委託については、相当国のほうからもクレームがかかった、知りませんでしたから、そういった状況で動いていった経緯もありましたから。そういった、一つ一つの今日までの積み上げが、幾分か市民の皆さん方のために料金を落とすことができるというふうな状況になったということを追加して説明させていただいておきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 審議会の予定でございますけど、10月の中旬か下旬ぐらいから始めまして、一応5回程度を予定しております。メンバーにつきましては、8人を今のところ予定しております。メンバーの構成につきましては、今のところまだ白紙でございますけど、消費者団体、それから婦人会、あるいは自治会協議会、それから商工会、それから経営学を担当の大学の教授あるいは准教授、それから宅地建物取引業協会の筑紫支部の太宰府地区のほうから、あるいは税理士あたりを今のところ予定しております。12月いっぱいか1月の中旬ぐらいまでには審議会の答申をいただきまして、3月議会に条例改正案を提案したいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、それじゃあ上下水道部長にお聞きしますが、今市長から前向きの回答いただいたんですけどね、今もう太宰府ははっきり言って人口が8万人から9万人増えても水の供給は大丈夫だということは、それだけ、先ほど言いましたように松川と大佐野ダムの時代に水がなかった、近隣の水を買わざるを得なくなったと。本日皆さんに決算審査資料が配られておましてね、52ページですが、給水が、やはり自分のところで作った水だとかよそから買った水の料金が具体的に52ページにあります。やはりほかの水道企業団から買うことが、浄水されてきているわけですが、現実のところ、今まではこんな状況がありました。ところが、なかなか、いつも質問するたびに、太宰府の場合は、できれば歴史と緑、そういう文化財を守る自治体として余り高層化を望まない、景観保全をしていきたい、こういう状況の中でいつも担当部から説明を受けていたのは、マンションだと20戸、30戸ぐらいは水を使ってく

れるけど、一戸建ては1つのパイプに1戸という状況という中で、なかなか水が利用率が他の自治体と比べて悪いという説明を何度も受けてきました。ところが、特にこういう状況の中で景気が悪化する中で、今節水状況ですよ。使えば高いわけですから、水道も下水道も。データ見ますと、年々家庭の使用水量、下水道料金が下がっているという状況もあります。逆に余りにも権利を買い過ぎている、確保している、しかも先ほども言いましたように大山ダムや五ヶ山ダムの配分まで、もう本当は要らないんじゃないかな、返上するということができないのかどうか。今使っている、さっきも言っていたように、市長が、平均的に使っている水量は1万3,000㎥ぐらいで、最高で1万6,000㎥、ただし1万8,900㎥確保しているという、この差の問題ですよ。最大給水のとくに確保しなきゃいかんという水があるから、人口との関係がありますが、この権利をもうちょっと特別に太宰府は水が余るとるが少し減らしてもらうということを福岡地区水道企業団あたりをお願いするというのは難しいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） まず、今の状況でございますが、今、日量最大配水能力が1万8,900㎥、それは公称能力で、そのとおりでございます。ただ、1万8,900㎥の中には新落合と水城の地下水の2,000㎥が含まれております。現在、厚生労働省の認可をいただいているのは、その日量2,000㎥でございますけど、実質は1,000㎥出るか出ないかです。ですから、1万8,900㎥丸々今能力があるかといいますと、それよりも落ちます。それと、平成25年度、大山ダムの完成によりまして3,900㎥供給増になりますけど、今、松川浄水場が日量4,000㎥製造することができますが、ご承知のように昭和42年に供給開始しました松川浄水場の第1系統の設備がもう40年以上経過しております。第2系統が平成9年、平成10年、平成11年の3年間で更新工事を行いまして、今第2系統は更新工事10年経過ぐらいです。第1系統で2,000㎥、第2系統で2,000㎥、計4,000㎥製造できます。その第1系統を今、修繕、修繕で行っておりますが、こちらの将来的な経営からいたしますと、大山ダムが供給開始になりました平成25年には第1系統の更新事業は行わない予定にしております。ですから、その時点で平成25年で松川浄水場は一応供給能力としては2,000㎥を予定しております。ですから、大幅な水余りというのは、ちょっと予定できません。ただし、武藤議員さん言われますように、平成25年には大佐野浄水場あるいは松川浄水場どちらかを一定期間運転休止する状況は出てまいります。ただし、両方とも運転休止はできる状況ではございません。

ご質問の福岡地区水道企業団の大山ダムの権利3,900㎥を減量していただくことが可能なのかということでご質問でございますけど、今のところ3,900㎥あるいは筑紫野市、大野城市それぞれの構成団体が大山ダムの持ち分持っております分につきまして減量するという事は、今のところちょっと困難でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） どの自治体もね、新聞でも報道されているように、ダムをつくった

ものの、権利はね、関係自治体が当然負担をするというか、建設費やその後の維持費の関係でダムが見直されようとしてますが、全くできてない、那珂川町の五ヶ山ダムの問題、それから遠く離れた鳴淵ダムの権利はもう今太宰府は取得しておりますし、大山ダムが平成25年といますとあと少なくとも4年ぐらい先、そういう今までの経過を見ますと、本当に10年、20年先の水利権をダムができる状況買っておったと。太宰府はそれだけ人口が増える予定であったが、6万7,000人というこの人口推移というのが余り大して変わらないんですね。昭和50年から平成元年ぐらいには急に人口増えましたけど、その後変わってない状況の中で、余りにも水利権を確保し過ぎて水が余るという状況。だから、そういう状況を含めて審議会に審議もお願いしなきゃいけないと思うんですが、やはり本当にね、審議員8名という形ですが、専門的な方をお願いするというか、財政的に詳しい方。審議員、今言われた方よりも、国の方針がどうなのか、将来の人口がどうなのか、太宰府はどういう状況の中で今後の未来のまちづくりをやっていくのかと。今まで同じような方々で専門知識のない方をですね、審議員にするんじゃなくて、こういう実態であるという状況の中でどうすれば料金が引き下げられ、経費の削減に結びつくのか、市民のためになるのかという審議員を選ぶ必要があるんじゃないかなあというのは、やはり部長会など幹部会で審議をしていただきたいというふうに思います。

それから、やはり市長が言いましたように大佐野浄水場、松川浄水場を直営でやっておりましたが、運転管理については委託をし、その指導的な部門の職員は何人か配置をして経費の削減、以前水城や落合やですね、井戸まで掘って確保してきとったんですが、もうこの機能は余りもう必要もなくなってきた。こういう状況の中で、私は平成25年よりもその前に最低緊急事態のときだけに水を使うための水の生産をします。大佐野も松川ダムもとめてしまって、いざ給水しようと思ったときには赤水が出たりして飲めない状況の中で、最低の維持管理をするという方向を平成25年まで待たずにやっていただければ、少なくとも5,000万円ぐらいは経費は浮くんじゃないかなと思うんですよ。だから、その辺は担当部とも協議をして、最低今つくっている松川ダムの水も3分の1、大佐野ダムも3分の1ぐらいにして、維持だけをやっていくという。そうしないと、買った権利のほうの水利の水が入ってくるわけですから、使わなくてもその負担をしなきゃいかんわけですから、その見直しも含めた諮問もしていきたい、内部検討もしていただきたいと思うんですが、市長、どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） ご質問のまず審議会のメンバーの方に専門的な方をということでございますけど、今回一応諮問をしようと思っております案につきましては、平成25年度以降、大山ダム、あるいは平成30年度の五ヶ山ダムが来ました以降の、要するに長期財政収支予測では、平成25年度以降1億8,000万円から2億円を超える赤字は見ております。ですけど、そこを見越して今回水道料金審議会に諮問する予定はございません。市民の方が水道料金が低い、家庭用料金をいかに下げられるか、それについての一応諮問でございますので、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年、結局これから先5年間ぐらいの料金をどうするのか、その後、そ

の間に一般家庭用料金をどこまで下げられるのか。平成25年度以降については、今言われました浄水場の一部を運転休止してどれくらい経費節減が成るのか。それと、福岡地区水道企業団に平成25年度から1億8,200万円ほど受水費の負担増が出てきますけど、その赤字幅をどれだけ埋められるのか。1つは、武藤議員が一番ご承知でございます、今水道事業の現金預金を約24億円持っております。その現金預金をどこまで落ちる、どこまで下げてまで一応今の料金の改正ができるのかというところで今回諮問いたしますので、平成25年度以降の長期財政収支予測までその諮問の中で審議いただければ最高なんですけど、そこまでを含んだところでの答申はちょっとこちらのほうとしては予定いたしておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） あなたと論議をするとね、数字的な問題と私といつもかみ合わんとよね。あなたが言うと、もうすぐ金がない、もう将来は支払いが出てくるといけど、権利を買うからこういう状況になるんだけど、市長さんとしては市民との触れ合いといろんな部分で、やっぱり太宰府の市民が水道が高いからぜひ下げたいと思うけど、勝手に、はい、下げますと言えない。だから、審議会を開いて見直しをしようとしている。ただし、あなたのほうの所管にしてみればね、それは水道事業に投資が大変必要でしょう。だから、そこはわかるんだけど、市長の考え方と、それから担当部の考え方も、そらあ私もよくわかりますよ。だから、どういうふうな形で将来のあなたが言うような平成25年の問題もあるでしょうし、水利権もあるでしょうし、どうしたらどうなるのかをね、市長の意向をあなたにやはり理解してもらうために質問しよるわけで、あなたの答弁聞いたったら、市長が水道料金を下げるのはなかなか難しいですよというふうに聞こえるんですよ。だから、市長さんがやろうとしていることについて、どう努力をしていただくのかが、やはり上下水道部長の責任だというふうに思っているんですが。しかも、1年かけて、私はもう来年の4月ぐらいにはね、条例改正してやれるかと思ったら、10月ということは、もう今からまた1年ですよ。料金のもし審議会が出てきたときに、1年先になるというのもまた長いなと思うんですが、もう少し早くできないかどうか。その辺、もうあなたちょっといいから、市長に伺う。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） いつからというふうなことについては、めど、大枠の幹の部分私は申し上げました。議会があり、またいろんな意見を聞きながら、そして結論を出していくというようなことになりますから。これは、急いで行えば失敗もありますから、十分あらゆる角度から切り込んでいきたいというふうに思っております。そのめどが平成22年10月。前倒ししてそれ以前にできればしたいというふうに思っております。

それからもう一つ、平成25年までにいましばらく時間があるというふうに申し上げました。ちょっと申し上げましたように、今まで給水規制をしておった世帯が数多くあるわけでございます。アパート、集合住宅、そういった方々等については、この給水規制、加入負担金がある

もんですから、まだ切りかえられてないところもございます。まずもっては、安全な、安心して飲める市の水道に切りかえてもらうべく、やはり努力していくというようなことが大事だということに思っておりますので、この加入負担金の問題もあらゆる政策の中で軽減をしたいというふうな形も一つの手法として考えながら、選択肢の一つとしてとらえながら、拡大を図っていきたい。今が80%ぐらいですから、そういった方向も含めて行っていきたい。そして、この平成25年のいわゆる余っておるのは、これは理解してもらいたいのは、為政者はやはり安定供給、渇水の経験がありますから、また二度と同じようなことを市民に味わわせたくないというようなのが最大の考え方として今日の首長、その姿勢で来たと思います。私もそばにおりまして、その理解はできる場所です。この部分が余りにも市民の負担にならないような方法を平成25年までに講じていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう次から次に時間なくなるなあ。市長も前向きにということで、お金も24億円ぐらいありますし、いまだかつて赤字になったこともないし、下水道使用料については国の基準より100円高いという、消費税の分ぐらいちょっと下げてもらうために国の基準の100円ぐらいも値下げしてほしいなと思いますが、その辺審議会の中で市長の意向を明確にし、将来のですね、水も使ってくれと、どんどん水の利用が増えれば、なおより一層黒字になるわけですから、まずその辺を今後の審議会の中に出していただきたいと思います。

あと時間も少なくなりましたので、2項目めの回答いただきましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の男女雇用機会均等法に基づきます女性管理職の職務登用及び職員の勤務査定についてお答えを申し上げます。

太宰府市におけますところの女性職員の管理監督者への登用につきましては、男女共同参画を推進していております観点からも、性別にとらわれない育成でありますとか、あるいは能力開発等を目的といたします研修への積極的な参加でありますとか、あるいは女性が能力を發揮しやすい環境整備と、男性職員と対等な立場での管理職に臨むことができるように努めておるところでございます。

そうした中で、各自が職員としての資質、また能力の向上に努め、人事評価を導入し、実施していく中で、管理職としてふさわしい能力、判断力等々含めた能力でございますけれども、意欲のある職員には男女の区別なく私は登用してまいりたい、このように思っております。

詳細につきましては、総務部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） では、詳細のほうを私のほうでご回答申し上げます。

まず、女性管理職の職務登用についてであります。4月1日現在、全職員338名中102名、約30%に当たる女性職員が在職いたしております。そのうちの管理職として全体で41名に対しまして女性5名を登用しているところでございます。

その次に、管理職候補に当たります係長職としては62名おりました、うち8名の女性職員が登用されております。約13%程度になろうと思います。

本市では、太宰府市職員人材育成方針を策定しております、その中の総合的な取り組みといたしまして人材育成を掲げております。性差によります配置部署や業務経験に偏りが生じないよう、採用直後から計画的なジョブローテーションを推進しまして、幅広い業務経験の機会を付与するなど、職域拡大のさらなる推進に努めておるところでございます。

次に、職員の勤務査定についてであります、国におきましては一昨年の国家公務員法の改正によりまして、能力、業績に基づく人事管理の基礎となるものとしたしまして、新たな人事評価制度が導入され、現在試行がなされております。

また、地方公務員におきましても、一昨年5月に人事評価を盛り込んだ地方公務員法の改正案が国会に提出され、まだ継続審議されているところでございます。

本市におきましては、この人事評価制度につきまして、現在まで導入に向けた調査研究を行ってきております。今後職員研修や評価の試行を実施いたしまして、公平性、透明性、納得性に十分配慮し、職員の理解が得られる制度として構築を目指し、早期に導入できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、8名の部長職の中、女性職員が以前はおられましたが、部長職おりません。やはり課長職が何人もおる中で、課長から部長、一挙に係長から部長とかなるわけありませんしね、どう育成していくかというか。それと、やっぱり女性でないと対応できない職場も必要じゃないかなあと、子育て支援だとかですね、そういういろんな部分、しかも男女平等という法律があって、国が何度も通達を出してきている。それから、やっぱり一般企業についても、男女の格差をなくしなさい。問題もありますが、就職のときに年齢制限をかけるのもできないというような状況にもなっているようですが、やはりそういう状況の中で、太宰府も余りにも女性の課長職が少ない状況がありますが、内部の中で努力はいただけるというふうに受けとめていいでしょうかね、市長。ぜひ女性の管理職や女性の地位向上、男女平等をやっていたきたいというふうに思います。

それから、今総務部長が言いましたが、国がこういう公務員をふるいにかけるやり方、特に、いつも言うんですが、なぜこんなに公務員攻撃をするのかということですよ。給与表も物すごく段階的につくって、今度もまたいろんな給与の引き下げ、年末、民間との差はたった826円しかないんですね。それをそれ以下に下げさせようとする、国の人勸実施、こういう状況で、逆に残業すると高い料金を払いなさい、残業はさせなさんなという国の方針。そして、住居手当はできるだけ減額しなさい、廃止にやんなさい、いろんな手当はなくしなさいと、こういう状況の中で、職員に勤務評価を導入する。そういう人事評価は、研究して試行をし、理解を得てやりたいというのが今総務部長の回答ですけど、こういう内容は職員はどのように徹

底をしているんですか。それとも、まだ市長部局、総務部、部長職、課長職ぐらいの中で論議をしているのか。職員も含めてこういう勤務査定制度については、実施状況というか、職員との関係はどうされているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在の状況でいいますと、まだ部長職、課長職等を初め、まだ職員までおろす段階までは来ておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、地方公務員法の改正が予定されております。そしてまた、今年の人事院勧告の中でも、今おっしゃいましたように民間企業との格差に基づく給与の改定と、もう一つは先ほどご質問の中で述べられました給与構造改革としての大きな柱、そしてもう一つが高齢期の雇用問題ですけれども、そういう大きな柱としての人事院勧告をなされておりまして、これを導入ということが法律改正までなってくると、義務的にも発生してまいりますので、そのような時代の流れがあるということは事務セッションの中で組合とも話としては出してしておりますが、まだ内容の細かなところまでの詰めは行っておりません。今後これの試行及び定着に向けまして鋭意努力し、着々と進めていくというもまた語弊があるかもしれませんが、そういう時代の趨勢ということで進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 人事院の勧告内容も大変長い部分とか給与表とかそういうものを見ておりまして、新たに出てきたのが、あなたもご存じだと思いますが、公務員の高齢雇用問題として平成25年まで65歳まで雇用も人事院勧告の答申の中に政府に求めているんですが、この内容もまだ内部だけの検討でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在再任用制度がございます。それとは違う、もう定年延長というような、遠い将来そうなるであろうという推測はしてはしておりましたけれども、それが人事院勧告の中で正式に出てきた、及び人事院の中でも研究会がもう動いてきておるということで、その辺の表面化してきたというのは現在の状況でございます。まだこのことについて具体的にどうのこうのとして考えておる状況ではございません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただし、公務員も退職して、やはり65歳まで年金がもらえない状況がある中で、退職を民間も65歳まで求めておる関係で、公務員も65歳の部分について、当然昇級停止の問題があったりですね、退職金の支給制限がありますが、ある一定65歳までの定年制度を実現させるというのが、今度の人勧が政府が受け入れた解散前の閣議決定ですが、こういうものが最終的におりてくれば実施はせざるを得ないと思うんですが、今、今度の政府がどういうふうな形で方針出すかわかりませんが、職員が65歳定年制を政府から指示があれば実施をするというふうに受けとめていいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） そのように今、解散前の政府のほうで閣議決定等されております。そして、新たな政権交代という時の流れで新しい制度が動いていくものと思いますが、マスコミ等の今情報として流れてくるのではですね、官僚人事の見直しということが今報道されております。高速道路の無料化でありますとか、補正予算の凍結というような問題と、もう一つ、官僚機構、もちろん国家公務員もそうですけども、その先にある地方公務員の成績と評価というようなものもこれから出てくるというふうに推測いたしております。そのような記事があちらこちらで若干出てきておるといところでございまして、そのような国の動きと、またそれを注視しながらですね、太宰府としてどうあるべきかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それと同時に、公務員人事管理に関する報告の骨子の中で、特に非常勤職員といますか、再任用も含めてですが、この非常勤職員の適正化の問題や身分の問題、雇用関係の部分まできちっとした明確なものが出てますが、これに対しても当然制度上職員と同じような仕事をしているわけですが、こういう身分の安定した対策を講ずることも求められますが、これにもやはり対応するということがいいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 総合的な人事制度といたしまして、国から示された制度等についてはそのように対応してまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それから、国の給与体系表を見ておまして、ここは国ですからいろんな職種がありましてね、教育職員だとか研究職員だとか医療職員だとか福祉関係の職員、現業職員という状況で、国はいろんな部分があるわけですが、太宰府市の場合は行政職1、2だけなんですけど、これで大変な、給与の低い人はそのまま、ただし高い人というか、これは物すごく昇級も、それから期末勤勉も減額になるということになりますけど、この減額は前は3,000万円だったですかね。今回、これ、国が実施されると、どのくらいぐらい太宰府の職員の給与の減額になるのかの想定を最後あと残り4分ありますが、見込みは立っているのか、今から計算するのか、報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 前回0.2カ月分ですか、それで約3,060万円あたりの数字として出しております。たしか次は0.25カ月分ですので、余り変わらないような数字かなというふうに想定はいたしております。

えっ。

（19番武藤哲志議員「今度は夏よりもまだ引き下げ率が」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 夏が0.2カ月分で約3,000万円、トータルですね、3,000万円。今回の基

づきまして12月分で0.1分になりましたので2,300万円ぐらい。これを合算した数字で見ますと、年間0.35カ月ですので、合算すると5,300万円という数字に想定はいたしております。うち3,000万円が既に処理済みというふうにご理解いただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この昇級停止の関係でね、それから給与の引き下げも少し出てきているんですが、これは影響ないですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はね返り分は若干あるかと思いますが、そこまでの細かな試算は出しておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） しかも、4月にさかのぼって遡及ってなっていますが、4月にさかのぼるのか12月だけで終わるのか。行政は4月までさかのぼる考えですか、国は4月まで遡及になっていますが、太宰府市は12月だけなのか。そうすると金額もまた違いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的に不利益不遡及の原則がございますので、給料そのものは新しい給与表の適用された後になろうかと思っております。今回の期末勤勉手当の改正も、今回12月分だけまず改正して、来年の4月以降は、また来年度のトータルで年間月数は一緒ということでございますが、6月及び12月という形で、また違う数字にですね、トータルで同じ月数ということで処理される予定になっております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、公務員に対するそういう国がですね、給与の引き下げ、そういうものはより一層経済の不況の問題がありますし、市長、副市長、当然こういう問題が出てきましたら職員に理解を求めなきゃなりませんし、その努力をぜひしていただくということで、最後の確認にですね、人事問題については副市長が担当されているようですが、職員をやはりぴしっとしたこういう人勸、不当な人勸ですけど、職員に理解を求めるといのはあなたの責任じゃないかと思うんですが、あなたの最後のちょっと回答いただきたいなあと。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 今回本当に民間との比較で公務員の給与が高いということで引き下げになると思います。本当に職員には断腸の思いでお話をしていかなければいけないと思いますが、その辺の理解を十分求めながら、議会のほうにも提出して、改正を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

（19番武藤哲志議員「質問終わります。どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず、国分台地区の防災対策についてお伺いします。

去る7月下旬の大雨により市内各地で被害が出ましたが、国分五丁目のいわゆる国分台地区では、平成15年の豪雨災害のときと同じ山腹が崩落し、泥流が住宅街を襲いました。前回とは異なり、巨木や土石流による住宅の破壊や長期にわたる道路の遮断はありませんでしたが、これは平成15年の災害後に建設された治山ダムの効果であると思われれます。しかし、上流2つの治山ダムは、既設、増設ともに土石で埋まっている上、崩落現場ではまだ大量の土石や倒木が山腹にかかった状態で残っています。再度大雨が降れば、これらの落下物がダムを乗り越え、住宅街を直撃することは明白であります。しゅんせつをするか、新たにダムを設けるか、対策が必要であると思います。お考えをお聞かせください。

また、この地区の雨水排水につきましては、平成15年の水害後、一部改善されましたが、最も大きな被害が出た上流部は、依然小さな径の導水管のみで、7月下旬の大雨では用をなしませんでした。新たな排水路を設ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

毎年大雨の時期、地元住民は眠れぬ夜を過ごしています。同地区における防災対策について、短期、また長期的に行うものそれぞれについて具体的にお示しください。

関連しまして、国分地域にある5カ所のため池であります。所有の実態、市と水利組合のそれぞれの管理内容、万一決壊して被害が出たときの責任、水難事故の責任について、あわせてお聞かせください。

次に、学校での国旗掲揚についてお伺いします。

先ごろの総務文教常任委員会による市内11校の学校視察では、屋外での日章旗の掲揚、降納のあり方がまちまちで、講堂正面の国旗の状態も汚れが目立つものがありました。国旗の掲揚、降納については、だれがいつ行っているのか。また、屋外、屋内それぞれの国旗購入、新設の時期をそれぞれ学校ごとに明示してください。

新学習指導要領では、道徳教育で愛国心をはぐくむことや国歌を歌えるよう指導することなどが明記されました。公教育で身につけるべき当然の指導内容と考えますが、学校の現場できちんとした国旗の管理を行うことがまずもって必要であると思います。教育長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 失礼しました。

国分台地区の防災対策についてお答えを申し上げます。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨によりまして、平成15年に被災いたしました箇所（箇所）の山腹崩壊が発生いたしました。また、新たに施工されました治山ダムにつきましては、土砂が治

山ダム堰堤上部までたまっている状態がございます。今回の集中豪雨時におきましては、既設及び新設の治山ダムの効果があらわれておると考えております。

詳細につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 国分台地区上流部の山腹崩壊に対する予防対策といたしまして、治山ダムの土砂をしゅんせつするか、あるいは新たな治山ダムを設けることにつきまして、現在県へ治山ダムの設置の要望を出しております。より安全な対策をお願いしているところでございます。また、治山ダムから山腹崩壊をしまして溪流部分につきましては、堆積しておりました流木等の撤去を完了しております。また、ご指摘の導水管でございますが、治山ダム上流部の山腹崩壊により雨水ますに土砂がたまらないようにすればですね、雨水管にはかなりの勾配がついておまして、既設雨水管の排水能力はあると考えております。この雨水管は、直径が45cmで、下流の奥の池に流入しておりますが、この管が道路の下だけではなくて宅地の下を通っている可能性が大きいことが調査によりわかりました。もしこの雨水管の途中で管が閉塞したりしますと、その後の雨水ルート確保が非常に困難になります。つきましては、新たな雨水管の改良または流入口をどうするかについて十分検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、国分地区にあります5カ所のため池の管理と責任についてでございますが、所有実態につきましては、1カ所が個人所有、3カ所が国分区所有、残りの1カ所については市所有となっております。市と水利組合のそれぞれの管理内容についてですが、個人所有の池については、その所有者が管理を行います。区及び市所有の池につきましては、ため池の水、草刈り等の管理は地元水利関係者をお願いをしまして、施設の改修につきましては市で行います。

万一決壊して被害が出たときの責任及び水難事故の責任につきましては、過失の形態によって責任の度合いが変わってまいりますので、その原因が何であったのかなど、ケース・バイ・ケースによるものと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） トータルでお話ししていきたいと思うんですが、その前にまず、この治山ダムと砂防ダムですね、ここにある分は全部治山ダムでいわゆる所管が違うわけですね。林野庁また農林事務所林務部門ですかね、または国土交通省土木部門ということで、そもそも建設の目的も違うということでそういうふうに聞いとるわけですよね。しかし、我々一般の住民とですね、見ると全く同じものと。やや砂防ダムのほうが大きいかなということで、水の管理、砂の下流への流出防止ということでしょうか。ただ、やはりどうしても納得いかないのが、現に平成15年にあれだけの土石があって、結局一部下に落ちたんですが、上の治山ダムでかなりの部分を食いとめることができた。そして、その後増設したところが今度いっぱいになって、それで助かった。ということは、もう3度目が来たら、じゃあどうなるかというの

は明白なことだと思うんですね。現場、見られたと思いますけれども、一番上ですね、あとまた草が生えるようなネットを打ち込みまして、かなりの流域、残った部分ですね、その約半分が今回崩落しております。残り半分が、まさに崩れ残ったという状況で張りついているんですよね。そして、溪流、いわゆるがけ崩れの中ですね、途中でやはり流木等がひっかかっとなります。今回下まで落ちてきてません。リングネットまでには至っておりません。

そういう中で、検討というふうなことは果たしかおっしゃったと思うんですが、やはりしゅんせつをするかですね、順番でいくともう一つ上ですか、もう一つ上につくるのかということまで含めて県へ要請されているのかどうか、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、治山ダムの性質からいきますと、しゅんせつはほとんどしない状態でございまして、新たな治山ダムをつくる必要があるということで、県のほうにも要望を出しました。市のほうといたしましては、先月末にですね、文書で要望いたしまして、そしてまた改めて昨日でございますけども、自治会のほうから自治会長さん初め代表の方3名とですね、私ども、私と担当の課長で直接農林事務所のほうに要望書を持ってまいりました。そのときには、被害を受けた写真も、平成15年の写真もあわせてですね、示してきております。県のほうにおきましても、そのようなダブルですね、太宰府市と、あるいはまた地域のほうから要望書をいただいておりますので、十分検討するというところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） この治山ダムの件に関しましては県のご判断ということで、何としても行っていただきたいと思うんですが、部長のほうのお答えでもう一点、この45cmの管ですね、昔からあるこの管ですが、昨日撤去を行って、具体的には詰まらなければ大丈夫だというお答えだったと思います。前回何か説明会のときもそういうふうにおっしゃってあられましたが、実際はそうではないことはもう明白ですね。イメージでいくと、おふろの栓を抜くときのあの太さと、あれが逆なんですよ。おふろの面積の蛇口からあの逆のところに入るという、わかるかな、ひっくり返とうという意味で、上からのボリュームですね、とあれが受けれる量があれば入れるわけがない。実際に、あそこに確かに詰まったとき、市長来られて約3時間ぐらいですね、陣頭指揮されたということで地元住民非常に感謝しておるわけですが、実際市長があそこに近寄れたということ自体ですね、非常におさまった状況なんです。もうその以前の状態は、もうとても怖くて近寄れない状況です。ですから、あそこがあままでいいというのは、そらあだれもやっぱり納得しません。

それとですね、もう一つ、この45cmは確かに傾斜がついてかなりの、確かにたまらんで入るんですよ。しかし、今おっしゃられたように、あれ、住宅地の中入るとるんですよ。これ、もう地元じゃあ公然じゃない、ごく一部の秘密やったんですが、もう今はみんな知ってます。そして、これをこのまんま続けていくなら、どうなっているかわからんわけですよ。万が一

大規模な陥没等が起きたら、だれがどう責任とるのかと。市は知っていてそれをずっと続けたのかということにもなります。

そこで、やはりもう一つ管をですね、もう一つ東側ですね、東側のほうが大きな治山ダムできましたけれども、そのところに大体60cmの径ですか、U字溝をずっとつくって、その奥の池ですね、さっき出ました。奥の池の東側のほうに至る道ですね。あそこで2軒と半分、半分と言うたら失礼ですけど、2軒はもう全壊ですか、大変な被害があったんですが、そこはこの60cmの径でかなりのもう改善がされてます。ですから、具体的名前をもう出していいと思うんですが、沖田さんとか西山さんですね、あその前の急斜面になりますが、あの道路にこの60cmの径のU字溝をつければまずは改善されると。しかし、じゃあそれをどこにどう持っていくかというのは大変な問題で、トンネルつくって奥の池持っていくのか、あるいはずっと道なりに下まで持っていくのかということになると、なかなか難しい面があるのはわかります。途中からまたどこか下のほう、経路等、まだ調査は終わったという報告は聞いてますが、具体的どこにどうなっているかの報告は受けてません。わからないところに水が落ち込んでます、ご承知と思いますが。その辺のところをどうするのか。要はとにかく具体的な水ですね。もうとりあえず台風はどうなるかわかりませんが、来年の雨季っていいですか、大雨まで若干時間がある。その間、何か対策をですね、具体的な対策を考えていただかないと、これはまたちょっと困っちゃうと。下のほう、全般の質疑の中で市長からもありましたけども、下のほうからやっていくということは、もちろんそうでありまして、公民館前ですね、道路のいわゆる陣ノ尾川の改修ですね、等含めまして、入り口の道路改良も予定されているということで非常に期待をしているんですが、まずはあその一番上の部分ですね、の水路の改善を何とかしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 地元との話し合いの中でも、議員さんおっしゃるとおりですね、やはりいろんな形で懸念をされておられまして、そういう要望を出されております。市のほうといたしましても、今後計画していかなければならないというふうな形で考えておるんですけども、実際どういうふうな形が一番いいのかという改修計画をですね、今現在ちょっと練りつつあるんですけども、今議員さんおっしゃったように分水方式が一番いいのじゃないかなというようにところで計画をしていこうというところで考えてます。といいますのは、まず一方に今、奥の池が流れてますけども、その分は通常は雨のときに農業用水として必要ですので、奥の池のほうに通常では流していくと。そして、一定の量を超えますと分水方式で別なルートに流れていく。一つの案といたしましては、先ほど議員さんおっしゃったように、60cmの管のほうに流していく方法もあるかと思えます。そしてまた、それを流しますと、今度は下のほうが狭くなりますので、やはり最終的には1 m50cmほどの大きな管が必要になってくるんじゃないかなというふうに思えます。といいますと、じゃあ上からやっていくとどうなるのかとなりますと、下のほうに無理がいきますので、当然これは下のほうからの改修が必要になってまいり

ます。そういうことから、今後の改修計画におきましては、分水方式も考えて、一つの案として、できるだけ早く結論を出して、その改正計画に向けて動きをかけていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 難しい内容ということはよくわかっております。ただ、あの大水害ですね、平成15年から丸々6年たっているけれども、結局そのままなんですよ。ですから、まずこの水の対策。確かに太宰府市が今のようになる前といいますか、いわゆる昔の宅造法で建てられた団地であって、当時としてそういうふうな開発等々にですね、どこまで責任があったかというのはもちろん別の問題だと思いますけど、現にそこに住民がおるんですよ。ですから、何とか知恵絞って頑張っていたきたいと思います。

もう一つ、ため池、国分5つあるんですが、みんな古いため池なんですけど、ここの簡単に言えば決壊したときと事故ですね。事故に関しては、隣の水城のほうで1回5歳ぐらいの子供が、これはネットの下くぐって行ってですね、水難ということで、かなりのいろんな裁判にもなりましてですね、ご承知と思いますが、国分でもやはり同じようなことがいつ起こるとも限らんということで、確かにケース・バイ・ケースではあります。しかし、なかなか民地も入るとるもので、フェンスですね、さくも市につくってくれとなかなか言えないようなところですね、じゃあどうするのかということですが、ご承知のようにいわゆる農家も非常に高齢化進みまして、草刈りじゃの何じゃら、そういうのもなかなかもうできんようになってきているんですよ。今後ですね、このため池の管理ですね、万が一決壊したらじゃあどうするか。いわゆる雨が来そうだったら夜中でも起きていきんしゃって、くいをですね、ここのへそまで入って抜いた、抜いたという話なんですよ。いつまでこんなことができるかということになりまして、そういったところも含めてですね、市がやはり少しずつ加勢をしていただかないと、もうできないんじゃないかと。じゃあ農業やめてしまえと、もうため池も埋めて何かマンションか何か建ててしまえともし言うんだったらですね、はっきりそう言っていただきたいんですが、以前平成15年の後にですね、福岡市含む5市で、いわゆる御笠川、那珂川の流入、簡単に言うと上のほうで水をなるべくためてくれという話し合いがあったと思います。ありましたよね。あったと思うんですよ。その辺の話なんかどうなのかなと思うんですよ。福岡市がそりゃあ補助金出してくれるわけじゃないと。ねえ、そういうことですよ。ちょっと市長、その辺をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 水害を防ぐためには、やはりどういうふうな形が大事なのか。昭和20年、30年代は、ここは全部緑だったんです、もとの写真を見てもみたら。そこに山にまで上がって住宅ができた。あるいは田んぼがなくなった。緑がなくなった。そしたら、一気に水が御笠川に下に下に向かって流れると。だから、川があふれるという形になってますね。だから、それを防ぐ意味合いとしては、貯水池であるとかため池のあいたところを有効活用する

と。一時的に流れないように、フェイントかけていくといいでしょうかね、一時ためるという形のそういった役割を持たせていくというふうな意味合い。そういったところを説いていけば、個人所有であってももしかしたら市のほうの管理をお願いするというふうな形になるかもしれない。今の状況等を切に訴えて、やはり有効利用していくというふうなこと。少しでも水が一度に流れないようなすべを講じるということ。上流域の私どもの責任でもあるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 市長みずからの、いわゆる遊水池としての役割をはっきり認識しておられるということで、今後地域のですね、発展の経緯に合うような形でいろいろとご尽力ください。

じゃあ、1番目は終わります。

2番目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） ここで15時40分まで休憩します。

休憩 午後3時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

教育長。

○教育長（關 敏治） 学校での国旗掲揚についてお答えいたします。

新しい学習指導要領が平成20年3月に発表され、現在はその新しい学習指導要領への移行期でございます。今回の学習指導要領は、さきの教育基本法の改正や学校教育法の改正を受けて初めての改訂となっております。その中で、国旗・国歌の指導につきましては、児童・生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てることが重要であることから、社会科では国旗・国歌の意義を理解させ、諸外国の国旗・国歌を含めそれらを尊重する態度を育成すること、音楽科では国歌「君が代」を指導すること、また入学式や卒業式などでは国旗を掲揚し、国歌を斉唱するように指導することとされています。このことから、本市の学校における指導におきましても、これまでと同様にこの学習指導要領に従って適切に実施しているところでございます。

なお、ご指摘の管理についてですが、さきに述べたような指導を的確に行うには管理も必要です。私は、指導と管理は一体的なものにとらえておりますので、ともに適切に行う必要があると考えます。

国旗の掲揚状況などにつきましては、部長より回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 国旗の掲揚についてご回答申し上げます。

屋外での掲揚は11校中6校が常時掲揚し、5校が運動会などの行事開催時に掲揚しております。

す。また、国旗の掲揚、降納は、2校が児童が行い、9校が教頭及び用務員が行っており、掲揚は登校時に行いまして、降納は下校時でございます。

次に、購入新設の時期についてでございますが、屋外用は、その時々購入しておりますので、傷んだり汚れたりした場合は随時取りかえをしております。

また、屋内の新設設置に時期についてでございますが、現在設置しているものを学校別に申し上げますと、太宰府小学校は平成8年、太宰府東小学校は昭和59年、太宰府南小学校は平成10年、水城小学校は平成16年、水城西小学校は昭和60年、太宰府西小学校は平成11年で、国分小学校は昭和57年でございます。また、中学校は、学業院中学校が平成18年に、太宰府中学校が平成14年で、太宰府西中学校は昭和61年、そして太宰府東中学校が平成14年でございます。

今後とも委員会としましてはきちんと適切な指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ちょっと聞き取れなかったのと勘違いかな。水城西小が昭和60年、太宰府西小が平成11年の次、国分小は昭和17年って聞こえたような気がするが、平成17年ですよ。もう一回その辺。昭和57年。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 国分小学校でございますか。

（9番門田直樹議員「はい」と呼ぶ）

○教育部長（山田純裕） 国分小学校は、昭和57年でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 太宰府小、東小ですね、東小も、太宰府小はいいんだけど、昭和が東小と水城西小と国分小ですよ、それと西中。やはり幾ら何でも古いですよ。私、これら、全部じゃないけど見とるんですが、かなりしみがね、やっぱりどうしてついてね、非常にちょっと見づらい、見苦しいものがあると思います。一般質問で言ったかどうかちょっと記憶ないんですが、議員になってすぐに、まず1年たちませんが、卒業式、入学式に招待をされて、自分のね、近いところに行くんですが、ある中学校に行ったときにですね、びっくりしたのは、とにかくびっくりするぐらい汚い国旗でした。皆さん、きれいに校長先生もモーニング着てですね、立派なお話をされて、後ろには生徒が制作した立派な何かモニュメントみたいなのがあってですね、来賓の方々も、当時は市長、教育長、だれか部長さんも立派なごあいさつをされましたが、後ろにそういう物があると、みんな、これ平気なのかなというのにまずとにかくびっくりしたんですよ。そして、その後すぐに予算委員会じゃなかった、何かちょっと忘れましたが、これどうなっとるんかということですね、全協やったかもしれん、何か非常に議会のルールもまだよくわかっておりませんで聞いた記憶があります。善処するようなお返事をいただいたんですが、その1年後にその同じ中学校に行ったら、まだ同じものがあったんですよ。非常にちょっと正直腹が立ちまして、かなり強硬にいろいろと委員会等で発言した記憶がありま

す。その後きれいになりました。それが、この中学校が、あっ、言ったらあかん、平成17年です。ですね。しかし、見るとね、昭和がまだありますね。この昭和59年もよく知ってます。それから、国分小の昭和57年、そうでしょうね、そんなもんで、これは、結局学校運営費、学校が予算、もう校舎、何かからかんからある中でやりくりして、そのつましいお金といいますか、何とかそれをできるできないということになるわけですか。ちょっとその辺、財源。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 今、部長が答弁しましたように、国旗の状況によりましてですね、学校において適切な改修といいますか、そういうこともやっておるわけですが、何といいますか、体育館にはですね、例えば校歌額とか校訓額とか書とかいろんなものを掲示しているんですが、よっぽどのことがない限りおろさない、そういうふうな管理って言うとおかしいけど、そういうふうな取り扱いしてきた。国旗はですね、国旗と国歌につきましては、今いろいろ年数が出ましたが、平成2年の改正でですね、望ましいからするものとするとなりまして、どっこもするようになりまして関係で、背面に至るところへずっと設置してきちっとしたという経緯があって、太宰府市も大体そのころにはどっこもそろったんじゃないかと思えます。ただ、その管理といいますか、それにつきましては、先ほど言いましたように、もう一回設置したものは体育館の場合余り動かさないもんですから、その慣習できたのかなという、今度この質問を受けてですね、そんなふうなことを感じたところでございます。部内でもですね、どういう状況かよく見て、それから固定されておりますのでね、それから国旗の横に大体校旗がついておりますので、国旗だけ変えるというのもまたおかしなこともあるかもしれないというようなことで、少し見させていただいて、先ほどつましいなかですけれども、できるだけ余り学校に負担かけないような形でできればと話しているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） まあ、だと思っんですよ。だけど、非常にね、大事なものと思っんですよ。恐らくその学校でですね、寄附というのどうなのかと思っけれども、すぐに集まると思っんです、私は。体育館ということで、他の掲示物もあるというふうなことをお答えになられまして、そのとおりにんですが、もともとその体育館でなく講堂って言っっていたんですよ。講堂。そして、校長先生が毎週月曜日の朝ですか、演壇に立たれて、我々直立不動でその話を聞いていたという記憶があるんですよ。校長先生の後ろには国旗と校旗があったと、昔からですね。ですから、体育館というものに、何か何なのかなあというところがあるんですが、どうかすると、これは学校の体育館ではないんですが、日常的に国旗が掲揚されている場所から急に国旗が取り除かれ、要するになくなって、そして今まで元号、昭和、平成ですね、というものを使っっていたのがいきなり西暦になるとかということを見聞きしたと恐らくあると思っんです。なぜなのかというところが問題だと思っんですよ。だから、こういう質問しているんですよ。日本じゅうの至るところで、戦後この方ですね、いわゆる反日という、あるいは嫌日と

かという、それも日本人が。どこか日本人だということを、日本、国旗とか、そういうものをきちんと胸を張って示したり口に出すのはおかしいような空気があるんじゃないかなろうかというところに疑問を感じているわけです。

この視察のときですね、学校の自主性とかはもちろん認めます。しかし、あのときもいわゆる地図の問題ですね、北方四島がロシアの色になっているということでわあわあ言いましたが、やっぱり例えば守破離という言葉ご存じだと思いますが、守、保守の守ですね、守る、破る、そして離れる。つまり、まず基本をきちんとして、その上に個性をつくり、やがては一つの核に至るということですね。物事をやっていくときにはそういう順番だと思います。この守、保守ということがいかに大事かということです。我々は日本人ですから、日本人としてその国旗を誇りに思い、大事にするのはすごく当たり前のことだと思うわけであります。

言いたかったのはこれだけなんです、何ですか、最後にですね、これは直接には関係ないかもしれませんが関連するものとして一言申し上げたいんですが、今いきいき情報センターの2階で戦争と原爆展という展示があつてます。その内容は皆さん、まだあつてんのかな、ご自身の目で見られたらいいと思いますが、いろいろと戦争の惨禍と、そのいろんなありさまですね、文章とともに展示があります。ただ、その中にこういう一文があつた。天皇は、陛下じゃありませんよ、天皇は日本国民を見捨てて英米に助けを求めたといった内容のものがあります。これ、本当ですか。

ところで、教育長、この、ああ、教育長じゃないな、これは参考ということですが、これがですね、もちろん違います。皆さん、当然、前に座っている方は当然ご承知と思いますが、天皇はマッカーサーのところに行って、自分の命と引きかえに国民を助けてくれって言われたんですね。マッカーサーの回顧録にもあります。こういったですね、それは言論の自由です。弁論と表現の自由はあるけれども、公共施設ですね、そういったかなり政治的なものが展示されるというのは私は問題だと思う。しかし、そういうものの根っこにはですね、やはりそういうふうな学校とか公共施設とか、そういったところから、何か最近日の丸がない、あつても汚いなとかというところはね、大きな原因だと思う。ということで、ぜひその辺を留意して、今後とも学校のこと、教育長というのは、ちょうど学校教育では社長ですね。教育委員長が会長みたいなもんですよね。ですから、社長の腕を振るってください。

以上で終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日9月9日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（4日目）

[平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成21年9月9日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 渡邊美穂
(4) | 1. 高齢者支援策について
(1) 孤独死の状況について
(2) 成年後見制度について
(3) 地域包括支援センターの役割について |
| 2 | 橋本健
(7) | 1. 防犯活動の推進について
(1) 自主防犯組織の現状は
市内には自主防犯組織がいくつあるのか。それぞれの活動内容についてどの程度把握されているのか伺う。
(2) 犯罪の抑止と効果について
街頭犯罪は後を絶たないが、行政区の防犯パトロールによって犯罪は確実に減少しているのか、その効果について伺う。
(3) 行政の支援策について
防犯パトロールや学童の見守り隊などよく見かけるようになったが、行政の支援策の現況と今後の計画を伺う。 |
| 3 | 原田久美子
(1) | 1. 交通体系・公共交通対策について
(1) 高齢者の公共の乗り物の運行について
(2) 巡回バス廃止について
(3) 市内の路線バスについて
(4) コミュニティバスまほろば号や路線バスが運行されていない地域の今後の計画について |
| 4 | 清水章一
(13) | 1. 第45回衆議院議員総選挙を受けて
今後の政権と地方行政についてどのような影響を受けるのか。
2. 高尾川について
冠水対策について |
| 5 | 村山弘行
(16) | 1. 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づく職員の派遣状況について
6月に定められた本市職員の派遣等に関する条例制定以降の実態について伺う。 |

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 福廣和美 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

| | | | |
|------------------|------|----------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 木村甚治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 松田幸夫 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 新納照文 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長 | 山田純裕 |
| 総務課長 | 大藪勝一 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 協働のまち
推進課長 | 諫山博美 | 市民課長 | 木村和美 |
| 福祉課長 | 宮原仁 | 高齢者支援課長 | 古野洋敏 |
| 子育て支援課長 | 原田治親 | 都市整備課長 | 神原稔 |
| 建設産業課長 | 伊藤勝義 | 上下水道課長 | 松本芳生 |
| 教務課長 | 木村裕子 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 松島健二 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 皆さんおはようございます。

今日は9月9日、救急の日です。それにちなんでいるわけではありませんが、本日は高齢者支援策について3点お伺いしたいと思っております。

先月、女優の大原麗子さんが死後3日たって発見されるという大変痛ましい事件が起きました。私も好きな女優さんただけに、ショックな出来事でした。しかし、お一人で生活されている高齢者の方にとって人ごとではないというご意見をよく聞きます。お一人で生活されている方々は、ある程度の覚悟はされているかもしれませんが、不安であることに変わりはないと思います。これからますます高齢化が進み、お一人で生活する高齢者の数も増加していくことが予想され、行政としては、少しでもその不安を取り除くために何ができるのか、さらに真剣に考えなければならない時期に差しかかっていると考えます。

私たち議員でも、そのようなことが太宰府で起きているのかどうか、なかなかわかりません。そこで伺いますが、本年4月以降、市内在住の方が亡くなった後発見されたという事例があるのかどうか。あるとすれば、何件あって、どのような経過で発見され、亡くなってどれくらい経過していたのかをまず伺います。

次に、お一人で生活されている高齢者の財産管理や種々の契約などを行うために成年後見制度があります。しかし、制度をご存じなかったり、他人に自分の財産管理を任せることに不安を持たれる高齢者も多く、認知症などを発症する以前に制度を利用される方が多くならないというのが現状です。

今回、太宰府市内で身近に親族がおられないひとり暮らしの認知症の方の施設入居契約の際、市では施設のスタッフに親族捜しを依頼されたという報告を聞きました。那珂川町では、すべて地域包括支援センターが取りまとめ、行政と連携して身内を捜すという制度をとっているそうです。一番困難だった事例は、アメリカにおられる親族をやっと発見し、電話とメールで

ご承認いただいたということもあったそうです。私は、そこまでのサービスは行政でなければ難しいと考えます。今回のように、本市では親族捜しを民間業者に任せるというお考えだとすれば、緊急を要する場合も想定し、一定条件のもと、該当する方の戸籍などの個人情報を出すということを認可事業所や市民課の職員に対して周知する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、身内のない認知症などの高齢者が医療的措置が必要になる場合があります。成年後見制度では、医療措置について関与できません。しかし、病院は、同意書にサインがなければ、手術はおろか検査も行わない場合があります。こういった場合、市として何か対応策があるのでしょうか。

3項目めに、今年4月から直営になった地域包括支援センターについて伺います。

地域包括支援センターのサービスのあり方が高齢者やそのご家族の生活に直結してきます。ここ2カ月くらいの間、私のところへ地域包括支援センターについて市民からご意見が寄せられました。これまで市民の方々からいろいろなご意見をいただいた中でも、今回は突出して多かったため、利用者の方々、民生委員の方々、市内で居宅サービスなどを行っている事業所のケアマネージャーの方々などに直接ご意見を伺いました。そこで、まずその組織について伺います。

介護保険法では、地域包括支援センターにおいて、住民の各種相談業務は社会福祉士、ケアプランの作成などは保健師、困難事例については主任介護支援専門員が相談に応じ、3者が連携し、センターにおいて、予防介護を含め、高齢者やそのご家族を包括的に支援することが義務づけられています。既に直営になってから5カ月が経過していますが、厚生労働省の指導に基づいた有資格者はすべてそろっているのか、やめた方もいらっしゃるようですが、4月当初の人数と現在働いておられる人数、もし少なくなっている場合は、その補充についてどのような計画なのか伺います。

次に、センターの場所について、看護学校跡地という説明を受けてもわからない方も多そうですし、外に看板がないため、非常にわかりづらく、何十分も探し回ったというご意見も伺いました。今後対策を考えておられるのかどうか伺います。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 高齢者支援策について、まず最初にご質問の孤独死の状況についてご回答申し上げます。

今年に入り、高齢者支援課で把握しているだけでも3人のひとり暮らしの高齢者が亡くなっておられます。孤独死につきましては、家族と同居していて、家族が留守のときに亡くなられてしまう場合や、子供たちが巣立っていった結果、ひとり暮らしとなった高齢者が亡くなられる場合もあります。さらに、身寄りがいないひとり暮らしの高齢者が亡くなられる場合もございます。

現在、太宰府市が取り組んでおります高齢者支援事業のうち、見守りを伴う給食サービス事業や緊急通報装置給付事業は、原則としてひとり暮らしの高齢者を対象とし、見守りや緊急時に備えることで、安心して健康な生活が送られることを目的とした事業を展開しているところでございます。

しかしながら、すべての高齢者が住みなれた自宅や地域でその人らしい自立した生活を送るためには、地域住民による支援が必要不可欠でありますので、地域住民の自主的な高齢者見守り活動の充実を図りながら、太宰府市地域包括支援センター、地域の核であります自治会、民生委員等とも連携し、高齢者を支える地域づくりに努めていく所存でございます。

次に、成年後見制度についてご回答申し上げます。

ご質問の成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方を保護するため、本人の行為を制限するとともに、本人のために法律行為を行う、また本人による法律行為を手助けする人を選任する制度のことでございます。

太宰府市では、平成19年度からこの成年後見制度を積極的に導入し、地域の高齢者や障害者等福祉の充実を図っております。市政だよりや市のホームページへの掲載、老人福祉施設や介護保険施設等へチラシを置かせてもらうなど、制度の普及に努めております。

平成20年度からは、成年後見制度普及事業として、成年後見制度に関する安心相談を社会福祉協議会と連携し、毎月1回第3木曜日に13時から弁護士を相談員として無料で開設をいたしております。平成20年度は、10回の相談開催で22件の相談があり、平成21年度も引き続き開催をいたしております。

また、身寄りがないなどの理由で成年後見制度の申し立てをする人がいない場合は、一定の条件のもとに、市長が家庭裁判所に申し立て手続を行うことができます。平成19年度1件の市長申し立てを行いました。

なお、傷病等で緊急に手術や検査を必要とする際には、医療機関は本人や親族の同意書へのサインを必要としますので、市は施設に対し、高齢者の入所受け入れに際してはそのような緊急時への備えのため、緊急連絡先の把握に努めるよう指導をしているところでございます。

本来、親族等がないひとり暮らしの認知高齢者等の成年後見人には手術や検査の許諾権限は与えられていませんが、傷病等で緊急やむを得ない状況においては、成年後見人が同意書にサインをしている現状がございます。

次に、地域包括支援センターの直営の状況についてご回答申し上げます。

今年4月直営化した当初、利用者の皆様には、新しいケアマネージャーとのコミュニケーションに対する不安も多少あったようですが、市が直接行う包括業務ならということから理解と安心をいただき、スムーズな移行が行われたと思っております。

中には、今までは何でもしてくれたのに、サービスが低下したと言う人もおられるようですが、要支援認定を受けられた方の介護保険本来の目的は自立支援でございますので、利用者とその家族の方ができないところを補い、よりよい自立のための支援策をともに考えていくこと

が包括支援センター、ケアマネジャーの役割と考えております。

現在、要支援認定を受けて介護予防プランの作成を行っている高齢者は、8月分で384件となっております。そのうち、居宅介護支援事業所に委託しているものが135件、市のケアマネジャーが直接プラン作成等で担当しているものが249件でございます。

ケアマネジャーにつきましては、地区割り担当制をとっております。困難事例、権利擁護相談、総合相談につきましては、担当者不在時であっても、主任ケアマネジャーを中心に即時の対応ができるチーム体制を整えております。

また、地域の社会資源の活用や関係機関との連携を図り、自宅でも施設でも途切れることなく一貫して支援が受けられ、地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活全体を支えておるところでございます。

次に、職員につきましては、4月から雇用いたしました13人の嘱託職員のうち、家事都合により自己退職者が8月末で3人います。9月1日付で主任有資格者の配置、ケアマネジャーの雇用を1人行っております。残り2人についても、今後計画的に雇用する予定でございます。

また、3職種の配置についても、厚生労働省の基準どおりとなっております。

看板の設置につきましては、近々に設置する予定といたしております。

なお、今後は、市包括支援センターのケアマネジャーだけでなく、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーとともに資質の向上を図り、質の高いサービスの提供に努力をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、最初の孤独死のほうからちょっとお伺いしますが、私が壇上でお伺いしたのは、件数並びにどのような経過で発見をされたのか、亡くなって何日ぐらいたって発見されたのかということをお伺いしたんです。これはですね、やはりどういう経過で発見されたかということがわからないと、どういう予防策があるのかということ、これがやはり対策として講じられないというふうに考えておりますので、どういう経過で発見され、そして、例えば1週間たってとか、あるいは次の日に見つかったとか、そういったところも質問に答えていただきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 亡くなられた経緯等につきましては、詳細は担当課長に答弁させます。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 内容につきましては、3件ありますけど、1点は、ひとり暮らしで、民生委員の方から連絡が入ったというのが現状でございます。内容的には、3日程度たってからの連絡でございます。この件につきましても、最終的には自宅の中で亡くなられたと

んですけど、やはりかぎを閉めて亡くなってありますので、私たちが現場に駆けつけて、やはりそれもやっぱりかぎはあけられません。警察を呼んで、警察もかぎをあけられません。その中で、一番大事なやはり緊急、ここでも感じたんですけど、緊急連絡先というのはですね、民生委員さんにも話をしているんですけど、たまたまこの方が元気で、民生委員さんが聞いたときに、私は元気だから必要ないという形ですね、ここでの反省点でも、やはり緊急連絡先の必要性。最終的には、親族の方を呼ばれて、かぎを壊して入られて、死亡が確認されたという結果でございます。

もう一点は、これは社会福祉協議会からの連絡で、この方もひとり暮らしの方ですけど、若干アルコール依存症的な方で、この方はもう即日、当日に亡くなられたという形、恐らく肝炎だと思えますけど、そういう現状もございます。

もう一つはですね、この方も元気なひとり暮らしの高齢者ですけど、給食配達のときに異常を感じましたので、配達員が連絡をとって、自宅の中に入って行って確認をして、死亡が確認されましたので、家族を呼んで、警察を呼んで対応したという状況でございます。これは、前日配達してましたので、恐らく翌日1日という形で判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。3名ともやっぱりおひとり暮らしということですね。

この民生委員の方がですね、これは訪ねていかれたのは、偶然行かれたということでしょうか、それとも何か地域のほうから連絡があって行かれたのかということ。それから、社協の職員も訪ねていかれたということですが、これも何か依頼があって行かれたのか、それとも偶然行かれたのか。どういう経緯で訪ねていかれたのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 1点目の民生委員の場合はですね、これよくあるんですけど、2日程度、牛乳瓶とか新聞が置き去りになったときにですね、やはりどうしても1日では難しいみたいですが、2日目ぐらいにやはり疑問を感じて、まず隣の方ですけど、隣の方が、2日程度牛乳瓶と新聞があるという形で民生委員に相談されて、民生委員さんが現場に行くと、かぎがかかってあるので確認ができないと、そういう形の中で市に電話が入ってきた状況でございます。

もう一点のアルコール依存症の方はですね、もともとほのぼのサービスを社協が担当してました。ユニードで倒れたという形です。これは自宅じゃございません。ユニードで倒れて、そのまま死亡されたという状況でございます。ダイエーですか、済いません、ダイエーですか。この方も、もともとはひとり暮らしです。ただし、全員親族関係はいらっしゃいます。そういう状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） やはり今年4月になってからですね、もう既に高齢者支援課が把握して

いるだけで3件、それ以上はないと思うんですけども、3件あるということは、やはりその5カ月の間にもう3件も孤独死が起こっている。今後、これはやはり増加するという事はもうほぼ確実ではないかと思いますが、できるだけやはりこれはですね、起こらないような体制づくりというのが必要だと思うんですけども。

今回ですね、この給食サービスの方だと思うんですけど、発見されたときに、最初に連絡をしたときに、その担当がはっきりしていないということで、社協から地域包括支援センター、地域包括支援センターから社協、さらにまた社協から地域包括支援センターで、最終的に地域包括支援センターが対応したというようなことで報告を私は受けてます。今回、そういったことで、明らかにしておきたいんですが、孤独死等をどなたかが発見された場合は、窓口はまずどこになるのか、どこに連絡すべきなのかということ、これは市の職員の方も含めてでしょうが、明確にしておいていただきたいんですが、どちらになりますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 孤独死の発見がされたときの最初の窓口はどこかということでございますが、さまざまなケースがございます、警察からいきなり福祉課のほうに連絡が来る場合もありますし、こういった民生委員さん、あるいは関係団体からの連絡ということになりましたら、高齢者であれば高齢者支援課のほうにまずは連絡をいただくということがいいかと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 給食サービスとかだったらですね、高齢者が対象ですからわかりやすいんですけども、例えば牛乳とか新聞配達の方は、その方が高齢者かどうかなんていうのはなかなかおわかりにならないケースがありますよね。もちろん警察に電話されれば警察が対応するでしょうけども、市役所に電話してこられたときに、まずその窓口がやっぱり一本化されていないとですね、いや、高齢者かもしれないから高齢者支援課とか、いや、そうじゃないかもしれないから市民課とか、そういった形ではなく、どこに電話をしたらいいのか、それを教えてください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まずは市民全体、高齢者も含めてということになりましょうから、福祉課ということでいきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。後で、地域包括支援センターのところで民生委員さんとの連携についてはちょっとお話をさせていただきますけれども、緊急通報システムというのやはり一つの手段ではありますけど、これやはり利用料がかかりますし、皆さんなかなかつけていただけないという実態もあるかと思っております。いろいろちょっと調べてみますとですね、やはり行政側が、牛乳とか、あるいは乳酸菌飲料の企業と提携をして、そしてやはり取り込み状況に異常があった場合、もちろん新聞配達もですけど、取り込み状況に異常があった場合には

すぐに市のほうに通報してもらうような制度をつくっている自治体もあるんですけども、本市ではこういったご検討、実際に今までは多分対応はしてくれていたかもしれないけれども、制度としてはなかったように思います。これを今後制度としてきちんと確立していくお考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今のご提案でございますので、検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もう既に、さっきから言っていますように、4月から3件も起こってますから、これはもう待たないで済みますので、早急に制度の確立に向けていただきたいと思えます。

次に、成年後見制度についてなんですけど、ちょっとご回答の中でですね、私は聞きたかったのは、まず第1番目にですね、緊急ではないけれども、結局身内を捜さなければいけないような状況になったときに、市が高齢者の方の身内を捜すのか、民間業者にその連絡先を捜させるのか、どういうふうな体制でされますかということです。さっき那珂川町の例を申し上げたように、その緊急連絡先を確認しなさいって民間業者に言うことは簡単ですが、民間業者はそのために親族捜さなきゃいけないわけですよ。そうすると、戸籍等が必要になってくる場合も出てくるわけです。ご本人が認知症の場合は、ご本人が戸籍謄本等の請求ができませんから、それを民間業者にさせるのか、あるいは地域包括支援センターが那珂川と同じように取りまとめて、もう直営ですから、地域包括支援センター自体がその身内を捜すように、そういった制度をするのか、どちらにするんですかということをお伺いしたんですが。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 状況によって異なると思えますけど、一応今市としては、福祉施設の一つの話と思えますけど、福祉施設に入る場合は、あくまでも本人なり、よく今は福祉施設保証人とか言っていますが、そういう形の中で、私のところも、緊急通報システム、それから給食入れる場合は緊急連絡先というのを何人か聞きます。あくまでも施設においても、なぜかという、施設に入所して、万が一その中で、一生の間ですから、やはり入院して手術せないかん場合も出てきます。だから、それは施設の管理者の責任で、あくまでも施設と個人の契約ですから、その段階でそういう、もうほとんどの今施設多いです、そういう施設は。もうそこまで責任持って管理、入所させる以上は責任持ってしていきますよ。だから、基本がそういう部分での話で、だから状況に応じて、どうしてもやはり市の関係と協議をしながら捜さないといけないという場合があるかもしれません。だから、基本的な部分を言っているんで、ただ余りにもその施設管理者が全くなしで入所させて、実際あります、そういうのも。亡くなった後に、市にどうしたらいいんですかと。入所している以上は、やっぱり緊急のときの入院、あと最後のときの葬式という部分も正式に、だから言われる後見人というのがありますの

で、そういう部分については、施設にも今普及を深めていっている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それはよくわかります。今おっしゃったことはすごくよくわかるんですけど、今回太宰府で起こった事例はですね、もう既にご本人が認知症を発症されてて、近所に身内が発見されないと。それは、近所の方も、もうおひとり暮らしが長いから身内がわからないと。そういったケースで、ご本人がもう既に認知症発症されてますから、ご本人と事業所は契約ができないわけですね。ご本人認知症ですから。ということは、事業所は身内を捜して契約をしなきゃいけないわけです。だけど、その身内を捜すのを市がやっていただけるのか、あるいは認知症を発症した方を施設に入れる場合でも、やはり事業所がその身内を何らかの形で捜さなければいけないのか。もし事業所が捜さなきゃいけないんだったら、じゃあ戸籍謄本なんかを一定条件のもとにその事業所にはきちんと出しますよという制度をつくっておいてただかないと、事業所が戸籍を請求しても市民課は出しませんよね、通常。だから、そこんところがそごがないようにきちんと制度をつくっていただけないでしょうかということです。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 今私が把握している部分は、入所をしているという状況の中での相談がございましたので、そういう形の話をしてはいますが、今議員さんがおっしゃる入所するためという話は、私の知識不足かもしれませんが、そういう話が私のところまで上がってきてませんので、だからその件については、やはり次の問題もあります、成年後見制度も含んだ中ですね、本人または事業所と話すような形になってくると、市としてはですね。だから、今ちょっと違うのは、私が受けたのは入所者の部分で、入所者の部分についてはありました。だけど、入所者については、やはり事業所としては、定期的に何らかの形でも緊急連絡先は把握してもらうようにシステムをととかなないと、やはり緊急連絡先もですね、いついなくなるかわかりませんので、それは事業者の責任で管理をしてくださいという形の指導の話をしている状況で、今渡邊議員が言われる部分についてはですね、ちょっと私もその辺までの情報が入ってきてませんので、その状況によってですね、市の対応の仕方というのは状況によって異なってくると思えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） やはり認知症を発症されてて、それが発見されたときには、かなりもう、居宅で、おひとり暮らしで進んでるというケースは今後多分起こってくると思えます。ですから、緊急的に、緊急措置としてやっぱり施設に入れなきゃいけないけれども、入居契約ができない、そういったケースがあると思えますので、今後出てくると思えますから、これは制度としてきちんと、那珂川町のようにですね、もう市と今直営になっている地域包括支援センターがきちんと担当して身内を捜すということをやっていただきたいと思えますし、あと成年

後見制度をですね、業者のほうにお任せするとおっしゃってますが、先ほど部長おっしゃったように、この成年後見制度は申請できるのが4親等まで。で、4親等以外の方はできないし、もしくは首長、うちの場合は市長が申請できるようになってますが、その申請者が費用を払わなきゃいけないわけですね。成年後見制度の、いろいろ費用はランクがあると思いますけれども、4親等ぐらいになると、もう会ったこともない親族という方もいらっしゃるんです。そうすると、会ったこともない人のために申請をするかどうか、それを拒んでらっしゃる現状もあるということを私は聞いてます。そういったときは、やはり行政側も一緒に事業者の中に入って、親族の方を説得するなり、あるいはそれがどうしても難しければ、やっぱりそれは市長の判断で、市長が申請をしていただくような判断をしなければならないと思いますが、今後そういう連携はとっていかれますか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 成年後見人制度というのは、認知症になった場合ですので、今はやはり任意後見人というのがございますので、やはりこれからの時代はですね、意識がある中で、任意後見人制度をですね、これはもう民生委員会でも話はしているんですけど、事業所にもいろいろ話しています。だから、そういう形も含んだ中で対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その成年後見制度の医療措置に関する承諾ですけど、先ほどの部長の回答はですね、緊急の場合の回答であって、これは東京都のほうに確認をしてみましたけど、東京都も、やはり緊急の場合はそういった承諾書のサイン等なしにですね、手術、検査は行うというふうにおっしゃってましたし、それはここも同じような状況だと思うんですが、私が聞いたのはですね、その緊急ではなく、例えば施設に入所された認知症の方が、だんだん何か症状が悪化している、何か体調がおかしくなっている、ここでちょっと検査をさせたいけども、さっき言ったように身内がなかなか見つかっていない状況、あるいは身内が全くいらっしゃらない状況とかにですね、医療的措置が、あるいは検査が受けられない、今の状況では病院は受け付けないんですね、やはり。ですから、これはですね、いろんな地域包括支援センターのほうにも聞いてみましたが、皆さん対策がないっておっしゃってます。実際に目の前でどんどん弱っていかれる高齢者を見ても手の施しようがないんだと、何の対策もできないというのが現状なので、逆に教えてくださいって言われたんですね。ですから、もし自治体等の中で話をするとき、もしくは医師会と話ができることがあれば、これは成年後見制度のやはりちょっと足りないところだと思いますし、制度の穴場だと思うんですね。ですから。これは医師会との連携も必要になるので、ぜひ一度俎上には乗せていただきたいというふうに思います。

それから次に、地域包括支援センターの件ですけども、現在、13名もともといらっしゃったスタッフが10人になった。1人は9月から追加して、2名は今後採用していく計画であるということですね。

先ほど部長もおっしゃいまして、皆様に今回、利用者とか民生委員、事業所の皆さんの声をお渡ししてはすけれども、それが先ほど部長がおっしゃいました、利用者の声の例えば1番です、これは家庭訪問をしないで直接地域包括支援センターに来てくださいと。これは高齢者の外出支援。2番の介護サービスを利用しないで家族で介護をなさないと、これは介護の主体を明確にされている。3番は、この更新申請代行をしてくれないと。要するに、困難なことも自分でやるのがやはりご本人のためじゃないかというようなお考えで、私はこういったことを利用者の方におっしゃったのではないかと思ってます。

しかしですね、命にかかわる福祉事業というのは、利用者と、それからその関係者の間にある信頼関係というのが一番根底になければなりません。今回、皆さんに書いたその民生委員さんからのご意見というのは、これは単独のご意見ではなくて、ほとんど複数の、重複意見になっています。私は、こういったご意見を伺う中で、今申し上げたその信頼関係がまだ構築されていない段階で、今まで民間委託していたときのサービスと全くとは言いませんが、違う考え方でそれを実行されたということがこういった関係者の皆様方のご不満につながっているような気がしてなりません。

現在、直営になって5カ月が過ぎたんですけども、先ほど体制についてはいろいろ言われましたが、このやっぱり業務の遅滞ですね、このケアプランが査定して3日以内に返ってこなきゃいけないのに返ってこないから介護サービスが始められないとか、あるいはその連携不足、民生委員さんとの情報交換会が全く行われなし、地域の事業者との意見交換会とか担当者会議にも全くスタッフが出席しなくなったという連携不足ですね、これがやはり指摘されています。これはスタッフの方の責任ではなくて、私は、まず市がですね、今回直営に戻された中で、市の責任として体制づくりを行って、そのことを運営協議会に諮る必要があると思います。今回、スタッフのことについても、だれがどういう担当でやるのかというのは運営協議会の議を経なさいという厚生労働省の指導がありますけれども、この運営協議会は今までに何回開催されましたか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 運営協議会につきましては、委員長とも協議しまして、今まだ四、五カ月で明確になっていない状況がございましたので、平成21年度については9月末という形で委員長と協議をしながら開催する予定にしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 運営協議会、やはり体制が結局整わないで民間から直営に戻すということも私は問題があったと思いますけども、やはり直営に戻して、それが運営される以前に本来ならば運営協議会を開いて、直営に戻したときはこういう体制で、こういうふうなことでやっていきますというのを、運営協議会の議決を本来は経るべきだったのではないかなというふうには私は思いますので、今おっしゃったように、早急にですね、9月に開かれるということですから、開いていただきたいと思います。

それで、利用者のご意見で、先ほど1番、2番、3番について、行政側の意見に立って話をしましたけども、2番のですね、介護サービスを受けずに家族介護を勧めるというのはですね、これは私は、社会全体で高齢者やそのご家族を支えようという介護保険法のもともとの趣旨から外れますし、地域包括支援センターの役割の一つである虐待防止の観点からもですね、看過することができません。

お渡しした資料の裏側になってますけれども、これは高齢者虐待の発覚件数と新聞の投書を載せていますが、ごらんになっておわかりになるように、虐待のほとんどは家庭内で起こっておりまして、その原因の3分の2は居宅介護のストレスによると言われております。さらに、今ここに出てきている数字は発覚された数字だけで、実態はこれの10倍以上あるのではないかとこのように言われています。

市長ご自身もお母様の介護をされているということで、家族だからこそですね、根本的な治療が難しくいつまで続くかわからない高齢者介護というのは、ご家族や介護をされている方に対して時に本当に厳しい状況を生み出すということが、この新聞記事の投書からもですね、かいま見えてくるものがあると思います。したがって、これが家族介護の難しさですから、もし家族介護を勧める場合はですね、家族の精神状態とか、家庭環境とか、いろんなものを把握した上で、その上で勧めて、なおかつ勧めた後もですね、民生委員さんとかそういった地域の見守りの中でやっていかないと、いつどこでそれが虐待に発展するかということがわかりませんから、かなり慎重に進めなければならないというふうに私は思います。

この資料からもおわかりになるように、高齢者虐待の実態、つまりはこれは高齢者の生活実態を一番よくわかってらっしゃるのは居宅サービスをやっている事業所の方なんですね。事業所の方が一番そういった高齢者の実態がわかっておられる。そして次に、民生委員の方もやっぱりわかっておられる。したがって、地域包括支援センターがですね、高齢者の生活自体を包括的に支えていくのであれば、こういった事業所とか、あるいは民生委員さんとの連携というのは強化していかなければなりません。

しかしながら、今回の皆様方のご意見を聞いてみますと、非常にこの連携が希薄になってきている。民間委託しているときよりも希薄になっている。今後、やはりこういった事業所の担当者会議、これ夕方だから、時間外だからということで参加されないということもおっしゃったようですけども、こういったことには積極的に出ていかなければならないし、民生委員さんとの情報交換も行わなければならないと思うんですけどね、今これ見ていると、例えば家庭訪問を忘れるとかですね、ケアプランが査定して戻ってくるのが遅れているというのは、非常に忙しい現状だからだと思えますよ。だから、このスタッフの人数で本当に大丈夫だとお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 1点目ですね、ここで家族で介護しなさいという部分は、市としてはですね、家族というより、夫婦で支援、支え合う、各家族で支え合うという理念ですの

で、家族で介護しなさいということじゃなくて、今議員さんが言われたみたいに、やはり家庭いろいろあります。支援しよう、支えようと思ってもできない家庭というのはございます。だから、そういう部分を総合的にやはり考えた中で、ケアマネージャーとしての資質を上げていこうという形で、やはり今状況が状況ですから、今はもう毎日朝のミーティング会議を開いてます、こういう部分も含んで、後見人も含んでですね。だから、ここで言うのは、家族でしなさいということじゃなくて、やはりそれぞれの家族でできる部分がございます。例えば一つの家族は、ひとり暮らしでも、息子さんとか娘さんが毎朝電話すると、そしたらやはりひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんが夜に電話するという形の中で、やはり家族の中で見守りができる範囲もございます。だから、それはもう状況によっていろいろ異なりますので、その状況に合わせての指導をしていくようにはしているつもりでございます。

あと、連携に関してはですね、極力そういう形で、まず家族との連携、信頼関係を築く、そして民生委員さんの関係もありますけど、包括支援センターとしては、今まで定例会の中でも民生委員さんを紹介しております、4月の定例会。その後4カ月間の中に、人数多いですから、校区別、中学校別の民生委員会を開いて、やはり今言われた問題事例のこと、支援の問題、地域の見守りの問題も含んで、お互いの勉強会をしている状況でございます。そういう形で、包括支援センターとしては、できる範囲ではですね、やはり関係機関、利用者との連携も図ってますし、担当者会議については、土日も行ってます、夜も行ってます。今月も何回か時間外出とります。そういう形の中で、たしか、どういう状況の中から来てくれないというのが私も把握できませんけども、現実的には月に何回か、土日、夜、行っている状況がございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） やはり、事業者もそうですし、民生委員の方もそうですし、やはりなかなかその信頼関係がまだ構築できてないというのが恐らくこういった意見の一番の原因ではないかというふうには私は思います。やはりその市の考え方は考え方としてもですね、まずはやはりその関係者の皆さんと信頼を築き上げるということが一番大切だと思いますし、この困難事例についてはこれが一番多かったですけども、地域包括支援センターはもう余り担当しないと、かかわらないというふうに言われたという、これは全く別の方から3件も出ているわけですから、やはりこれは何らかの形でそういうふう印象づけられたという、これは多分事実だと思います。

したがって、もう今回ここで意見寄せていただいた利用者、家族、民生委員はもちろん市民の方ですし、介護サービスの事業所で働いておられる方もほとんどがもう市民の方ですね。ですから、こういった市民の声がですね、横にどんどん今広がっている状況のような気がします。私が聞いて回っているとですね、どんどんどんどん近くの方からその意見が出てくるんですね。ですから、これ以上地域包括支援センターに対する市民のご不満が横に広がって

いかないうにですね、私はもうそれを心から願ってますので、今回この意見に関して、もちろん反発されたいところ、いろいろ言いたいことはおありになると思いますが、まずはこの意見、真摯に受けとめていただいて、直営だからできる、利益を度外視したサービスをこれから充実していただくようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の防犯活動の推進について、1項目3点の質問をさせていただきます。

昨今、我が国における犯罪は低年齢化の加速と凶悪な犯罪が多発し、毎日のように日本のどこかで殺人事件が起こらない日はない、大変嘆かわしい時代になってしまいました。強盗に入り人の命を奪うという自己中心的で荒っぽい犯罪は、特に高齢者や女性にとっては恐怖そのものです。

このような物騒な世の中の状況に対して、国民、市民は常に不安を抱き、このままでは本当に安全で安心して生活できる状態ではないと言っても過言ではありません。この治安悪化を何としてでも食い止め、それぞれの自治体が犯罪の防止策に努め、大いに努力を払うべきではないかと痛感する次第です。

ところで、県内の犯罪状況は、ここ数年横ばいですが、平成20年度の刑法犯で検挙されました数を見ましても、少年が7,085人、成人1万2,378人で、計1万9,463人が検挙されております。特に最近の傾向として、覚せい剤の事件報道が多く取り扱われるようになりました。違法薬物には、覚せい剤のほかに、大麻や、例の事件のMDMA、つまり合成麻薬、コカイン、ヘロイン、アヘン、LSD、マジックマッシュルーム、シンナー等有機溶剤がありますが、脳や骨髄や心臓など、体に及ぼす悪影響は言うまでもありません。残念なことに、10代の少年たちまでが安易に手を染め、薬物に対する意識が希薄になってきているようであります。薬物乱用による有害性の恐怖を学校現場にも徹底的な広報活動をして強化していく必要があるでしょう。

さて、子供と地域の安全を犯罪から守るために、各自治体において創意工夫に満ちたさまざまな取り組みが実施されているようですが、本市も平成18年12月、安全・安心まちづくり推進条例が制定されております。また、平成19年11月には、筑紫地区4市1町の自治体と警察、消防、各団体で構成された筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会が発足しており、会長に井上市長が就任されておりますことをご承知のことと思います。

そこで、本市におきまして、もっと行政が安全で心安らかに生活できるまちづくりを実現するため、防犯に配慮した取り組みの充実を図っていただきたいというのが今回の質問の趣旨であります。

例えば、各防犯パトロール活動内容の情報の共有や防犯セミナーの実施、また安全マップの

吸い上げによる地域の特性を把握した防犯における環境設計など、行政としてやるべきことが多々あるのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

1点目、太宰府市内には自主防犯組織が幾つあるのか、それぞれの活動内容についてどの程度把握されているのかお伺いいたします。

2点目、街頭犯罪は後を絶ちません。本市の活動と各行政区の防犯パトロールによって犯罪は確実に減少しているのか、その効果についてお伺いいたします。

3点目は、防犯パトロールや学童の見守り隊など、あちこちでよく見かけるようになりましたが、このような活動組織に対し、行政の支援策の現況と今後の計画をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、1項目3点につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま防犯活動の推進について、地域防犯についてのご質問がございました。お答えを申し上げたいと思っております。

私は、市民の皆様方だれしもが安全で安心して住みなれた地域の中で生涯を全うすると、そういうまちづくりを進めておるところでございます。その一環が、この防犯の取り組みの一つでございます。

地域コミュニティづくりの一環として、多くの自治会の中でこの防犯パトロール等については取り組みをしていただいております。特に、第2・第4の金曜日でございますけれども、一斉街頭活動の日と位置づけまして、その推進をしておる関係上で、今筑紫地区はもちろんでございますけれども、太宰府市におきましても、このあらゆる44行政区の中でこうした取り組みが活発に行われておるといふふうなことに對しまして、心から御礼を申し上げたいというふうに思っております。

また、この市民の皆様方も、いろんなサークル活動の団体の方がいらっしゃいます。補導連絡協議会の皆様方、中学校のPTAの皆さんと一緒に、午後10時から午前0時まで、それぞれの公園、地域等々を巡視をしていただいております。

そういった市民の皆様方の総合的な取り組みの結果、犯罪の抑止、防犯、防災等含めてでございますけれども、安全で安心して暮らせるようなまちづくりになっておると、なりつつあると、またさらに充実強化をしていく必要があるというふうに思っております。私は、大きな成果を上げつつあるというふうに思っております。

今後とも、この安全・安心に向けまして、強力に地域づくり、地域力を高めていきたいと、このように考えておるところでございます。

詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） それでは、詳細につきまして私のほうから答弁させていただきます。

1点目の自主防犯組織の現状ですけれども、現在約27の区自治会で継続的に防犯活動に取り組みられています。

活動内容につきましては、パトロール、子供の見守り活動、交通安全活動、防火パトロール、環境美化活動と多岐にわたっております。

また、区自治会以外に、平成21年9月1日現在、ついで隊の登録者が1,013人、また青少年育成市民の会の市民パトロール員の登録者が約600人おられると聞いております。それぞれ買い物ついで、散歩ついで、通勤ついでなどに、腕章を着用されまして防犯ボランティアとして活動していただいているところでございます。

次に、2点目の犯罪の抑止と効果ですが、本市の刑法犯の認知件数は、平成18年が1,536件、平成19年が1,170件、平成20年が1,188件となっております。また、平成21年1月から7月までの件数は現在394件と、昨年同時期に比較してみましたところ、38件の減となっております。

これも、先ほど申しましたように、地域での防犯活動、あるいは市長も申し上げました、筑紫地区安全・安心まちづくり協議会でも推進しております毎月第2・第4金曜日に地域住民、警察、行政などが一体となって取り組んでおります一斉街頭活動の日の成果であると認識をさせていただいております。

次に、3点目の行政の支援策につきましては、この間議会でも報告をさせていただきましたけれども、これまで地域コミュニティづくりの一環として、小学校区地域コミュニティ連絡協議会が設立されておりました3小学校区の活動費として地域コミュニティ推進事業支援補助金を交付いたしております。この補助金によりまして、防犯活動として、各種防犯グッズの購入がなされております。

また、筑紫野警察署より講師をお招きしまして、区自治会長と各区から推薦していただいております防犯委員との合同によりまして防犯講演会を開催し、防犯意識の高揚を図っております。

また、防犯専門官を配置いたしております。防犯専門官によりまして、年間延べ220日にわたりまして市内をパトロールをしていただいております。防犯パトロール以外にも、空き家の点検とか、いろいろな違法投棄物とかそういうものの点検もしていただきながら、地域での学習会等にも講師として出席をさせていただいております。そのような人的支援を行っております。

県におきましても、安全・安心まちづくり団体事業補助金がございます、本年度までに延べ12団体が交付を受けておられます。

防犯ボランティアの育成につきましては、県主催あるいは筑紫地区安全・安心推進協議会主

催によります防犯リーダー養成講座が開催されております。

今後の支援策につきましては、新たに設立されます校区自治協議会並びに各区自治会と連携を深めながら、地域防犯活動の支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 先ほど、活動内容、現状、それから効果、それから支援策、こういったことをご報告いただきました。

市は市ですね、単独でいろんな防犯活動をされてますし、筑紫野署を連携を図りながらですね、されているというのは十分わかりましたけれども、私、この27団体とのですね、市とのですね、まだ距離があるなというふうに感じております。この距離をやっぴりもう少し縮めていただければと。ということは、この27団体の活動をもうちょっと束ねるといいですかね。おいおい、後でその点は質問させていただきます。

団体数が27ということでしたけれども、その防犯ボランティアの活動の時間帯についてはどういうふうな時間帯が多いでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今橋本議員のほうから言われました、行政区、27団体があるということではなくて、44行政区のうち27行政区で継続的にそういう防犯を主体にしたパトロールが実施されているということで先ほど報告をさせていただいております。

それでは、第2・第4金曜日にいろんな活動をしてありますけれども、現状を少しお話ししたいと思います。

6月26日、第4金曜日だろうと思いますけれども、午前、午後、夜とありまして、午前には7時から7時40分、学童見守り会、桜町区5名、7時から21時まで、湯の谷西区ではついで隊で見回り活動、7時10分から7時40分、五条西区パトロール隊と、このように20団体ぐらいが活動されますし、午後はPTAとか交通安全指導員、あるいは先ほど言いました行政区の団体等を中心に学童の見守りあるいはパトロールが実施されております。

そして、先ほど行政との距離があるようだということをご指摘がありましたけれども、市役所に、もうご存じだろうと思いますけども、白黒に塗ったパトカー風の公用車を3台用意しております。青パトという形で、この青パトで、第2・第4金曜日については、先ほど言いました防犯専門官と職員が各行政区でやられているパトロールには常に参加をしておりますし、そこには筑紫野警察署長を初めとした幹部以下職員が筑紫区全行政区のパトロー

ル隊に入っていますので、私たち職員も一緒になってパトロールしております。現実なところでは、私も、筑紫野警察署の副署長さんと、今年度になりましてもう3回か4回実際にパトロールをしたという状況があります。

それと、先ほど申しましたように、いろんな支援等もとっておりまして、先ほど報告しました校区自治協議会の中で防犯部会を設立するというような報告を、防災も含んでですけども、今4つの小学校区でもう設立総会をやるよというようになってきておりますので、そういう防犯員さんを中心に、いろいろなネットワークづくりが図れていくものと思いますし、現実南小学校区では、それから西校区ではそれぞれのネットワークができておりまして、そこに私たち職員も入って、定期的にパトロールも行ってますし、先ほど報告しました学習会も行ってありますし、警察署との人間関係といいますかね、そういうネットワークづくりも、地域の住民の方と警察官が顔見知りになるというような取り組みをやっておりますので、ネットワークができていないのじゃないか、一定距離があるんじゃないかというのは、現状では、私が担当としてはうまくいっているんじゃないかなという感覚がありますが、第三者から見られたときに、もっとやった方がいいというようなご意見はあるかもわかりませんが、今後とも努力を続けていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その第2・第4金曜日の一斉街頭パトロールですけども、これも私のところでやりましたときには副市長と部長、参加していただきまして、その節はお世話になりました。

あるいは、民間ボランティア、あるいはですね、自治会主催で行われておりますけれども、その一斉街頭パトロール、年間どれぐらい実施されているかわかります、年間。各行政区全部含めて、27の。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 年間どのくらいかという、ちょっと今手持ちの資料にありませんけども、それぞれの地域です、実情に合って、全部の27行政区が毎週第2・第4金曜日に行われているかという、それはちょっと不可能なところがありますので、それぞれの、長寿クラブとか、その中の子ども会とか、そういうところがやられておりますので、私のほうとしては、すべての集計については現在持ち得ていないのが現状です。

ただ、先ほど言いましたように、毎日毎日の活動については、先ほど言いました6月26日については、太宰府市では37団体、延べ555名の方が参加されるというような、そういう資料については持っておりますけども、年間統計をした資料はちょっと手持ちがないと思っております。済みません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） だから、その辺のところをですね、やっぱりしっかり把握しておいてほしいなというふうに思っております。というのは、その街頭パトロールの窓口といいますか、

これは筑紫野署のその安全・安心まちづくり推進協議会にしたらいいのかですね、市の防災安全係にお願いしたほうがいいのか、ちょっと戸惑いがありますけれども、どちらに申し込みをしたらよろしいのでしょうか。警察署に来ていただくということのお願いですね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 筑紫野警察署とのつなぎについては、私どもで行いますので、私どものほうの防災安全係のほうに担当者おりますので、ご相談いただいたらよろしいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） これ、一本化というのはできないんですかね。必ず市のほうの防災安全係に連絡してくださいと、そしたら市から手配をすると、警察署にですね、協力の要請といいますか、こういうふうにはできないんでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） そのようにしていただきたいということで、今報告をさせていただいたところです。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） よろしくをお願いします。

それから、太宰府市広報にですね、毎回テーマを変え、防犯だよりというものが掲載されております。市民の防犯の意識の高揚を図るために地道な努力をされて、大変よいことではないかなと私は思っております。冒頭、活動状況の答弁いただきましたけれども、自分たちの町は自分たちで守るんだといった意識啓発にもなりますし、また市広報による防犯活動記事は、パトロール実施団体にも大変参考になります。

ここでお願いでございますけれども、つい最近まで掲載されておりました福祉ボランティアの団体の紹介記事のようにですね、防犯パトロール団体が少しでも増えるように、さらに増えるようにですね、組織と活動内容の紹介を広報に掲載していただきたいというのがお願いでございますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 筑紫地区の防犯協会あるいは筑紫地区安全・安心まちづくり連絡協議会のほうで、そういう地域活動をされているところ、継続的にされているところについては、表彰みたいなことでやっております。そういう表彰されたことについては、たしか市の広報ではありませんけれども、月2回、筑紫地区の安全・安心まちづくりの通信ですかね、色刷りの回覧が回っておりまして、その中では記載しております。今ご指摘のように、太宰府市の地域活動をされているところについては、活動の充実をしていただくためにも、そういう広報活動については取り組んでいきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしくをお願いいたします。

27行政区でその防犯ボランティア団体があるということでしたけれども、パトロール隊ですね。これは、44行政区すべてにパトロール隊があるというのが非常に理想でありますけれども、やはり行政区によりましてはですね、会社勤めで現役世代が多いため、組織づくりが困難とか、高齢者が多く、活動できる人がほとんどいない、こういった諸事情もあるかと思えます。それはそれでいたし方がないことですが、お互いの組織の刺激にもなりますし、新規に防犯パトロール隊をつくる行政区も出てくるかもしれません。この点を、行政がですね、中心になって、やはりリーダーシップを発揮していただき、防犯活動を図っていただきたい、これが1件目のお願いでございます。

2点目の犯罪の抑止と効果についてですけれども、ご報告をいただきました。年々犯罪が少なくなっているということの報告でございましたけれども、また先ほど申しましたように、行政区にもですね、さらにパトロール隊が増えれば増えるほど町の安全というのは守られて、犯罪は減ってくるというふうに考えております。

それから、防犯専門官の方、この活動については、もう重々承知しておりまして、市内の巡回パトロールとかですね、それから路地裏、駐車場の点検、ごみの不法投棄、空き家の様子や、また落書き、また災害時の危険場所の点検、さらに講演依頼とかですね、それから住民や自治会長からの相談、防犯担当者会議など、非常に守備範囲が広くですね、活動されております。大変重責を全うされて感謝しております。

質問ですけれども、防犯は、特に市との連携が不可欠であります。現在、行政区の防犯団体と、先ほど申しましたように、ちょっとやっぱりコミュニケーションが不足しているなど。手薄な感じがしておりますし、もっともっと市が積極的に防犯セミナーをやるとかですね、講演会を実施するとか、こういったPRをしてほしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。今後の取り組みですが。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 現状は、県が主催します防犯リーダーの養成講座の開催あたりを中心に今行っております。それから、先ほども報告させていただきましたように、防犯員さんを中心に、筑紫野警察署の講師を招きながら、そういう養成もいたしております。

今後につきましては、地域活動の中で、そのような情報交換あるいは学習会が開催されていくことで計画をしていただくようになっておりますので、私たち職員も、行政も一丸となっておりますね、地域と一緒に連携をしながら、先ほどから申してまいりましたように、筑紫地区安全・安心まちづくり協議会ができましたのは、やはり地域の防犯は、従来の警察だけでは対応できない、それから行政だけでも対応できない、地域だけでも対応できないというようなことで、やはり連携が必要だということで、先ほどから報告してまいりましたように、筑紫野警察署の署長さんが筑紫地区5地区をですね、順番に回りながら、署長以下幹部職員、どっかの活動には課長以上の方が必ず出席されるというような、そういう取り組みもされておりますので、そういう連携を深めながらですね、やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ここでちょっと資料をごらんいただきたいと思うんですが、筑紫地区街頭犯罪状況、これデータいただきまして、私なりにまとめさせていただきました。これは、平成21年1月から7月でございまして、比較は、やはり平成20年の1月から7月までの暫定値で比較しております。

4市1町を見ますとですね、太宰府はマイナス38件、それから筑紫野がマイナス71件、大野城がマイナス69件、それから春日が24件、増えておりますね、春日は。それから、那珂川町が30件の減と。合計で184件が減ってきていると、筑紫野署管内のですね、街頭犯罪が184件減っているということですね。

増えてますのが、オートバイ盗、それから自転車盗、それから部品ねらい、ひったくり、こういったところが増えておりますが、その中でも一番増えているのが自転車盗なんです。大きな数字で書いておりますけれども、太宰府が39件、プラスになっているんですね。これ、筑紫野署にもお尋ねしたら、今年に入ってすごく増え出したということなんです。この点を、何とか対策を練って強化していきたいというお話でございました。合計で179件が自転車盗なんです。この中で、やはり7割が中高生なんですよね。この辺に問題がちょっとあると思うんです。これをちょっと私は今回申し上げたかったということです。

それから、下。下は、済みません、「宰府」になっておりますが、太宰府の「太」をちょっと添えていただければと思います。太宰府市小学校区別街頭犯罪状況と。小学校区別にですね、数字を出してみましたけれども、水城小校区が34.3と、一番発生割合が多いと。これは、もろもろの人口規模とか、それから町の状況、こういったものもありますのでね、一概に比較はできませんけれども、参考までに書かせていただきました。

この資料の中のですね、自転車盗の数字は、やはり罪悪感のない子供たちが増えているという状況なんですよね。彼らは次に何をするかというと、万引きやひったくりに走るんです。そして、強盗や、あげくの果てに、最悪凶悪な殺人といえますか、こういう結果を招く可能性があるということです。したがって、こういった犯罪をエスカレートさせないためにですね、やはりこの自転車盗という初期的な犯罪で芽を摘むと、ここにやはり力をですね、警察はもう一生懸命になっているんです。行政も、この点をやはり自覚といいますか、深刻な問題としてとらえて、私はもっともっと力を入れていってほしいなというふうに思っております。これは、やはり学校教育の、それから教育委員会、こういったところの協力も必要だと思うんですね。やはり学校に呼びかける、チラシを配る、こういったものをやってほしいなと思っております。

教育長にご質問しますけれども、昨年12月議会ですとね、放置自転車とバイクについて取り上げました。自転車盗、先ほど申しましたように7割が中高生なんです。市内の中学校と高校へ、その自転車ツーロック運動の啓発と、自転車等の盗みについての注意を促していただく

ようにお願いをしておりましたが、実行していただきましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 高校のほうにつきましてはですね、一応私どもが管轄しておりませんが、警察のほうにもこういう要請があっているということで話はしております。

中学校のほうにつきましては、昨年4月ごろだったと思いますが、校長会にも警察のほうから来ていただきまして、ツーロック運動を進めるからということで学校への協力依頼がありまして、教育委員会としても協力したいということで話を進めまして、学校によりますけれども、生徒会が主催するような形でツーロック運動を進めるとか、それから学校によりますが、のぼりを上げて啓発を進めるとかというようなことで各学校とも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） また、さらにお願ひなんですがね、やはり足がわりに気軽に人の自転車に乗っていくわけですね。これはもう犯罪だよと、泥棒だよということですね、やはり注意してほしい。そういう警告とツーロックの必要性をうたったチラシをですね、作成していただきまして、各中学校あるいは高校への配付、また保護者会への説明、こういったものをお願いしたいというふうに思っております。将来性のある子供たちの非行の芽を摘むための対策ですが、ぜひご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 高校については、筑紫地区の全高校に、たしか筑紫野警察署というよりも、先ほどから申してます筑紫地区安全・安心まちづくり協議会ですけども、これは太宰府市も参加しております、予算も拠出してあります。昨年度までは、橋本議員が報告されましたように、井上市長が会長でした。今年度から大野城市のほうに移っておりますけれども。地区の高校生が市長に向かってツーロック運動を展開しますという宣言をしながら、交通ルールを守って安全に自転車通学をしますというような宣言をされていますし、昨年行われました大会では、たしか太宰府高校がそういう運動をしたというような報告も受けておりますので、そういう啓発については一定の取り組みは行っているところです。

それと、自転車盗の問題につきましては、太宰府市の広報で2カ月に1回防犯のシリーズを載せておりますけども、たしか担当の報告によりますと、11月号が、この自転車盗は犯罪ですというような内容で広報すると聞いておりますので、そのように努力をしてみたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 11月に広報に掲載されるということですね、自転車盗の件についてですね。よろしくお願ひしときます。

私は、7月にですね、なぜこんなに力入れるかといいますと、7月でしたかね、朝のパトロ

ールをしているときにですね、4台の放置自転車があったんです。これ、全部盗難ですね。幸い防犯登録してありましたので、警察のほうに連絡をして、持ち主の検索をしていただいて、1週間かかりましたけども、引き取りに来ていただいたと、随時、どこのだれかは全然わかりませんけれども。こういったことがありました。やはり以前からそれは感じておりましたし、筑紫野署にお伺いしたら、やはり自転車盗が今年になって非常に増えているということだったので、今回この質問をさせていただいたわけです。

3点目の行政の支援について、これは、地域コミュニティの協議会のほうで力を入れていると、ここにも交付金を出しているということでございました。1つ、また違った見方といえますか、犯罪者というのは成功しそうな場所を選ぶんですね。だから、だれもが入りやすく、だれからも見にくい場所、つまり管理が行き届かず、秩序感の薄い状況にあって、警戒心を抱かせることができない、また無関心な人が多く、見て見ぬふりをしてもらえるところと。その対策として、犯罪の機会を断固として与えないように、犯罪を未然に防止するという犯罪機会論というのがございます。

例えば、落書き、散乱ごみ、粗大ごみの不法投棄、公共施設の割れたままの窓ガラス、放置自転車、伸び放題の雑草地や樹木、廃屋同然の空き家など、こういったですね、危ない場所に注目した安全マップづくりが私は大切ではないかなと思っております。

質問をさせていただきますけれども、住宅の安全対策としましてはですね、住民が場所の改善に向けて動くことによって地域の安全性を高める、こういった地域安全マップ作成コンテストなるものを、こういう各自治体の、各行政区の防犯パトロールの組織を対象にしたコンテストを実施されてですね、賞金を出すとか、助成金を出すような、こういった催しを一度されたらどうかと思っておりますけれども、いかがですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 一つの手法としては素晴らしい提案だろうと思います。

実践のほうで少しご報告させていただきたいと思います。

防犯部会で防犯員さんがそれぞれ協議をする中で、情報交換する中で、やはり自分たち一人一人が地域のことを知らなくちゃいけないだろうということで、みずから地域を回ってですね、学校の子供たちの危険箇所マップあたりと連携をしながらですね、自分たちでどこが重点的に気をつけなくちゃいけないところかということ学習されながら、マップという形ではでき上がってないかもわかりませんが、そういう資料としてつくられました。

私は、これは重要なのは何かといいますと、マップをつくることそのものが目的ではなくて、そういう作業をすることが地域力を高める手法であろうということをおもっております。先ほどご提案の、そういう取り組みのきっかけとしてそういうコンテストが有効であれば、先ほど申します協議会の中で提案をしながら、取り組んでいただくべきものは取り組んでいただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そうですね。地域力を高めることも必要ではございますけれども、そのマップ上にやっぱり印をつけたところが危険箇所というのは、これはもう環境設計の貴重な資料にもなると思うんですね。ですから、先ほどもおっしゃいましたように、住民同士、それから行政とのコミュニケーションをより活性化させるためにもですね、そしてまたきずなが深まるということで、ご検討のほどをよろしく願いしておきます。

それから、防犯に配慮した本市の公園や街路樹の剪定、それから防犯灯の設置ですね、こういった具体的な場所、あるいは何カ所ぐらい今年されるのか、わかりますかね、今。防犯上……。

（「公園の剪定とかですか」と呼ぶ者あり）

○7番（橋本 健議員） だから、見えにくいところとか死角とかです。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 防犯には限らずにですね、定期的に枝打ちとか、あるいはまた剪定作業を行っております、全体的に計画的に行っておりますので、何カ所かというのと、あとはその防犯のその場所がですね、どこに当たるのかというのがちょっとまだ私どもはつかめておりませんが、定期的に年間、年度計画の中でその剪定作業は行っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ですから、先ほど申しましたように、こういったですね、防犯マップ、地域安全マップ、これをつくることによって、どこが危険箇所か、見えにくいところ、こういったものの資料っていいですか、環境設計の貴重な資料になるということで、ぜひこれはご検討いただければなと思っております。

それから、もう一度最後に市長をお願いしたいんですが、筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会の会長もなさっております。本市の防犯パトロール隊に対してのですね、支援、あるいは市長が今後防犯活動の何か計画をお持ちでしたらお話を聞かせていただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、この地域の安全のためには、市民の皆さん方、あるいは各種団体の皆さん方と一緒に地域力を高めていくと、その手段としての防犯の面からのパトロールを強化していくと、それが犯罪の抑止力にもなりますし、いろんな取り組みが各地でなされております。今ご指摘のありましたワークショップでありますとか、あるいは地域ごとに散策しながら、そしてマップとしてまとめ上げていくというふうな活動、そのプロセスが私は大事だろうというふうに思っております。

今1つ頭に浮かんでおりますのが吉松のことでございますけれども、高速道路のところのボックスがございまして。日ごろから粗大ごみの置き場でもございました。あるいは不法投棄場所でもあったわけです。あるいは犯罪が発生する、そういった状況でございましたけれども、太

宰府西中学校の生徒、あるいは青少年の育成の会の皆様方、あるいは吉松区の自治会の皆様方の協力によって、立派な絵が両面にかかれております。そこは、落書きがずっとかかっていたところですけども、明るくなったということ、そして通学路でもあるわけです。地域の中でそういった取り組みが、その一つ一つが私は安全・安心のものにつながりますし、あるいは防犯、犯罪の抑止につながっていくものではないかなというふうに思っております。

そういった側面を行政としても一緒になって支援をしていく、あるいは地域の職員は一緒になって出向くというふうな、そういった地域参加含めて、率先垂範が必要であろうというふうに思っております。私も、行政として限りなく支援をしてまいりたいというふうに思っております。一緒にやります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 力強いお言葉ありがとうございました。

落書きなんかをですね、中学生ボランティアできれいにしたりですね、それから地域の方が、歩道の植え込みですか、こういったところに花を植える、こういった防犯性の向上につながる活動、それから防犯のまちづくり実践事例集の出前講座をやるとかですね、犯罪を未然に防ぐまちづくりの取り組みを紹介している自治体などもございますので、これらもぜひ参考にさせていただければと思います。

本市では、今後小学生やボランティア協会との協力体制も図っていただきまして、犯罪を寄せつけない、治安日本一を目指していただき、住みよい太宰府を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1項目について質問いたします。

交通体系・公共交通対策について、総合計画の中にあります快適で魅力のあるまちづくりに関連して質問します。

まず、1点目に、高齢者の公共乗り物の運行についてお伺いします。

本市の高齢化率は20%を超えております。また、今では環境に魅力を感じて人口は増加しているものの、それとは相反して、年数が進むにつれ、長年住まれている家族の子供たちが地域によっては次々と市外に転出し、高齢者だけが残されている現状であり、さらに高齢化が進んできています。

そこで、高齢化社会においてどのような交通対策を考えてあるのかお伺いいたします。

2点目は、福祉バス廃止についてです。

高雄地区において、まほろば号の運行に伴い、平成21年5月末で社会福祉協議会が運行していた福祉バスが廃止になりました。ご存じのとおり、梅香苑、星ヶ丘、東ヶ丘、五条台は、団

地の中でも高台にあり、買い物や外出はライフサイクルの中でも欠かせないものであります。福祉バスを利用されていた方に対し、廃止する場合、そのかわりになるものを準備すべきだったのではないかと思います。

平成20年度決算審査資料でもわかりますとおり、福祉バス利用者は、2,907人の利用者です。また、福祉バスが設置された目的、老人福祉センターの内容とは何でしょうか。高齢者の方が老人福祉センターに行く楽しみをなくしてしまっているのではないのでしょうか。廃止されてから、利用者から困ったというような苦情はなかったのかお伺いいたします。

3点目は、市内の路線バスについてであります。この質問は、平成20年3月定例会でも質問をしましたが、再度質問をします。

市内を走る路線バスの宇美町と太宰府市役所を結ぶ宇美線と同様に、星ヶ丘線や南ヶ丘線、つつじヶ丘線も100円にできないのでしょうか。路線バスとの交渉の結果を含めてお伺いします。

また、それぞれの利用状況についてもお伺いいたします。

最後になりましたが、コミュニティバスまほろば号や路線バスが運行されていない地域の交通対策をどのように考え、計画をされているのかお聞かせください。

以上、1項目について、積極的で実効性のある答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 交通体系・公共交通対策についてのご質問でございます。

まず、高齢者の公共の乗り物の運行についてご回答を申し上げます。

本市の高齢化率は、ただいまご指摘のとおり、既に20%を超えております。超高齢社会を迎えようとしておる状況であると言えるのではないかというふうに思っております。

今後の高齢社会におけますところの高齢者の外出支援策に関する交通ネットワークの対策は、私はこれが一番重要な施策の一つであるというふうに思っております。どうすれば、今まで担ってきていただいた高齢者の皆さん方がやはり住みなれた地域の中で安全で安心して外出もできるような、そういった支援策があるのかというふうなことを含めてやっておるのがまほろば号でございまして、今西鉄等々に委託しておりますもの、あるいはマミーズ・まほろば号、企業が企業努力によって、買い物の支援というふうな形、それにのっかった形の中で、外出支援というふうなことでやっております形態、あるいは前回の議会の中でも申し上げておりますけれども、また最近においても、旧国民年金保養センターの、ホテルグランティア太宰府のほうに、私は直接本部のほうの責任者の方とお会いし、高齢化がある今、送迎バスがございましてけれども、その辺のところを活用してのものができないかというふうなことでの意見調整含めて行ってまいりました。

そういったところの中におきましても、サロンの、温泉のある場所等については、高齢者が集うような、そういった仕掛け、そういったサロンのようなものも含めて展開をしていきたいと

いうふうな、そういった企業の熱意というふうなものも感じてきております。近い将来、そういったところからの発想で支援をしてもらうというふうなこと等も含めて考えていきたいなというふうに思っております。

それともう一つは、いろんなところの高齢化社会を迎えての団塊の世代の皆さん方が既に退職なさっておられる状況等もございます。こういった長年培ってこられたノウハウ等々を活用していくというふうなこと、そういった中において、運転業務を、あるいはNPO的な形の組織をつくってもらおうと、地域力を高めていくというふうな形の中での、そういった形態での運転業務というふうなことも一つの方法だろうというふうに思っております。車は市が貸与し、そしてそこに一つの事業を起こしていただき、そして地域に外出支援のためのものを事業展開していくというふうな、そういった一つの選択肢ですけれども、可能な限り考えれば、いろんな選択が出てくるのではないかなというふうに思っております。そういった高齢者に向けての外出支援等々については、いろいろな手だてを今後強力に考えていく必要があるというふうに思っております。

なお、具体的な内容、経過につきましては担当部長のほうから説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目と2点目の具体的な内容につきまして、私のほうからご回答申し上げます。

デマンドタクシー等の内容につきましては、6月議会の一般質問の際にご回答いたしましたとおり、他市において導入されているデマンドタクシー等の活用について、現在調査研究を始めたところでございます。高齢者や障害者等、交通弱者とも言うべき方々にとって最も適切な公共交通体系はどのようなものなのかを、高齢者や障害者、まほろば号、財政をそれぞれ担当している職員により研究会を発足したところでございます。

次に、福祉バスということでございますけれども、老人センターバスの廃止につきましては、平成21年3月の環境厚生常任委員会協議会でご報告したところでございます。この老人センターバスは、市が社会福祉協議会に運営を委託しているもので、老人福祉センターが開館をされました昭和51年から、利用者拡大や高齢者のための手軽な交通手段として市内各方面へ運行をいたしてまいりました。平成10年度から、コミュニティバスまほろば号の開通に伴いまして、まほろば号と路線が重複する箇所につきましては、その都度老人センターバスの運行を取りやめてまいったところでございます。実質的には、まほろば号によりまして運行回数が増えて、利便性が向上しているものと考えております。

今回、高雄路線の平成21年4月の開通に伴いまして、老人センターバスの運行につきまして、関係機関との協議を重ねた結果、廃止するに至ったものでございます。

なお、老人センターバスを利用されていた人員は15人前後、廃止に伴います市への苦情に関しては発生を聞いておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 3点目、4点目については私のほうから答弁させていただきます。

3点目の市内の路線バスである太宰府宇美線の運賃100円と同様に、星ヶ丘線、南ヶ丘線及びつつじヶ丘線の運賃も100円にできないかというご質問ですが、これらの路線につきましては、平成20年3月議会で回答いたしておりますとおり、西日本鉄道株式会社が運行されます営業路線バスであります。その運賃につきましては、事業計画の中で企業判断を行い、設定されるものでありますので、市から運賃の交渉を行った経過はありません。

また、それぞれの路線の利用状況については、西日本鉄道株式会社に問い合わせをいたしましたところ、路線ごとの利用人数については公表はしていないとのことであります。

4点目の、コミュニティバスまほろば号や路線バスが運行されていない地域の交通対策につきましてご回答いたします。

平成21年4月1日運行を開始いたしましたコミュニティバスまほろば号の高雄回り線の開設によりまして、市街地における路線の幹線的なもの、幹的なものですね、幹線的なものはほぼ充足できたものと考えておりますが、今後ますます進展します高齢社会を見据えたとき、まほろば号での直接乗り入れが困難な地域への新たな交通システムの研究会を、先ほど健康福祉部長が答弁いたしましたように、既に内部で組織し、調査研究を開始いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

1つ目ですね、高齢化が進んでいる地域、高台に住んでおられる地域の方ですね、住民福祉策としての市内交通策がとられていない地域が今何カ所ぐらいあるかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご質問の意図は、まほろば号のバス停がないエリアがどのくらいあるかというご質問ですか。

バス停がどのくらいの距離にあったが一番適正なのかというのは、軌道式の駅ではありませんので、バスは道路上走りますから、バス停が設置できるところに置きます。考え方はいろいろあると思います。ある自治体では、半径200mから300mというようなことで一定充足を満たされているというような考え方を持っておられるところもあります。本市におきましても、大体300mぐらいの範囲で、バス停の調査をいたしますと、3カ所から4カ所ぐらいはカバーできないエリアがあるということでは認識をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その3カ所から4カ所という場所はどの地域か教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） つつじヶ丘の一部、新しく区画整理が行われました通古賀区画整理地内、それから湯の谷西地区。これにつきましては、先ほど言いましたように、西鉄の路線バスのバス停は含まれておりますので、検討の中に入ってます。それから、先ほど市長が申しました連歌屋の浦ノ城地区ですね。大まかなところでは大体そのあたりでありますけれども、国分台の一部、なかなか言葉では表現がしにくいんですが。

今なぜ300mということをお申しましたかということ、人間の歩く速度が時速4kmだということが大体不動産の取引上で言われております。それで、300mであれば、歩いて大体4.5分の距離になります。これは普通の方が歩ける距離じゃないかと思えます。私個人としては、10分でも歩きます。私も10分ぐらいの場所は歩いております。ただ、高齢者の方になりますと、なかなかそういう歩行速度は難しいだろうと思えますので、時速2kmと計算しまして、300mであれば9分ぐらいかかるということで、こういう絵をかきながら、今後の充足についていろいろ検討をしているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今詳しく教えていただきましたけど、やはり地域によってはたくさん、やっぱり3カ所、4カ所、5カ所というような、高齢者がいて、交通対策が進んでない場所というのがたくさんあると思えます。

そこで、ちょっと質問させていただきますけれども、湯の谷西の場合ですね、路線バスが通っているということなんですけれども、地元ですね、ニーズっていいですか、その把握した上で、路線に対して、運賃に対して、運行頻度についてですね、事前にそういうふうな審査とか、その調査とかというのはどのような形で行われているのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように、まほろば号については、幹線的なものを整備するというのが第一義の目的で走っております。それで、まほろば号では乗り入れが困難なところについては、この間議会の中でもいろいろなエリアに対しての乗り入れの要望あるいは質問等も出されておりますが、現実対応が難しい部分がありました。

それで、先ほど市長が報告しましたように、いろんな手法を検討しないと、まほろば号だけでは困難だろうということで、一つはマミーズ・まほろば号という形態をとっております。あの形態をとったおかげで、東観世地区についてはそういう一定の交通支援策がとれたものと思っております。

残りの地区につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたように、新たな交通システムを検討しないと、まほろば号では困難だろうということで、まほろば号についてのアンケート等を直接行政がとった経緯はございませんけれども、調査研究を今始めているところでございま

す。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 例えばですね、今言われましたコミュニティバスですね、運行に当たってはですね、計画から実施、評価とか、11年たったわけですけども、そういうような改善に至るまでですね、すべての段階に応じて地元住民が参画されているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） いろいろなご要望が直接担当のほうにもあります。あるいは、議員さんを通じてもあります。それから、当時区長、今の自治会長を通じてもございます。そういう中で、いろいろな政策的なもの、財源的なもの、それから利用の予測なども図りながら、一つ一つ拡充を図ってきたところです。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほど、コミュニティバスは西鉄バスに委託してということなんですけれども、既存バスですね、路線バスも含めてですけども、地域交通全体での事業者、西鉄バスさんとの連携をとってあるのかどうか。それと、西鉄バスさんの基本方針といたしますか、そういうふうなものは太宰府市のほうでは把握されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 西鉄に全面委託をしておりますけども、担当者は西鉄バスの職員にも負けないくらい事業内容については把握をしながら、常に協議を行い、残念なことに交通渋滞、特に今の時期は、阿修羅展の影響かどうかわかりませんが、15分、20分遅れております。そういう苦情の電話が、10分、20分、1時間にも及ぶような苦情の電話も私どもの担当職員が受けながら、利用者の方々にご理解を求めているところです。

それと、西鉄の企業理念について、私がこの議会の中で報告するのがいいのかどうかわかりませんが、西鉄グループは、出会いをつくり、期待を運ぶ事業を通して、安心と快適とときめきを提供し続け、地域とともに歩み、ともに発展するという基本理念を企業として掲げておられます。平成21年4月に竹島代表取締役社長が、安全の確保を西鉄グループの企業理念そのものであり、企業として存立する上での根幹であり、さらにお客様からの信頼の源泉であると位置づけ、事業に取り組んでまいりました。特に西鉄グループの中核事業である運輸部門においては、長きにわたり、事故防止の取り組みを継続、発展させてまいりますというような、私どもが全面を委託しておりますけども、安心して委託できる企業だろうという判断をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 先ほど三笠部長のほうから西鉄バスの理念についてお話をされたと思いますけれども、私は、その西鉄バスに関する太宰府市と契約のときに基本方針というものがあったのかということをお聞きしたわけですが、理念じゃなくて基本方針。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まほろば号の運行基本方針につきましては、大きく5つ掲げております。本市の都市基盤整備事業の一つとして、5つの視点を持って運行するという基本方針を持っております。市内に点在するさまざまな公共施設など、点から線へと結び、その利便性を確保し、生涯学習都市の実現を目指す。高齢者や障害者、子供などの交通弱者が気軽に安心して地域社会に積極的に参加できるように配慮し、健康で生きがいのある福祉社会の確立を図る。JRや西鉄などの公共交通機関への利便性が低い空白地域に通学や通勤、買い物などの交通手段を確保する。市民や観光客が、特別史跡大宰府跡を初めとする数多くの重要文化財や遺跡などを循環できる交通手段を確保する。コミュニティバスなどの公共交通機関を利用することによって市内の交通渋滞の緩和を図るという運行の基本方針を持っております。

それで、西鉄がこの運行方針を定めるのではなくて、市民のためのまほろば号という形で最初運行しておりますので、そういうふうな、契約の中では、市のこの基本方針を基本に置きながら西鉄と運行契約を結んでいるところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今おっしゃったようにですね、やっぱり市民の利便性をですね、確保する手段として、西鉄に対して赤字額の補助をすることが、一つそこも入っていると思いますけれども。

交通ですね、対策がない地域の実情は、先ほど4カ所から5カ所ほど聞いたんですけども、それをするためにですね、輸送形態、路線設定、それから運行の頻度、運賃、車両をですね、まほろば号が、今の車両を見ていただくとわかると思いますけれども、高齢者向けとか、福祉車両になっていないのではないかと私は思っております。車いすでの利用とか、バスの乗りおりのときの階段が本当に高いんですよ。まほろば号においては、そういうふうな苦情が高齢者の方から、自分がまだ若いので、そういうふうな、乗ったときの感覚はわかりませんが、やっぱり高齢者の方からそういうふうな声は聞きますので、もう少しあの階段を、荷物を両手に持ったままとか、片手に持って、ポールはあるんですけど、手すりを持って上がるということは本当に難しい状態でございますので、またそこに荷物を持つということになると両手がふさがるわけですね。そういうところで、手をついて上がっていくような状態に今な

っておるまほろば号という車両についても、今後考える必要があるのではないかと考えております。

それと、私、先ほど湯の谷西のほうを言いましたけれども、今現行、現在運行しているですね、北谷回り線にですね、九州国立博物館と九州歴史資料館があります。湯の谷区方面にですね、路線の追加をしてはどうかと思うんですよ。追加ということですから、そこに燃料が少し要るだけで、あとは時間も10分ほどでいいと思いますので、今北谷まで行っている分を、その途中に国立博物館と九州歴史資料館のほうに何か追加路線を設けてはいかがだろうかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まほろば号につきましては、費用対効果、最大限判断しながら運行いたしております。北谷回り線については、実情につきましてはいっぱいでございます。新たな路線を開設するには、車両の追加が必ず必要になってまいりますし、現実もう、原田議員もご利用いただいていると思いますからご存じだと思いますけども、5分、10分は遅れるのが今日常になっております。その解消に向けて、西鉄と協議をしながら、運行努力をしていただいておりますけども、どうしてもカバーできない部分については、市民の方から苦情をいただくのが現実でございます。

それで、今原田議員が提言という形で申された、お話としてお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） それと、まほろば号車両そのものが何か高齢者あるいは障害者の方に利用しにくいということですけども、どこまでカバー、車両でできるのかという問題はありますけども、いわゆるノンステップバスというのを活用しております。それから、車いすが乗車できるようになっております。これにつきましては、一々おっくうかもわかりませんが、運転者のほうにですね、協力を求められれば、運転者のほうが、介助するという言葉は適当かどうかわかりませんが、そういうふうなことをやるように、西鉄との中では申し合わせをいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その今後の取り組みについても考えてあるようですので、そういうふうなところをですね、もう一度精査していただいて、調査もして、使いやすいまほろば号、バスとして活用していただきたいと思います。

もう一度言わせていただきますけども、湯の谷方面のですね、まほろば号を追加という、路線追加をもう一度お願いして、1 点目については終わりたいと思います。

そして、2 点目なんですけれども、福祉バスを廃止する前にですね、指摘されていた問題点がたくさんあったのではないかと思います。そんな高齢者がですね、老人福祉センターに楽し

んで利用されていた事実はもう明確だったと思います。その高齢者がですね、楽しんで行かれていた老人福祉センターについてお伺いしたいんですけども、その老人福祉センターというものは、先ほど言いましたけれども、どういうふうな設置目的でつくられたものか、それと概要をちょっとお話ししていただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 先ほどご答弁申し上げましたように、昭和51年に老人福祉センターが開館をされております。その当時から、老人の皆さんが余暇を楽しみ、老後を楽しみにしながら老人福祉センターに行かれたものと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ではですね、私は、その老人福祉センターを利用されている人は、触れ合いの場ということと、気軽に利用ができていて、そして快適に過ごせる場と、あと入浴、囲碁、将棋とかカラオケとかできるような太宰府の老人福祉センターと把握しております。

そこでちょっとお尋ねしますけれども、今度の、平成20年度の決算認定審査資料でもおわかりのとおりですね、156万2,800円のお金がかかっております。その中で、運転業務も含めましてのお金でございます。この運転業務の運転する人は、今まではどのような方を使ってらっしゃったのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この運転業務につきましては、社会福祉協議会がシルバー人材センターに運転業務を再委託をして担ってありました。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その社会福祉協議会に補助金を上げられてますよね。その一部、156万2,800円という、その156万2,800円のお金を削ってまで老人センターバスをなくさなければいけなかった理由をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 最初の答弁で申し上げましたように、当初は市内全域を老人センターバスで運行をして利用者の利便を図っておりましたけれども、コミュニティバスまほろば号が平成10年度から順次拡大をされておりますので、平成21年4月から高雄路線が新設をされたということで、重複する区間については廃止するという方針のもとで廃止をしたわけでございます。費用対効果あるいは二重投資にならないというような意味でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ではですね、その老人福祉センターの利用目的とかはちょっとわかりましたけれども、入浴施設がついているのが老人福祉センターと把握しておりますけれども、そういうふうな入浴とかできるような施設は市内に幾つほどありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 議員もご承知のように、市長の答弁でもありましたように、ホテルグランティア太宰府が入浴施設を持っておりまして、お年寄りの方の憩いの場にもなっておりますかと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そのホテルグランティア太宰府のことを言っているんじゃないかと、その太宰府市の自治会のほうに老人憩いの場というのがありますよね。それが幾つぐらい今ありますかということを知っていますか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 老人憩いの場につきましては、今10カ所程度あります。ただし、その中にふろというのは持っているところは1カ所もございません。今後、その辺も含んだ中で、センターの補助金についていろいろと協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その老人憩いの場でおふろがついているのが1カ所もないと言われてきましたが、1カ所ありますでしょうか、隣保館のところに。ついてますよね、おふろが。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 私の言う老人憩いの場というのは、高齢者支援課が担当して、各自治会から申し込みがあった中ですので、という形の中で、私はそういう自治会という意識の中で今話をしましたので、それに関しては、高齢者支援課からその状況に応じて200万円とか300万円とかという補助金を出しています。そういう形で、自治会がみずからお年寄りの集いの施設として申請があった場合の部分で、今原田議員が言われました南の件につきましては、あれもいこいの家という形で表現されていますけれども、そこは今除いた形の中で報告を申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そこが人権政策課のほうの担当になるということで、高齢者支援課としてはわからないということですかね、今のところ、その利用されているかどうかというの。1つだけありますよね、おふろが。だから……。

○議長（不老光幸議員） これ、交通体系と関係ある質問ですか。

1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 結局ですね、私は、老人センターバスがなくなって、友達を求めて行かれていた高齢者が、そういうふうな施設が施設でないということを私は言いたかったんで、そんなところで、老人福祉、おふろに入る楽しみがなくなって、バスがなくなったことで行けなくなったということで、そういうふうなところがほかにまだありますかということを知りたいです。

それからですね、ちょっと次に行かせていただきますけれども、3点目にもう入りたいと思

いますけれども、平成20年の3月定例会で質問したときにですね、先ほど部長さんのほうからも言われましたけれども、そのときに質問したのと同じことをちょっと聞かせていただきました。そのときの答弁はですね、普通の路線バスで、料金が基本的に高いと。でも、まほろば号として、ここはたまたまですね、同じところに走っていたというふうな状況から、西鉄バスの状況によりまして100円に設定をしているということを聞きましたけれども、私は、昨日も話があったけれども、昨日長谷川議員の一般質問の中で、仮称高雄公園のまほろば号の通行については考えていないというふうな答弁をされましたけれども、私は、そのまほろば号が通ることによって、高雄線のほうの老人センターバスがなくなったわけです。あとまだ、高雄はいいとしても、あとほかの地区についてですね、老人センターバスを利用されとった高齢者の方はどういうふうな説明をされるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 3月の環境厚生常任委員会協議会の中でご説明を申し上げたと思いますけれども、まほろば号の高雄線が開通したのが4月1日、老人センターバスは、それから2カ月間の余裕を持ちまして、6月1日に廃止をいたしております。即刻廃止ということではなくて、2カ月間周知期間ということで、廃止をいたしております。老人センターバスに、このバスは5月31日をもって廃止をするというような周知をお願いしたところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その太宰府市役所から北谷までの路線バスの料金が違うということですね。たまたまですね、そこに路線バスが通っていたから、まほろば号もそこを通過することになって、路線バスも同じように100円にしたということは、私はそれは言いわけにしか聞こえません、はっきり言って。その地域によって、路線バスが通っていたところにたまたまそこにまほろば号を通したかもしれません。そしたら、同じ料金じゃないとおかしいから100円にしたということで私は答弁をいただいております。私は、それは地域格差ではないかと思えますけれども、どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 3月議会におきまして、当時の富田建設経済部長が、「路線バスの運賃をまほろば号と同様に市内区間を100円にとのことですが、市内を走る私鉄バスは幾つかございまして、宇美町と太宰府市役所を結ぶ宇美線、それから西鉄五条駅と西鉄二日市駅を結ぶ星ヶ丘線、それから大野城市と大佐野、つつじヶ丘、そういうところを結ぶ線、幾つかございます。仮にすべての路線を市内のみ100円料金ということにいたしますと、その差額の算定方法、それから対象者、そういう不明瞭な部分が出てくると思っております。現状では、統一料金にするということは非常に難しいというふうに考えているところでございます」という答弁をされております。

そして、それに質問に対しまして原田議員のほうで、「今難しいということなんですけども、今現在、太宰府市役所発の宇美線、只越までの11区間は100円でございます。その100円に

なった理由と、なぜ100円でできるのか、同じ路線バスでありながら、なぜ100円になっているのかを説明願います」ということで再質問をされております。

当時の富田建設経済部長は、「普通の路線バスでは、料金が基本的には高いわけでございますけれども、まほろば号とここはたまたま同じところを走っているという状況のもとから、西鉄の状況によりまして100円にここを設定したということを知っております」という答弁をされております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） それはわかっているんですけども、結局同じ住民税を支払っている市民に対してですね、路線バスが通っているところにまほろば号が通った場合に路線バスも100円にされるならば、ほかのまほろば号が通ってないところにもまほろば号を通して100円にしてくださいということについてはどう思いますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど基本方針でお話ししましたように、既存の定期運行路線バスがあるところについては、一定の公共交通網が整備されているので、その部分についてはまほろば号は基本的には通しません。公共交通の空白地帯に通すということを基本路線に走っておりますということを申し上げております。

ただ、西鉄の路線が、宇美線の場合、市役所から走っていたわけじゃなくて、西鉄二日市から宇美まで本来走っていたわけですね。西鉄の運行状況の中で、廃止もやむなしというような話の中でありましたけれども、運行の形態の中で、どうしても待機所等が要するという話であったのではないかと思います。市役所のところに待機場所を確保していただければそこから走れるというような状況があって、今現在待機場所を用意していると思います。そのときに、運賃設定が、ちょうど西鉄が、天神周辺とか一定のところを、何かワンコインバスとかというような制度を始められてですね、お尋ねの星ヶ丘線についても、たしか二日市から第一経済のところのバス停は100円じゃないかと思います。それから、二日市温泉のほうもたしか、今も続けてあるならば100円の区間があると思います。そういうふうに、西鉄につきましては、これは道路運送法上で言います4条バスと言いまして、国土交通省の認可を受けながら走っている路線バスです。これは、企業が営業として、企業サービスの中で運行されている路線です。だから、まほろば号の運賃と西鉄のバスの運賃は、これは一切関係がございません。まほろば号についても、当初運行した場合は、たしか初乗りが180円で、200円という運賃形態でありました。いろいろな高齢者の外出支援という目的を持っておりますので、利用者の方の利便性を図る、それから行政サービスという部分もあるということもありまして、西鉄のワンコイン制度が始まって半年ぐらい置いてですかね、まほろば号についても、議会とご相談いたしまして、そういう制度を取り入れろうということで。ただ、その場合、どうしても運賃収入が減が見込まれるけども、住民サービスとの兼ね合いの中でどうかということも議会の中でもかなり議論

されたと思っております。その中で、100円という運賃制度が導入をされてきました。

それで、運賃だけ見ますと、まほろば号の100円と西鉄の100円と、じゃあほかの路線のところ、西鉄の運賃と差があるじゃないかということですが、それぞれ走っているバスの目的が違いますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 高雄線なんですけれども、市内の外側であるバイパスを今往復されていると思いますけれども、それよりも市内を通すほうが人の乗り手も多くなるのではないかと思いますけど、それについてはどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） いろいろな、コース選定に当たっては検討が重ねられたと聞いております。その中で、今の路線が最終的に決定をされております。

利用者の増が図れるかどうかについて、西鉄との競合ということが出てくるとは思います、西鉄につきましては、先ほど企業理念を持たれて、企業の中で運営されてます。企業は、利益追求だけを目的には今はされてない部分がありますね。社会貢献あるいは社会性の追求ということで企業運営をされておりますけれども、当然企業利益が見込めなくなりますと、その事業については縮小あるいは廃止というものが検討されていくことも考えられます。そういうものを総合的に判断をしながら、今の路線に決定しているということ聞いております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、もう難しいというふうなことをちょっと言われておりますけれども、今太宰府高校入り口から、仮称高雄公園を通るなり、星ヶ丘、太宰府東小学校の前を通過して、東ヶ丘を通り抜けて五条におりていく分を、今バイパスを通しているのを反対回りに通過することで、まほろば号の高雄方面と、今度は青山方面、高台にある東ヶ丘、星ヶ丘の利用者も増えてくるのではないかと思いますので、そのところをまた今度考えていただいて、検討する気持ちはないかお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私の気持ちというよりも、今、本年4月1日からこの新しい路線を開設して運行いたしておるところです。利用状況としましては、1 便当たり平均5人から4人という現実もございます。そういう状況、あるいは他の運行形態等も勘案しながら、当然まほろば号については、いろんな新しい交通システムを検討しておりますので、総合的に判断されていくべきものだろうと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） これはちょっと雑学になりますけれども、長崎県の県営バスが運行し

ています坂道の多い長崎ならではのシステムで、下りは結局燃料を使わないということで、片道だけ、下り道はもう無料で、上りだけをバスの定期券というものを発行されておりますので、太宰府市も、そういうふうな高台にあるところとか、まほろば号が通ってないところについては、もう市内本当に平等でないとはいけないと思うんですよ。同じ住民税を払い、高齢者が多い場所についても、含めてですね、そういうふうなバスを下るときには無料券というようなものをつくっていただいて、なるべくそういうふうな公共施設のバスが、無料とは言いませぬけれども、100円ぐらいの運賃でおりていかれるように、また五条商店街もそれによって活性化にもなると思いますので、重ねてお願いしたいと思っております。

最後になりましたけれども、今後の調査研究についてもしていくということの話を先ほどされましたけれども、福祉バスの利用方法とかですね、デマンドタクシーも、また今度そういうふうなのができるならば、広報紙、または市民が見やすい形で広報のほうをお願いしたいと思います。

それと、市長の初めの言葉にもありましたように、私はやっぱり市長と同じような考えを持って、高齢者が住みやすい地域の中で安心して安全で暮らせることができるようにしたいというのは私自身も思っておりますので、ぜひそういうふうに地域の格差がないように、住みやすい太宰府市を長く続けられますことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、今回行われました第45回衆議院議員総選挙の結果についてお尋ねをいたします。

選挙の結果は、政権交代を旗印に掲げた民主党が政権を担うことになりました。民主党は、マニフェストを必ず実現させることをマスコミを通じて国民に約束をいたしております。このことが地方にとってどのような影響を及ぼすかお尋ねをしたいと思います。

例えば、後期高齢者医療制度の廃止など、現在執行されている事業が数多くございます。まずはマニフェストを実現させるために、平成21年度の緊急経済対策として政府が実施した平成21年度第1次補正予算を凍結し、その補正予算を精査して、無駄なものを省くことを表明いたしております。現在、麻生内閣が実施した第1次補正予算にかかわる地方への支援がこの9月議会で審議をされております。9月議会で補正予算が可決をされた場合、その実施時期と、新政権が無駄と判断した事業についてどのような影響があるのか、市長の所見をお聞かせください。

また、今回の選挙の争点として、地方分権が大きな柱でもありました。新政権と地方との関

係がどのようになるのか懸念を抱いております。

例えば、一部新聞報道によれば、群馬県に建設をされている八ッ場ダムは、湯水や治山のために事業費が3,217億円投じられてきました。国土交通省によれば、流域の1都5県のほか、地元のダム建設予定地の首長からも早期完成を求められていると報じております。民主党は、こうした地方の声をどのように受けとめているのか知りませんが、マニフェストには建設中止を掲げております。地方は必要と考えても、新政権には無駄と判断することも十分予測されますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、高尾川についてお尋ねをいたします。

7月24日から26日にかけて大雨が降りました。全国的にも各地で大きな被害をもたらしています。この高尾川については、大雨が降るたびに河川がはんらんをし、その対策が大きな課題になっております。何回も本会議で取り上げてきましたが、今までの経過とその取り組み状況と今後の対策についてお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今回の第45回衆議院議員総選挙の結果につきましては、いわゆる55年体制の政治体制の変革とも言うべき政権交代を実現する結果が出ております。現在、首相指名選挙前でもございまして、組閣もまだされておられません。新政権からの具体的政策が発表されていない現状の中におきまして、地方公共団体への影響を推測し、論評できるような状況ではないというようなことをまずもってお話しておきたいと思っております。

ただ、全国市長会といたしましては、8月30日付をもちまして、地方分権改革の推進を求める声明を出しております。その中で、全国市長会は、これまで政権公約に対します全国市長会要請を提出をし、都市自治体への権限移譲の推進、地方交付税の復元、増額、地方消費税の拡充、医療保険制度の一本化の実現など、各政党のマニフェストに反映するよう要請をしてきておるところでございます。今後新たな政権におきましては、地方の意見に真摯にこたえ、地方との十分な連携のもと、地方分権改革推進委員会の勧告を十分尊重しつつ、基礎自治体を重視した地方分権改革を着実に推進するとともに、政府と地方の代表者が対等の立場で地方に関する事項を協働して政策立案や執行に反映させる国と地方との協議の場等を通じて、真の改革が実現されることを強く求めるというふうにいたしております。新政権におかれましては、もとより政治が停滞することなく、国民生活の安定や地域経済の活性化施策等の推進に全力で取り組まれるよう要請するというふうな趣旨の内容の宣言、声明を出しておるところでございます。

一方で、国の平成22年度予算でございます各省からの概算要求も白紙から編成されるなど、マスコミの報道もされております。また、補正予算の中でも、箱物等の必要性を認められないものにつきましての凍結も検討されるようでございますけれども、本市が補正をし、事業への今補正予算を組んでおります内容の中には影響はないというふうにご考えておるところでございます。

ます。基本的には、国民の生活が第一とされておりまして、国民生活にしわ寄せが来る政策はないと考えておりますけれども、今後の国政の流れを見きわめながら対処していきたい、このように考えております。

2点目の高尾川の冠水対策につきましては担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 高尾川につきましては、御笠川水系であり、太宰府市から筑紫野市を通りまして鷺田川へ、そして御笠川へと流れております。以前から、高尾川の改修及び整備につきましては長年の課題となっておりますところでございます。

これまで、下水道部門におきましても下水道事業による雨水排水路の改修工事が行われてきておりますが、抜本的な解決を見るには、高尾川下流の改修がぜひとも必要だと考えております。

現在、福岡県的那珂土木事務所と筑紫野市のほうで高尾川治水対策に関する協議会が設立されておりまして、本市はオブザーバーとして構成員になっております。このことから、今後におきましても、県及び筑紫野市と十分協議しながら対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長は、補正予算に影響がないということでございます。報道等によりますということになりますけれども、新政権が発足しとるわけじゃありませんので、しかしいろんな形の中で、実際にこうやって補正予算を審議をしている立場にあるわけです。16日に恐らく組閣をされると思いますが、この補正予算の凍結というのは、国が平成21年度一般会計補正予算、このことについて凍結をするという民主党のお考えだろうと思うんですけど、影響がないということは、その部分が太宰府市の中には含まれてないと、こういうことですか。それとも、含まれているけども、こういうことは凍結することはないと考えているのか。影響ないということは、私は国のこの一般会計の補正予算がこの中に含まれてないというぐあいにはちょっと考えるんですが、その辺はどうなんですかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 道路整備費でございますとか、そういったところが中心になりますけれども、国民生活に重要な補正予算として計上し、平成19年から5カ年計画でやっておるもの、あるいは現在経済対策として認められて、承認されて補正予算を組んでおるもの等々がございまして、そのこと等については、この凍結できる内容ではないというふうに思っております。現在執行中でもございますし、そういった状況等については、私どもは、どんな政権になろうと、行政の継続化があるわけですから、180度転換するような、国民生活に悪影響を及ぼすようなことはできないというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私、市長と同じ考えなんですね。けども、地方自治体は、何を凍結するかというのは非常にわからない。国土交通省も、ハッ場ダムですか、あの部分に関しては、マニフェストに掲げてますので、マニフェストでは中止だと。そういうことで、国土交通省は入札する予定だったんですけども、新政権をとということで、今入札の時期をずらしているというようなお話もありますし、農林水産省のお話もありますし、いろんなところで今困っているわけですね。何でああいうような発言をされるのかなと私自身は思うわけですけども。

それだけならいいんですけども、補正予算全体にわたってですね、細かいことは、幾つか大きなものは書いていますけども、特にですよ、この14兆円の補正予算と、それから4.6兆円の基金、36かな、46かな、基金があるわけですが、その基金について無駄が多いというような形の中で精査をしてということですので、当然私はこの補正予算の中に民主党が言われている分は入っていると思うんです。けども、それは、市長が言われるように、そんなの凍結できる状況じゃないと私は思っているんですけども、含まれているか含まれてないかということ私には聞きたかったんですけど、その辺のところをですね。

私は、市長はきちっと明確にやっぱり言ってもらいたいと思うんですね。補正予算には組まれているけども、こういう事業に関しては凍結すべきでない。実は、9月1日にですね、もう既に、このことが心配されまして、宮若市で議会がありましてですね、今年度の交付金についてやっぱり議会で質問されているわけですね、同じようなことが。そしたら、やっぱり市長はですね、市への交付金凍結はあり得ないと考えているという形で述べてはおられるんですが、やっぱり不安が一部あると思いますけども、それじゃ明確に市長としてですね、やっぱり地方自治体としてきちっと、おっしゃってはおりますけれども、はっきりこれは凍結すべきではないという形でコメントというかな、市長の見解をいただきたいなと思っておるんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 回答の中で申し上げましたように、補正予算の中でも、箱物等の必要性の認められないものについては凍結云々というようなこともございます。

それと、私が申し上げておりますのは、今私どもが補正予算の中で提起しております、あるいは経済対策債も含めて行っておりますのは、市民にとりまして必要なものでございます。学校の耐震問題もしっかりでございます。道の問題もしっかりでございます。そういったところ等については、全体の予算の凍結の範疇の中には入っているかもしれませんが、私はそういった状況が出てきたときには、言うべきことは、首長として、責任者として、やはり市民を代弁して物申すということについては、あらゆる機関を通じて行っていく考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 民主党と財務省とのやりとりを見てますと、いろんな、本市だけじゃないんですけども、いろんな形での基金がたくさんありますね、4.6兆円ですから。その前の補正予算も含めて14兆円あるわけですが、その執行という考え方が、どこまでを執行というかとい

う話があるわけですけども、かなり際どいところまでの発言のやりとりがあるんですね、凍結をする範囲内において。

これは9月8日の新聞ですが、例えば民主党の政調会長が今年度補正予算の未執行分が幾らあるのか財務省幹部にただしたと。だが、財務省が示した数字は、多くが執行済みという内容と。幹部は、執行済みの定義を尋ねたと。何を執行したかというような、その定義を尋ねたというんですね。そしたら、財務省は、支出先団体などにお金を渡したらそれが執行ですと、ここまで答弁しているんですよ。民主党は、執行というのは使うことだと、実際は回収できるものもあるんじゃないかと、かなりきめ細かなところまで入ってきておるわけですけども。実際に見えないんですね、確かに箱物とかという形は言われているんですが、マニフェストに書いてある部分に関しましては、今言われた、市長がおっしゃっている箱物の象徴的なものとして、メディア芸術総合センターの建設、それから官公庁の施設整備、それから雇用対策として天下り法人に渡した基金7,000億円、効果の疑わしい農地集積事業3,000億円と、こういう具体的なことが書いてありますが、これは4.6兆円の基金の中身とは違う、範疇外じゃないかなと私は思っているわけですけども、議論は、こういういろんな形、介護職員の処遇の改善だとか、市長がおっしゃっている耐震化の問題だとか、あるいはデジタルテレビの買いかえの問題だとか、全部今回の補正予算の中に入ってますよ。このことを指しているんだろうと思うんですね。だから、大阪府におきましては、かなりデジタル化とか耐震化とかということで、相当今回この国の緊急経済対策をやって、補正予算を組んで、9月議会で審議するようにしているんですけど、非常に市長さんが戸惑っているというような状況もあります。ですので、市長としては明確にそういう形でご答弁ありましたので、太宰府市としてはそういう形で市長としてのお考えを私は確認をしたかったということでございます。

それからですね、2番目に、この民主党のこのマニフェストに、地方主権を確立し、地方主権のことをうたってます。その中に、これはどこの部分もやったんですが、国と地方の協議の場を法律に基づいて設置をしますという形のことでございまして、鳩山代表も、選挙の公示日の第一声、民主党の一丁目1番地は地方主権だと、こういう形で言われました。私は、これは非常に高く評価しなくちゃいけないし、私どもとしては大賛成だという形に思っております。

そういうことですので、特に地方のこの声というんですか、我々の声をどう、今までは、国といえば、どっちかという政府の、省庁のほうにやっていたような形はなるんでしょうけども、今度はその仕組みを変えようという考え方がありますですね。その考え方は、要するに政治が主導をしていくという形ですので、言うなれば、各省庁に陳情していく政治がなくなってくるのかなという感じはするんですが。特に私は、今回この中で言われてます、国と地方の協議の場を法律に基づいて設置しますと明確にうたってます。ここで、やっぱり地方の声をしっかりと発信していかないと、今までと仕組みは変わるんだろうとは思いますが、その辺は市長としてですね、やっぱりこれはかなり変わると思うんですけども、どのような認識を持ってらっしゃるのかですね、またそういう部分について、こういう要するにシステムが法体系とし

てできた場合に、どのようなスタンスで臨むのかですね、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 国であれ、県であれ、市であれ、行政が進化していくことについては、私は当然あり得るというふうに思っております。どの政党が政権とろうと、国民第一、そういった視点の中で行えば、行政の内部の疲弊したような状況等がもしもあるとすれば、それを改善していくのは、国であれ、県であれ、市であれ、当然であるというふうに思っております。そういった姿でいいのではないかなというふうに思っております。

市長会の中におきましても、国家戦略局あるいは行政刷新会議、国と地方の協議の場、あるいは新政府税制調査会等々の問題がどうなるのかというふうな形の中で、私どもの役員市長のほうから協議をしておるような状況です。そのほかにも、平成21年度の補正予算凍結問題、平成22年度の地方財政対策、地方交付税、あるいは税制改正等がどうなるのかと、あるいは4点目には自動車関係の諸税の暫定税率の廃止の問題がどうなるのかというようなこと、あるいは直轄事業負担金の廃止の問題、あるいは子ども手当の支給の問題、公立学校等の実質無料化の問題、後期高齢者の医療制度の廃止の問題、高速道路の無料化の問題、補助金廃止と一括交付金の創設の問題、農業の個別所得補償の問題等々、個別のそれぞれのマニフェストがどうなるのかというようなことを市長会の代表役員の中で協議中でございます。今の資料については、先ほどファクスで来た内容でございます。そういった状況でありますので、私はそういった推移を見守っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今度は新政権ができて、恐らく私は相当政治の中身が変わるだろうと、余り変わらないということを言われてますけども、変わるだろうと思っております。いい方向に変わっていけばいいんですが、我々としてはそういう方向を願っておりますけども、そういう意味で言うたら、かなり地方主権の、地方の声を相当、何ていいますか、自主財源を大幅に増やしますというのがマニフェストでございます。

それで、市長、どうでしょうね、確かに国の動き、またいろんな形で新聞の報道、今までどちらかというと、役所というのは国から通知が来て、それから動くという部分が多くあります。法を執行する立場ですので、当然それは当たり前だと思いますが、もう既にですね、こういった民主党のマニフェストを研究するチームとか、あるいはどういう方向でやろうとしているかという形で、もう既に、県段階になると思いますけども、そういうチームを発足させたという、政策提案をしていこうというような県もありますし、市で言いますと、部長会議等でこの一つ一つのこの行動に神経をとぎらせて、そして部長会議で精査をしていこうというような動きもあります。

非常に私も、毎日、新聞を見ながら切り抜きをやっているわけですけども、なかなか行政のほうも忙しいかと思っておりますけども、やっぱり逆に、今度から上から来るのを待つのではなく

て、国にいろんな形で届けていくというか、やっぱり地方の声を、対等と言ってますので、やっぱりやっていくと。そういう形の中で、庁舎の中にですね、やっぱり調査チームというか、研究チームというか、政策提案チームというか、そういうものを、副市長あたりをトップにしてですね、やられたらどうかと、このよその自治体のことを見ながら思っているわけですが、既にやっているとは思いますが、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 当然のことながら、私どもの市職員のスタッフもすぐれております。絶えずこういった回答をする際においても、それ以前から、それぞれ政党のマニフェストの背景なりそういったものをきちっと整理、今現時点の中でできる範囲内の中での整理をしながら回答書もつくっておるような状況です。今後そのことが太宰府市にどう影響していくのかというふうなこと等についても、企画経営含めて、その辺のところ等については、それぞれの職員がそれぞれの職務の中で、そのことについての研さんもし、行っておるという状況でございます。通して、市として、組織として、今ご指摘の部分等々については、シンクタンク的な職員でございますから、検証を深めていくことは当然であると、そういった場を、経営会議あるいは部長会議等々の中でまとめていく、情報を共有していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 京都府でですね、この民主党のマニフェストの中に後期高齢者医療制度の廃止という形でうたわれております。導入時に関しましては、かなりやはりまた該当者の方々から相当強い批判がありました。約1年半経過したわけですが、70歳以上の方々の中で、これは新聞の報道ですけど、約60%の方々が今の制度で維持してほしいというアンケートの結果も出てます。京都府におきましては、この後期高齢者医療制度の、今までずっとその積み重ねで移行をずっとやってきましたので、これがまた廃止になったらまたもとに戻るのか、その先も見えないということで、ある程度定着をしてきているんじゃないかということで、後期高齢者医療制度については維持していくべきだというような何か決議も出されたというような話も聞いております。

市長は、この後期高齢者医療制度に関しては福岡県がやるという形になりますので、これがもとに戻るとなれば、また市町村がやるような形になるわけですが、そういった問題もあります。また、障害者自立支援法も廃止をすると言ってます。これも、最初はやっぱり確かに、応益負担という形の中で、1割負担ということで、いろんな形で論議がありまして、しかし実際、現実的にもう平成18年から約3年経過をいたしまして、かなり落ちつきを、ようやくなれてきたといった中で、さらにまた廃止をされて、もとに戻るのか、これから先のことがよく見えない部分があります。ただ廃止をするという部分だけが先にありまして、もとに戻るのか、どうするのかという先が見えてない部分がありますので、その辺も、廃止をするにしても、やっぱりきちっと次の方向を明らかにしてですね、やっぱり廃止をしていかないと、こっち側の

ほうも、その後はどうなりますかと、じゃあ国の考えをお待ちしましょうという形ではいけないんじゃないかと思えますので、そういった細かいことを上げればかなりあるんですね。そういうことも、やっぱり調査チーム等をつくりながらですね、きちっとやっぱりそういう協議の場ができれば。もちろん県のほうにも言っていかなくちやいけないでしょうし、地方六団体がこの協議の場に入るといふ考えを麻生知事も示しておりますので、今までと違った形ですね、やっぱりこちらの政策能力も高めていく必要があると私は思っておりますので、よろしくお願ひしときたいと思ひます。

最後に、コメントか何かあれば、市長。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私ども、この幾つかの、後期高齢者医療制度の廃止というふうな項目がご指摘がございました。市長会としても、市としても、医療保険制度の私ども一本化でございます。国保も含めてこれだけの赤字財政がある中において、やはり一単独の地方公共団体が負うべきものではない、医療費等についてはもっと高次元の国の段階で一元化すべきであるというふうな考え方でございます。医療保険、後期高齢者医療制度もそうでございます。本市に当てはめた場合については、高齢化率によっては財政運営はまいません。やはりすべての国の、人口バランスがとれている大きな組織の中でやるべきだというふうに私は思っております。これがもしもとに戻るといふような形になりますと、大混乱が生じるだろうというふうに懸念をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） じゃあ、高尾川についてお尋ねをいたします。

先ほどご答弁もいただいたわけですが、市長にちょっと確認をしときたいと思うんですけども、これからのこういう災害関係の、いろんな形で起きてくるわけですが、かつてはですね、100mmとかそういう大雨が降るといふことは余り予想をしてなかったと。いろんな形で、都市計画あたりもそういう形でやられてきていると思うんですが、温暖化の中でですね、平成11年、平成15年、今回という形で、太宰府は日本一の大雨が降ったという形ですけども、こういうことはかつてはあり得ないことだったんですが、今後、そうじゃなくて、もう100mm前後の大雨が降ることは予測の範囲内だと。これは温暖化の影響でしょうね。温暖化をどうなくしていくかといふことがあるわけですけど。この辺のまずスタンスをですね、市長としてのスタンスをですね、私はお聞きしておきたいなと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今日の緊急幹部会といひましようか、経営者会議を朝行ったんですけども、インフルエンザの件についても同様でございます。やはり最悪の状態、危機管理が大事であるわけでございます。私どもは、平成15年7月19日の水害を経験をいたしております。今から先等については、今ご指摘のように、降雨量等についても、集中的に降ると、1時間当たり80mm

を超えると、以前では考えられないような状況でございました。そして、3日間で618mmというふうな降雨量、そういった状況でございます。絶えずそれに備えるような対応をとっていく必要があるというふうに思っております。平成15年7月19日の対応で、御笠川の拡幅、あるいは北谷、内山等々の河川等についても拡幅、増強をしてきておりまして、あるいは四王寺山の治山ダムあるいは砂防ダム等々含めて、可能な限り、資金投下、国、県へ要望しながらやっております。

今回の集中豪雨による山腹の崩壊等につきましても、現在、建設経済部長のほうから説明しましたように、農林事務所のほうに直接出向いて、地権者とともに、地元の方とともに、今治山ダムの増強等を含めて要望しておる。そういった弱いところ等を経験則の中から補強を絶えずやっていくというふうなことで、完全な災害に強い都市づくりになるのではないかなというふうに思っております。完全はないでしょうけども、私どもは最大限尽くして対応、備えていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 高尾川とはちょっと違うんですが、今の市長の答弁で、治山ダムの申し入れをしているということで、これは大原団地の話、それともいろんなどころですか。高尾川と直接関係がある話かな、随分違う……。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、全般的に申し上げました。高尾川等については、絶えず私も現場を見っております。このことについては、鷺田川あるいは高尾川から下流の二日市の町といたしましうか、具体的な酒造会社を出してはいけないと思いますけれども、そこの付近からずつつかっておるわけでございます。あそこが冠水地帯。そこを拡幅して、下流からしていかないと私は難しいというふうに思っておるところでございます。それでも、それを待っておったらできませんから、昨日もお話を申し上げましたように、できるところから、あるいは貯水ダムを設ける、あるいは調整池を設けるというふうな形、あるいは団地のほうの青山あるいは星ヶ丘等々のそういった調整池に泥がたまっておればそれをしゅんせつをし、そして機能ができるような形をとってでも、一時的に流れる水を抑えると、そのことによって高尾川を守るというふうな形が、私どもとして今できる部分ではないかなというふうに思っております。経済対策債の中においても、その辺の手法も含めて論議をいたしておりますので、どこがどういうふうなところをどうすればというふうなことがわかっておりますので、私ども計画的にその辺のところは整備していきたいというふうに思っておるところです。

それからもう一つは、今農地で使っている用水路がございまして。今井堰を立てておったりすれば、そのことによって水害、水の流れは悪くなります。したがって、私ども絶えず水利組合のほうに、高雄だけではございませんけども、きちっとした申し入れをするように、責任持って、雨が降れば、夜であろうと朝であろうと出向いて井堰をあけるというふうな作業をとってもらうように、そのことによっても相当の違いが出てまいりますので、そういった配慮も必要

だと、そういった水の流れは農業従事者しかわかりませんので、その辺のところも大いにあるというふうに思っておりますので、そういったお話も、指示もしておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 昨日も質問があつておりまして、関連、似たような形の質問で、大体お聞きはしているんですが、今度高雄公園ができるということで、新たに調整池を設置すると。これは、私はたしか平成11年かなんかのときに議会で一般質問させていただいて、高尾川のはんらんの、言うなれば対策としてどういうことがあるかということで、高雄公園等に調整池を設置していきたいというふうな話が出てました。答弁いただいております。

そこで、この調整池、いろんな形で、市が考えている高雄公園の調整池以外もあると思うんですね、今の市長の答弁によりますと。そうすると、最終的には高尾川の河川の改修が必要だと思つていますが、当面市がやれる範囲内ということで、今調整池等で、それ以外もあると思つていますが、ある程度このはんらんを食いとめていきたいという考えを持ってらっしゃるわけですが、大体どの程度のこの雨量というんですか、例えば平成11年、平成15年、今回平成21年と3回の大雨で、3回ともあの河川ははんらんしているわけですけども、私として、どの程度の雨に耐え得るのかということをお聞きしたいと思つてます。これ、高雄公園の調整池ができ上がったという形の中です、お答えいただければと思つてますが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） これは、昨日の長谷川議員のほうからの質問がございましたけども、全くこの雨量の計算というものはなかなか難しいところがございます。それで、公園につきましては、先日申し上げましたように、大体1時間に70mmの雨が降つても、大体それを超えることはないだろうということですね。これ以上大丈夫だろうと、恐らく100mmぐらいは大丈夫だろうというふうに思つてます。しかしながら、先ほど市長のほうから申し上げたようにですね、抜本的なものは、やはり高尾川の改修が必要であるということですね、これを抜きにしては改善はないというふうに思つております。

全体的にですね、この高尾川のほうの水がどのくらい集まるかというのをちょっと調べてまいりまして、そうしますとですね、かなりの面積が入りまして、これ全体の面積でいきますとですね、約61.3ha、これが全部太宰府側の高尾川のほうに全部入つてまいります。そういうところから、現在の調整池がどのくらいあるかといいますと、水量をですね、約30%抑えることができるということですね。ということは、70%、貯水池がなければ100%全部流れる水が70%に抑えられて全体的に高尾川のほうには流れていくというような計算になるわけでございます。

これが、高雄公園のほうのですね、雨量にするとどのくらいになりますかということになりますね、全体が100%としますと、6%の水が軽くなるということで、あとの94%は全体の210haの中に入ってくるわけですね。ですから、これは端的に計算をしますけども、当然改善にはならない、つながらないということです。

それで、何をすれば一番いいのかということで、先ほど答弁の中で、高尾川の治水対策に関する協議会というのが那珂土木事務所と筑紫野市のほうで設立されているということで、そこへ熱心に要望関係を行っておりますけれども、そのほかにも、福岡市と春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市のメンバーといたしまして、去年までの名称が筑後川の整備促進協議会というのがございまして、メンバーはその市長と議長でございます。その下に幹事会がございまして、その幹事会はその担当の部長で構成をしております、今までは御笠川だけで終わっていたんですけども、今年度からは御笠川水系という名前を変えまして、高尾川の改修をですね、ぜひともお願いしたいということで、要望書をつくるようにいたしました。今回、その要望書は県と国に対する要望でございまして、会長が福岡市長でございまして、福岡市長が直接国土交通省のほうにその要望書を持っていきますと、そういうことによって県のほうも動きやすくなるということで、そういう要望活動も新たに行っていこうということにしております。

そういうことから、先ほどから申し上げておりますように、全体的に見ましても、高尾川の改修をまずやらなきゃならない、高尾川の改修はどこが一番大事かといいますと、筑紫野市のほうからも報告があったんですけども、これは夕立のひどいときでもですね、ちょっと水が浮いてくるという程度ぐらいまではしょっちゅうなっているというところがございまして、これ鷺田川と高尾川のちょうど合流点でございまして、二日市の中央になりますかですかね、そこら辺が一番災害を受けまして、太宰府側は幾ら改善しても、そこはもっとひどくなるというところがありますので、総合的にこれはやっていかなければならないと、これはお互いにやっていかなきゃならないことであって、太宰府市だけの改修であれば、筑紫野市が被害をこうむる率が高くなるということですので、もっと総合的に、そういうふうな協議会を通じて国及び県のほうに要望を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 同じような答弁をですね、もう10年近く、下流からやらないかんとという話は聞いているわけですよ。毎回検討しなくちゃいけないという答弁で、それはわかっているんですけど、なかなか遅々として進んでないというのが現実なんですね。市長もおっしゃるように、やっぱり下流からやらないかんと。

それですね、私も、大概検討します、要望しますというお話は、そりゃ国がうんと言わなはいけない部分もあるんでしょうけども、市としてですね、やっぱりいつごろまでにやると。筑紫野市、要するに市長がさっきおっしゃったように、もう危機管理じゃないですけども、もう平成11年、平成15年、平成21年、4年に一回ぐらいの確率で降ってくるわけですね。時によっては大きな被害だって出てくる可能性だってあるわけですので、もうわかっているわけですから、少なくともこの年度ぐらいまでにはですね、改修したいというような意思表示をね、やっぱりその協議会等で言うべきじゃないかなと思っておりますけど、その辺の考えがあるのかどうかですね。いつごろまで、大体改修をやりたいというような、早急にやりたいと

いうのはわかるんですけど、その早急にやるというのはもう私は10年以上聞いているわけですので、具体的なですね、ご答弁いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 先ほどの協議会の中ではですね、名称が変わったということでございますけども、以前は御笠川の改修工事の促進協議会だったのがですね、御笠川はおかげさまで大体の改修がもうすべて終わったということでございます。これは長年の要望のたまものであったというふうに思っております。それを、今回は支川まで、支川というか、水系まで変えたということでですね、写真も全部持ち寄りまして、この前の災害のときの写真も筑紫野市と太宰府市側が持ち寄りまして、もう危機感は十分あるということからですね、本来ならば要望事項は今回行わないという方針を福岡市のほうを立てたんですけども、それでは納得できないということから、筑紫野市と太宰府市のほうでしっかりお願いをしましてですね、新たな要望として、高尾川ということ、改めて名称を掲げました。そういうことで、第1回目の高尾川についてのもので、要望書がその協議会からは出てくるようになります。

もちろんそれ以前の、高尾川の治水に関する協議会、これは筑紫野市と土木事務所のほうの分については毎年出ておりましたけれども、やはり力が物すごい足りないということから、私どももまた別な会を、協議会を立ててですね、名前を変えて、もっと圧力をかけていきたいというところで動きをかけたわけでございます。ですから、その協議会の中ではもう一刻も早く。写真を見ながらですね、毎年こんなふうになっては困るんだということを訴えてまいりまして、県のほうにもそれを十分伝えていくということで、福岡市が会長になってますから、福岡市が十分伝えていくということで約束をさせていただいてます。

また、その要望書の文章の中身もすべて私どもで、みんなで頭突き合わせてつくりました。その内容につきましては、今までの経緯を書いてですね、今年の災害の状況を書いて、そしてまたふだんでも大きな夕立が来れば冠水する状態になってくるといようなところから考えれば、当然豪雨が発生すればもっと大きな被害が出るということですので、この辺をわかっただけのような文章、文面にしましてですね、福岡市のほうにゆだねておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 一刻も早くという共通認識があるということでございますので、議事録に残りますので、少なくともですね、大体過去見てみますと、あそこは4年周期で来ているのかなと。平成11年、平成15年、平成21年という形でございますので、時間はかかるかと思えますけど、少なくとも次の、それはわかりませんよ、来年来るかも、いつどういう形になるかわかりませんが、すぐできる話じゃないとは思いますが、一刻も早くということですので、1年であれ、2年であれ、短ければ短くなるほどいいですけども、やっぱり4年というサイクル考えると、少なくともそれまでにはですね、私はやり上げてほしいと、太宰府市としての決意を見せてほしいと。それがもう最短というんですかね、もうどんなに待ってもここまです。

と、それ以上早くなるのは構わないという形ですね、お願いしたいなと思っておりますので、最後、部長の決意を聞いて終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 清水議員さんおっしゃるとおり、私どもも本当に危機感を持っておりますので、今後におきましても、その協議会を通じたり、あるいはまた単独でもですね、県のほうにも要望していきたいというふうに思っております。できるだけ早く筑紫野市のほうと協議を進めましてですね、どこが一番先にやるのか、2番目はどこか、順位的なものもございまして、一刻も早く改修できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（13番清水章一議員「以上で一般質問を終わります」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで14時30分まで休憩します。

休憩 午後2時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問は、さきの6月議会でも行いました公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づく職員の派遣状況について伺うものであります。

本条例は6月議会で制定をされ、附則において7月1日より施行するとなっております。6月の一般質問での執行部の答弁では、7月1日より本条例に基づき実際派遣をすると回答されております。ここであえて6月も聞いたわけですが、お伺いしますが、南保育所の民間委託されて以降の実態をお伺いするものであります。

社会福祉法人みらいに何月より何名派遣されているのか、また各職種についてお伺いしたいと思います。

6月では3名の派遣と回答されておりますが、実際は、派遣条例にこだわることなく何名が南保育所に行っているのかお伺いするものであります。

また、本条例に基づき、派遣というか、いうなら出向というか、それは社会福祉法人みらいのみかという私の質問に対して、本条例に基づく派遣は3名であると回答されておりますが、同じように文化スポーツ振興財団や社会福祉協議会への職員の配置については、事務取扱としてその業務に携わっていると、そのように回答されております。そもそも事務取扱という用語の意味や中身、また何の条例規則等に基づいて発令をされているのかお伺いするものでありま

す。

また、通告をいたしておりましたように、他市の公益的法人、例えば社会福祉協議会等への派遣状況はどうなっておりますのか、あわせてお伺いするものであります。

以下、再質問については自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、ご質問の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定に基づいて職員の派遣という状況についてお答えいたします。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、さきの6月定例会におきまして議決いただき、公布いたしましたところでございます。そして、この条例の施行に関連します施行規則の中で、派遣先団体を南保育所の保育業務を委託しております社会福祉法人みらいと定めております。7月1日から来年の3月31日まで、職員3名を派遣しております、順調に現在事務引き継ぎを行っているところでございます。

ご質問いただきましたあと一名の職員につきましては、子育て支援課の保育士、管理職でございますが、こちらを委託しております市の窓口代表として、南保育所でみらいとの諸事務の連絡調整のために業務従事させております。

次に、社会福祉協議会及び文化スポーツ振興財団に関する質問についてでございますが、現在社会福祉協議会に1名、文化スポーツ振興財団に、図書館も含めまして11名の職員がおります。それぞれ福祉課、生涯学習課、市民図書館という兼務の辞令で勤務しております、兼ねて当該団体の事務を取り扱いを命じております。

お尋ねの事務分掌の内容につきましては、社会福祉協議会においては職務執行規則で、また文化スポーツ振興財団においては教育委員会の事務局等の組織規則等で、直轄の分掌事務に関する事務として定めております。市が行う業務として位置づけをしまして、管理及び運営に携わっているところでございます。

また、市全体での派遣の状況につきましては、大野城太宰府環境施設組合に1人、福岡都市圏南部環境事業組合に3名、また今年の5月から山神水道企業団へ1名を派遣いたしているところでございます。

なお、ほかの市の状況につきましては、近隣の春日市、大野城市、筑紫野市等は派遣の形で職員が従事しているところはございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） あと一名は別に聞いてないんですね。3名ということで。私が聞きましたのはね、全体で、条例に基づいて派遣されているのはもう3名というのはお伺いしているんです、6月で。全体で、例えば調理員さんも4月1日から行ってらっしゃるでしょう。調理業務は4月1日から、そういうのをちょっと聞いたかったんですけどね。

答弁があったからあえて聞きますが、もともとこれは余り聞く気なかったんですけども、み

らいには4名ということになりますね、行っておられるのは。調理員さん、ちょっともう一回整理したいんですが、4月1日から民間委託になったのは一部で、タイムラグがあるとこの間いわれました、調理員さん、それから7月1日からは保育士さんが、引き継ぎ業務というかな、ということで4名やられておると。その辺、もう一回整理してくれませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 整理しますと、4月1日から調理業務のみ委託行いました。市の調理員は引き揚げて、ほかの保育所のほうに配置がえという形をしました。そして、7月1日から保育士3名をこの条例に基づいてみらいへ派遣いたしました。この条例に基づく派遣はこの保育士3名だけです。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） この法律は、前回6月の中でも私が問い合わせ、そしてまた回答があったように、公布が平成12年で施行が平成14年、これ法律に基づいて、本市が6月の議会で条例を制定されたということですね。これは、僕の考えが正しいかどうかよくわかりませんが、本来もっと早く条例を制定をして、法律に沿って、そしてその条例に基づいて、私は、社会福祉協議会も含めて派遣条例に基づいて出すべきだというふうに思うんです。例えば事務分掌などでは、例えば社会福祉協議会の場合は社会福祉協議会に関することというふうに事務分掌になっていますね、職員の職務執行規則の中では、関することというのは、べつに社会福祉協議会じゃなくて、いろんなものがありますね、事務分掌の中には。例えば女性センターミナスもありますし、シルバー人材センターもあります。これは、全部何々に関することというふうになっているんです。そういう意味では、他の団体との、この事務分掌でいきますと、例えば年間に予算がこうしますとか、行事日程はこうこうしますよというすり合わせ的な部分で事足りると。したがって、事務分掌の中で「関すること」というふうに書いてあるんですね。

ところが、財団と社協は、もう数年にわたって職員を派遣をしておると。だから、速やかに派遣条例をつくって、その派遣条例に基づいてやっていくというか。それで、先ほど言いましたように、平成14年になっていますから、もう数年たってできたわけですから、これは、なぜこういいますかという、今後いろんな、例えば派遣条例に関するようなことでいえば、労働者派遣法なども、今回の政権が変わっていくと、可能性としてあるんですね。国会の中で、今までの法律を改正してというのは、その時の政権の方針といいますか、政策によって変わるから。そのときに、やっぱり地方自治体としては対応していかなきゃいかんというふうに思うんですよ。旧態依然としたことで職員の対応にはもう当たれないと。臨機応変というか、できるだけ確に法に基づいて、例えば職員の配置などをしなきゃいかんというふうに思う。私は、そういう意味では、3名のみ派遣条例でやっているということについて非常に違和感を感じる。他の団体について、この派遣条例に基づいて派遣をしようという考えは今後ないのかどうか、単なるやっぱり事務取扱という辞令のまま、事務分掌では何々に関することということしかなくて、ずっとこのやっとなんていうことは非常にいびつな感じがしますが、そ

の辺の見解はどうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただきましたように、現在条例に基づく職員は3名ということで、現状はそういうことになっております。ただ、今ご質問の中でもおっしゃいましたように、今後の推移ということでもございましたので、ではちょっとこの財団等ですね、経過といいますと、平成4年に、まず管理公社としてですね、設立がなされております。それから、ずっと今日まで来る間に、途中で、平成14年に公務員の派遣等に関する法律が施行された。そして、社会状況といたしましては、そのころ特区申請というようなものも日本の社会の中ではいろんな自治体が行ってきております。そういうときに、この派遣法の施行に合わせて、これでは非常に地方自治体の現状とはですね、若干難しい面があるということから、いろんな自治体のほうから、この特区申請で、管理公社等の職員の兼務を、業務遂行を認めてくれというような特区申請が日本全国的に幾つかなされたりしております、平成15年、平成16年と。そういうときがですね、結果的にはそれはまだ認められておりませんが、ちょうどその平成15年、平成16年のころが私たちの太宰府市のこの財団も一番施設等をたくさん管理をしておったとき、12ぐらい、史跡水辺公園を初め北谷運動公園も含めて、一番この辺がこの財団として一番大変なときだったろうと思います。そして、その中から、いろんな運動公園等を指定管理者等で委託して行って、最終的に、現在この管理公社のスタイルとして、ルミナス、いきいき情報センターと図書館とふれあい館と南小学校の開放教室、そのようなところをしておるというところで、こういう変遷があって、今現在この派遣法に基づく派遣という形はとってはおりません。

ただ、先ほどご質問されました、これからじゃあどう動いていくのかというご心配言っていたいて、私もその辺が、これからの社会情勢がどう動くのかということで、いろいろと自身では研究をいたしております。

そういう中でですね、今1つ大きな動きじゃないのかなと思うのが、人事院が設けております研究会の中で、平成19年から今年の7月まで2年間、慶應大学の教授を初めとした研究会の中で1つ報告書が出されております。その反映が、今年的人事院勧告にも頭出しをしておりますが、公務員ですね、これからの、要は高齢化といいますか、定年延長の問題の横に、じゃあ職域をどうするかという中に、この法人等の業務に定年延長した公務員等の配置も考えられるのじゃないかというようなことが議論の中で頭出しをされてきておまして、そのような、これからのこの財団等、公の施設の管理含めていろんな法人を持っておりますが、そのような行政の事務と公益法人との関係、その辺の見直しが、平成23年度までには法案化しなければならぬので、平成22年度、平成21年度あたりで早急に進むということが情報として出てきております。

そのようなことから、現時点で、先ほどお答えしましたように、3名だけ派遣として取り扱っておりますが、この組織のあり方も含めましてですね、検討していく中で、いろいろしていく中で、周りの環境も、今ご質問いただいたような中で変わってくるかと思っておりますので、その

ような中で、本市としての行政の組織体としてのあり方というのを考えていきたいというふう  
に考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 管理公社等々についてはですね、経過は私も存じ上げておりますか  
ら、かつてのこと、そんなにその経過があって現状になっているということについてはです  
ね、そりゃもうそういう歴史があるわけですが、やっぱり7月に施行されたのであれば、やは  
りそれに基づいて、他の団体に派遣をしておるといのか、出向させている部分に、これは派遣  
条例に基づいて職員を派遣すべきだといのであればね、あるいはそれが本来の姿になるの  
はなかろうかというふうに思うんです。

もともと私は、この派遣条例というものをできるだけ早く制定をして、そして派遣条例に基  
づいて職員を派遣をしていくという形をとっていたならばですね、ならば、3名のみじゃなく  
して、4名もその条例に基づいてやるし、あるいは社協だとか財団もその条例に基づいて派遣  
がされていたというふうに思うんですけども、結果的に、もう済んでしまっておりますけど  
も、5月、6月の扱いが非常に不明ですよ、3名についても。だから、これがもし、例えば  
昨年とかね、もっと早く条例が制定されておれば、もう済んだことを今言っても始まらんか  
もしれんけども、もっと早目に条例が制定をされておれば、5月、6月もこの条例に基づいて、  
極端に言えば5月1日から民間委託になった時点で条例に基づいて派遣することができたん  
ですけども、6月に決まりましたから、7月執行になるから、5月、6月の間は、この職員の  
処遇は、派遣条例でもないし、子育て支援課づきの事務引き継ぎみたいな、というのが5月、  
6月の2カ月間が非常にグレー的な扱いになっておるといのがありますから、先ほど申し上  
げましたように、やはり条例を制定されたわけですから、他の団体についても、今総務部長の  
お話では検討される部分はみたいなふうに私は受け取ったんですけども、ぜひこれは検討して  
もらいたいなと、他の団体についてもですね。

ただこれが、わかりませんよ、派遣条例をこうしたけども、今度は国のほうの法律がまたど  
うなるかによっては、またこれ検討に値するということも変わるかもしれません。それはわか  
りませんが、現状では今この法律が平成14年に執行されてますから、それに基づいて条例を  
つくられたわけですから、これはこれで早急に私は精査をしたほうがいいというふうに思いま  
す。

ただ、ちょっとよく聞こえなかったんですが、他市の場合、私が聞いたかったのは、大野城  
太宰府環境施設組合、山神水道企業団等々じゃなくして、先ほど最後のほうにちょっと言われ  
ました他市の場合ですね。例えば那珂川町は、派遣条例つくったけれども、職員を引き揚  
げて、派遣条例を廃棄したやに聞いてんですね。もう一回お聞きしたいんですが、他市の状況  
をもう一回、ちょっとよく聞き取れなかったものですから、もう一回ご回答お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 那珂川町の状況はちょっと知らないんですが、春日市等は直営に戻した

というような形で聞いております。

(16番村山弘行議員「筑紫野、大野城はわかりません」と呼ぶ)

○総務部長(木村甚治) 社会福祉協議会ですか。

(16番村山弘行議員「何でもいいたい」と呼ぶ)

○総務部長(木村甚治) 社会福祉協議会のことではなくて、財団ですね。先ほど言いました春日市の場合は、財団は直営に戻したということです。近隣でも、直営に戻して大体職員を引き揚げたということで、社会福祉協議会には別に派遣そのものほどこもしていないということでした。

(「最初からしてない」と呼ぶ者あり)

○総務部長(木村甚治) ええ、最初からしてないというふうに私は聞いております。

○議長(不老光幸議員) 16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 那珂川町は、今総務部長言われるようにですね、条例をつくったんですが、職員引き上げて、条例を廃止してますね。あと春日市は、言われるように直営にされているんです、直営に。だから、そういう意味ではね、本市もその検討するに値しないかなと思うんですよ、直営に戻すということも。ただし、社会福祉協議会は、大体他の団体も本市と同じような扱いになっているようであります。だから、やっぱり、先ほど、私の持論かもしれませんが、やっぱり条例をつくったならば、その条例に基づいて職員は派遣すべきじゃないかなというふうに思っております。それじゃなけりゃ、もう直営に戻していくということをひとつ検討を願いたいというのが1点です。

それから、今現状のみらいにやっておる、派遣をされておる3名の方は、来年までということで、引き継ぎということで1年となっておりますかね、たしか、要するに3月31日まででしょう。あと一人の方についての扱いを再度お聞きします。

○議長(不老光幸議員) 総務部長。

○総務部長(木村甚治) まず、組織、直営の検討ということでございますが、先ほど申しましたように、社会の変遷等いろいろありますので、常にいろんなものをしんしゃくしていくということで、調査研究は進めていきたいというふうに思っております。

それと、2番目のみらいへあと一人の部分ですね。この部分につきましても、こちら側の管理職を1人、委託している事業が順調に行われているかどうかというこちら側の窓口として置いておりますので、来年の3月末をもってその業務は、現場での業務は終わるというふうにしております。

○議長(不老光幸議員) 16番村山弘行議員。

○16番(村山弘行議員) 所長さんはみらいの方がおられるわけですね、職員の名前は必要ないと思いますが、所長さんがおられて、それでうちから引き継ぎということで3名行ってらっしゃる。それなら、必要ですかね、その事務、専らもうそっちへ行ってらっしゃるでしょう、1名の方も。3名の方が市の職員として派遣されているわけですから、その人たちはもう経験も

あるし、事足りるというふうに思うんですけどね。どうしてももう一人やっとなきゃいかんのかなというのがありますけど、その1名の方については、同じように3月31日で本庁のほうに帰ってこられるというふうに思いますけどね。これもちよっと私からしたら非常に扱いがおかしいなというふうに思います。それで、今まで5月、6月、もう済んでますからね、済んでますから、もう終わったことだから仕方がないにしても、申し上げておきたいのは、法が改正になれば、その法に対応するように条例をつくらなければならないときには、できるだけ速やかに条例を制定をされて、その条例に基づいて執行なり、あるいはさまざまな業務を行ってもらいたいというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたように、見直せる部分については見直すことについてやぶさかでないということでございますし、ぜひ研究して、他市の部分もしんしゃくしていきながら、よりいいように、ぜひ職員が安心して働けるような、そういう環境をつくってもらいたい。少なくとも、2カ月間もグレーゾーンがあるようなことのないように、自分は事務分掌で行っておるのか、派遣条例で行っているのか、民間委託で行っているのか、引き継ぎなのか、子育てなのか、実際なのかようわからんということがないように、私は4月1日から派遣条例に基づいて行っとるというような、そういう整理をですね、今後の行政運営にはぜひですね、今回の南保育所の民間委託を経験されたわけですから、ぜひですね、そういうふうに進めてもらいたいし、事務分掌等についてもですね、やっぱり精査をしていただきたいというふうに思います。

今後とも、法に基づいて、特に今後は政権が変わる可能性が、4年後にまたかわるかもしれませんがね、わかりませんが、そういうものに対応できるような、そういう行政であってほしいということを述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後2時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（5日目）

[平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成21年9月17日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第57号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第66号 太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第67号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第4 議案第68号 太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第5 議案第69号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（分割付託）
- 日程第6 議案第70号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第71号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第8 議案第72号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第73号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第10 認定第1号 平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第11 認定第2号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第12 認定第3号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第13 認定第4号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第14 認定第5号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第15 認定第6号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第16 認定第7号 平成20年度太宰府市水道事業会計決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第17 認定第8号 平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について（決算特別委員

会)

- 日程第18 未来基金創設特別委員会報告について
- 日程第19 発議第4号 太宰府古都・未来基金条例の制定について
- 日程第20 請願第2号 物価に見合う年金引き上げを求める請願（環境厚生常任委員会）  
(平成21年6月上程分)
- 日程第21 請願第3号 「最低保障年金制度」の創設を求める請願（環境厚生常任委員会）  
(平成21年6月上程分)
- 日程第22 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願（議会運営委員会）  
(平成21年6月上程分)
- 日程第23 意見書第3号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書
- 日程第24 議員の派遣について
- 日程第25 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂  | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸  | 議員 |     |      |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 18番 福廣和美 議員

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- |                  |      |        |      |
|------------------|------|--------|------|
| 市長               | 井上保廣 | 副市長    | 平島鉄信 |
| 教育長              | 關敏治  | 総務部長   | 木村甚治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 松田幸夫 |
| 健康福祉部長           | 松永栄人 | 建設経済部長 | 新納照文 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長   | 山田純裕 |
| 総務課長             | 大藪勝一 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 市民課長             | 木村和美 | 税務課長   | 鬼木敏光 |
| 福祉課長             | 宮原仁  | 都市整備課長 | 神原稔  |
| 上下水道課長           | 松本芳生 | 教務課長   | 木村裕子 |
| 監査委員事務局長         | 井上義昭 |        |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 松島健二 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 浅井武  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 茂田和紀 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第57号 市道路線の認定について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第57号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

市道路線の認定についてご報告を申し上げます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第57号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査をいたしました。

今回認定する路線は、開発に帰属を受ける吉ヶ浦11号線、1路線です。

本議案については、今回認定を受ける道路が行きどまりになっているために、車の回転場所が確保されておりますが、そのスペースに将来的に近隣の方が自分の駐車場として使用しないよう方策を考えるべきではないかとの質疑がありました。その可能性は大いにあると考えており、看板を立てるなど行い、回転場所の管理を行っていきたいとの回答がありました。

また、行きどまりの先にある土地を買収するなどして、その先の道路と接続できるような方策が検討できないかとの質疑に対して、市が買収するのではなく、土地の所有者から寄附の申し出があれば、寄附採納の申請に基づいて検討していきたいとの回答がありました。

委員からは、将来、近隣住民の利便性が図れるよう、所有者と理解を深めながら協議を行っていただきたいとの要望がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第57号は委員全員一致で可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第57号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第57号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第66号 太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

○議長(不老光幸議員) 日程第2、議案第66号「太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 本会議において審査付託されました議案第66号「太宰府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」、その審査内容と結果を報告いたします。

この条例案につきましては、7月の定例議員協議会において全議員に対して説明がなされております。

地方自治法第234条の3の一部改正により、従来、長期継続契約ができることとされていた電気、ガス、水道の供給契約や電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加えて、条例で定めることによりまして物品の賃貸借契約、役務の提供を受ける契約についても長期継続契約をすることができるようになったことに伴い、条例を制定するものであります。

これにより議案書24ページ、条例案第2条第1号から第4号までが、新たに長期継続契約ができることとなり、今まで時間的な制約から随意契約としていたものが入札可能となることから、競争性の向上、契約金額の抑制、事務の簡素化などが図られるとのことであります。

執行部からの補足説明に対し、委員からは、契約期間が最大で5年と長いため、物価や経済

情勢が大きく変化した場合どうなるのかとの質疑があり、執行部からは、地方自治法で各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないとされているため、契約書の中に契約の見直しまたは解除をすることができるとの項目を入れるようにすると回答がありました。

また、入札方式は一般競争入札か指名競争入札かとの質疑があり、一般競争入札を行う契約については、工事または工事に伴う設計業務委託を考えており、この条例の対象となる物品の賃貸借や役務の提供については指名競争入札で実施していきたいとの回答がありました。

その他、関連する質疑を終え、討論では賛成の立場から、長期継続契約を締結した場合は、事務報告書等に記載するなど議会への報告についてご検討いただきたいとの要望がなされております。

討論を終え、採決の結果、議案第66号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第66号について、その審査の内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第67号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第3、議案第67号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第67号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本案は、国の緊急の少子化対策として健康保険法施行令が改正され、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、出産育児一時金の上限額が35万円から39万円に4万円の引き上げがなされるもので、本市の国民健康保険条例についても同様に改正を行うものです。

あわせて、同法施行令のただし書きに規定する出産のときは3万円が加算されますので、上限額は42万円になるというものです。

本議案における質疑は、出産の確定というのは届けの日か生まれた時刻かとの質問に対し、病院のほうから来る申請書に書かれている出生日であるとのことでした。

また、暫定期間とあるが、期間が切れた後のあり方についてはという質問に対しましては、国から明確なものが示されていないので、財政的な措置もあるので状況を見ていきたいとの回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第67号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第68号 太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第68号「太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第68号「太宰府市水道料金審議会条例の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

本案は、これまで水道料金の額の審議を行うものとなっていましたが、下水道料金について同様の取り扱いをするというもので、同時に文言等の修正を行い、条例の施行については本年10月1日に行いたいとの説明がありました。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第68号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第69号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第5、議案第69号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第2

号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 本会議において分割付託されました議案第69号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、2款1項7目財産管理費、公用車管理関係費1,689万9,000円、これは、古くなった公用車を買いかえる費用等が計上されております。内訳は、普通自動車3台、軽自動車7台、トラック1台とのことであります。

次に、2款2項1目企画総務費、行政改革推進費308万7,000円、これは平成23年4月を目標に転出転入等の住民異動に伴う窓口サービスのワンストップ化を実施することに伴い、その業務になれるため、新たに委託職員を市民課及び国保年金課に配置するための費用であります。

同じく、2款2項6目地域コミュニティ推進費、コミュニティバス関係費618万6,000円、これは国道3号線、梅香苑交差点付近にまほろば号バス停を新設するための費用であります。

次に、10款2項小学校費の施設整備関係費1億2,489万8,000円、3項中学校費の施設整備関係費1億1,251万9,000円。これは、太宰府西小学校及び太宰府中学校の耐震補強工事、屋上防水工事、全小・中学校のデジタルテレビ化工事などの費用が計上されております。

なお、これにより、学校の耐震補強工事はすべて終了するとのことであります。

続いて、歳入の主なものといたしまして、14款2項4目教育費国庫補助金、小学校費補助金5,334万8,000円、中学校費補助金5,629万9,000円、これについては小・中学校の耐震補強工事、デジタルテレビ化工事などの費用として国から交付を受けたものであります。

同じく、14款2項5目総務費国庫補助金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金1億8,145万3,000円ですが、これは国の1次補正で太宰府市に交付された交付金の総額を計上しているとのことであります。

次に、15款3項6目教育費委託金、教育総務費委託金50万1,000円ですが、国の外国語活動実践研究事業で太宰府西小学校が、同じく国の小学校理科支援員等配置事業で太宰府小学校、太宰府南小学校、国分小学校がそれぞれ指定を受けており、事業を実施するために県から交付された委託金であります。

次に、債務負担行為の補正について、小学校公務用パソコン保守委託料、期間が平成22年度から平成26年度まで、限度額220万5,000円、これは国の学校通信技術環境整備事業費補助金を活用して小学校に配置するパソコン、1校当たり10台、合計70台分の保守委託料について5年間の債務負担を行うものであります。

審査は、款項目ごとに執行部に補足説明を求め、質疑を行い、計上の根拠等不明な点について確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第69号の当委員会所管分について、その審査の内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第69号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、6款1項5目の農地費の農業用排水路等整備費385万円が増額補正されております。

執行部からの補足説明では、安之浦池の農業用排水路等整備工事に伴う設計業務委託料として85万円、同じく安之浦池の農業用排水路等工事費としては250万円、そして高雄地区の水路の改良工事として50万円、計385万円を増額補正するものであるとの説明がありました。

このほか8款1項1目土木総務費の庶務関係費としては2,317万1,000円が増額補正されております。

執行部からの補足説明では、緊急雇用創出事業の臨時特例交付金を活用して、設計や工事事績の電子化作業、交通量の調査を行うための人件費として483万1,000円、白川地内の離合場所や都府楼南一丁目地内の歩道拡幅のための用地費として1,740万円、そして設計や工事事績の電子化作業や交通量調査に関連して備品購入費として94万円、合計2,317万1,000円が増額補正されるものとの説明がありました。

続きまして、歳入の主なものとしたしましては、14款3項1目道路橋梁費補助金として1,740万円が補正されております。

内訳としては、地域再生基盤強化交付金として概算で申請していた国庫補助金の確定に基づいてマイナス330万円。そして、地域連携推進事業費補助金として、歳出の道路新設改良費の道路改良工事費の補助金対象分2,400万円と看板等設置工事費の200万円、合計2,600万円の2分の1の1,300万円。そして、地域活力基盤創造交付金ですが、歳出では協働のまち推進課、文化財課、観光交流課分として計上されていますが、この交付金を取りまとめている関係で建設産業課の歳入として770万円が計上されています。合計で1,740万円補正するものと説明がありました。

このほか15款2項7目緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金1,980万5,000円のうち、建

設産業課分として577万1,000円が計上されております。

また、21款1項1目土木債の地域再生基盤強化事業として6,890万円が補正されておりますが、当初、起債の充当率が45%であったものが90%になったことによって増額補正されているとの説明がありました。

歳入、歳出、地方債補正の審査を終え、さしたる質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第69号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第69号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

主な内容は、歳出につきましては、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、特別会計関係費として国民健康保険事業特別会計の不足分の郵便料に対する繰出金の増額補正。また、住宅手当緊急特別措置事業関係費として経済危機対策に位置づけられます支援として、住宅を喪失した離職者で、就労能力、就労意欲がある方に対する住宅手当給付金575万4,000円の増額補正。

4目障害者自立支援費では、介護・訓練等給付関係費として雇用失業情勢に対処するため、現行の障害者福祉システムに身体、知的、精神それぞれの障害者の紙台帳データを入力するための委託料の増額補正です。これにつきましては、委託業者がハローワーク等利用しながら失業者を雇用するというものです。

9目国民年金費では、国民年金事務費として来年1月から日本年金機構に移行することに伴い、情報確認にパソコンを使用することになるための増額補正です。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子育て応援特別手当給付事業費の第2次分7,407万円の増額補正です。対象者は、前回と同じく就学前3カ年のお子さんですが、第2子以降という条件がなくなりましたので、対象者が909人から1,950人に増えております分、事業費は増額しています。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費では、昨年来の相談件数、保護開始件数の増加に伴います生活保護の面接相談員を1名補充するための増額補正です。

引き続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費では、まず経済危機対策の一つとして、今年度限りの措置としまして一定年齢の女性の子宮がん検診対象者2,300人及び乳がん検診対象者2,400人のうち、国の基準値である50%の検診率で算出した検診料の自己負担分を免除するための1,144万円の増額補正。また、新型インフルエンザ関係費として、現在新型インフルエンザの対応で業務に支障を来していることから、事務補助員の賃金の増額補正となっています。

3目母子保健費では、乳幼児健診をお願いしていました市内小児科の先生が1名突然休業されたため、急遽かわりの先生をお願いしたことによるスタッフ謝礼の増額補正。

7目環境管理費では、緊急雇用創出事業を活用することによる生活環境データベース化作業及び太宰府市身近な生き物マップ作製事業として577万9,000円を増額補正しています。

次に、2項清掃費、2目塵芥処理費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用により、老朽化した環境美化センターの全般的な改良工事を行うための工事請負費4,188万5,000円の増額補正。

次に、3項上水道費、1目上水道施設費では、山神水道企業団で高度浄水施設整備として活性炭の接触槽の築造工事が行われます。その総事業費が1億1,400万円で、そのうちの4分の1は国庫補助になりますので、残りの4分の3の費用のうち2分の1の費用を構成団体の1日最大給水量割りとして、太宰府市の割合15.1%で算出した645万6,000円が増額補正されています。これは、100%企業債が認められていますので、歳入21款市債で640万円が計上されています。

次に、歳入です。

18款繰入金、2項1目特別会計繰入金の老人保健特別会計精算繰入金につきましては、老人保健特別会計の精算額の確定に伴う8,591万9,000円の増額補正です。

そのほかの歳入に関しましては、歳出に伴います国庫及び県支出金の増額補正となっております。

審査は、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等不明な点について確認いたしました。

本議案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてのご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第8まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第6、議案第70号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」から日程第8、議案第72号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」までを一括議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第70号から議案第72号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第70号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ247万3,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出では1款総務費、1項総務管理費、1目の庶務関係費につきましては、郵便料の不足分の増額及び国民健康保険加入者が75歳に達した月の高額療養費の自己負担額の特例措置の遡及適用に関する電算改修業務委託料の補正で、合計244万3,000円の増額。

4款前期高齢者納付金等、1項1目の前期高齢者納付金の額確定による追加補正100万2,000円。

5款老人保健拠出金、1項2目老人保健事務費拠出金につきましても、同様に額が確定しましたことから114万3,000円の減額補正。

6款介護納付金、1項1目の介護納付金につきましても、額が確定しましたので減額補正と

して100万円を計上しています。

次に、11款諸支出金、1項2目償還金につきましては、額が確定したことによる返還金です。

また、3目高額療養費特別支給金につきましては、75歳に到達した月の自己負担限度額の特例措置の遡及分としての増額補正111万円を計上しています。

次に、歳入では、2款国庫支出金、2項1目財政調整交付金、特別調整交付金につきましては、高額療養費の自己負担限度額の改正に伴う電算改修委託料と高額療養費特別支給金に対する交付措置のため、237万円の増額補正。

8款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計の繰り出しのところでもご報告しましたが、郵便料の増額補正に伴う一般会計からの繰り入れでございます。

執行部からの補足説明が終わり、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第70号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第71号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,000万円の追加補正がなされております。その主な内容は、歳出では4款1項1目償還金につきましては、前年度の医療費の確定に伴い、408万2,000円を国に返還するものです。

次に、同じく2項1目一般会計繰出金につきましては、老人保健精算額の確定に伴い8,591万8,000円を一般会計へ繰り戻すものです。

歳入につきましては、5款繰越金であります。歳出でありました国への精算返還金及び一般会計繰り戻し金の額を合わせたところの9,000万円が増額補正されております。

執行部の補足説明は終わり、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,481万5,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出につきましては、1款総務費、庶務関係費で返還金153万8,000円を増額補正、6款基金積立金では、介護給付費支払準備基金積立金として5,327万7,000円を増額補正が計上されています。

歳入につきましては、3款支払基金交付金、介護給付費交付金として210万7,000円を増額補正、7款繰越金、前年度純繰越金として5,270万8,000円を増額補正で計上されています。

執行部からの補足説明を終わり、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第72号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第70号から議案第72号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第70号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第71号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第72号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第73号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第9、議案第73号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第73号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正内容は、職員の育児休暇延長に伴い、現在雇用している嘱託職員の任用を来年3月まで延長するための人件費92万7,000円、水道料金の見直しを行うための水道料金等審議会開催により発生する委員会報酬、費用弁償の合計29万円、総額121万7,000円を増額補正するものと説明がありました。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第73号は、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第73号の報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10から日程第17まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第10、認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第17、認定第8号「平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告をいたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月11日及び14日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査を行いました。

審査に当たっては決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力をいただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼を申し上げます。

平成20年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況でありましたが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる施策や事業の計画的推進に努め、一定の成果が上がったという報告がありました。なお、各会計

ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出されました問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いをしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、行財政の効率化、財政の健全化を一層進め、市民サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位で報告をします。

まず、認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成20年度の決算額は、歳入総額197億1,863万3,000円、歳出総額189億5,259万5,000円で、歳入歳出の形式収支7億6,603万8,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源6,832万7,000円を差し引いた実質収支についても、6億9,771万1,000円の黒字となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、3億9,331万円の赤字となっておりますが、実質単年度収支は3億5,557万9,000円の黒字決算となっております。地方債の残高は、平成20年度末では209億1,669万1,000円であり、前年度より9億7,864万8,000円の減となっております。また、経常収支比率も95.1%で、昨年度から2.7ポイント改善したものの、厳しい状況であります。執行部にあっては、この厳しい財政状況をさらに深刻に受けとめ、財政の健全化に向けてより一層の努力を強く要望いたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第2号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をします。

平成20年度の決算額は、歳入総額64億8,050万4,000円、歳出総額65億2,885万2,000円で、歳入歳出差し引き4,834万8,000円の赤字決算となっております。歳入の基礎となります税金を見ますと、収入未済額は4億4,746万7,000円で、5.9%の増となっております。このように税金が伸び悩む中、医療給付費は年々増加しており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政状況が続くことと予想されますので、事業の健全な運営により一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告をします。

平成20年度の決算額は、歳入総額6億7,989万円、歳出総額5億8,176万2,000円で、歳入歳出差し引きでは9,812万8,000円の黒字となっております。歳出の大半を占める医療諸費は5億7,099万2,000円で、全体の98.15%を占めています。老人保健制度は、平成20年3月に廃止され、以後は清算のみが行われている状況であります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成20年度の決算額は、歳入総額7億7,303万8,000円、歳出総額7億4,153万1,000円で、歳入歳出の形式収支額は3,150万7,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっております。また、実質単年度収支も黒字となっております。この制度は、従来の老人保健制度から独立した保険制度で、平成20年度から施行されており、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第4号は大多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成20年度の決算額は、歳入総額34億7,923万8,000円、歳出総額33億8,647万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は9,276万5,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっております。また、実質単年度収支も黒字となっております。介護保険制度は、年々加速する高齢化社会にあつて、対象者の増加等により介護給付費が増大している状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成20年度の決算額は、歳入総額865万6,000円、歳出総額793万3,000円で、差し引き72万2,000円の繰り越しとなっております。収入未済額は9,975万9,000円で、前年度に比較して1.25%増加しております。この収入未済額は、貸付金の未収によるものであり、その回収率は5%で、前年度に比べ0.05ポイント上昇している状況であります。今後もさらに滞納解消に向けての努力をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成20年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成20年度の年間総給水量は495万8,660m³で、昨年度から0.8%減となっており、有収率は

94.7%、普及率は78.9%となっています。経理面で、収益的収入において総収益は、昨年度から0.1%減の12億3,019万6,000円、総費用は受水費や水原開発調査費状況等特別損失の減少により、昨年度から1.9%減の10億9,793万2,000円となっています。この結果、営業利益率は0.3ポイント低下しましたが、営業外収益の加入負担金収入により、損益収支において1億3,226万4,000円の純利益を生じています。資本的収支の収入総額は、国債の満期に伴い、昨年度から378.2%増の5億550万2,000円、支出総額は繰越事業の発生により、昨年から42.8%減の3億564万2,000円となっています。総合的に適度の降雨に恵まれ、安定供給に努めることができたとの報告がありました。今後とも将来に向かっての経営の効率化と安全で安定した水の供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成20年度の有収水量は596万4,693^mで、温泉汚水の供用が開始されたこともあり、0.1%の増となっています。経理面で収益的収入において、総収入は昨年度から8.2%増の17億287万8,000円、総費用は公的資金補償金免除、繰上償還の効果などにより、昨年度から3.3%減の14億9,602万1,000円となっています。この結果、損益収支において2億685万7,000円の純利益を生じています。資本的収支の収入総額は、繰上償還借換債の発行に伴い、昨年度から93.6%増の28億4,657万9,000円、支出総額は繰上償還による企業債償還金が増加したことにより、昨年度から76.2%増の34億4,361万4,000円となっています。なお、資本的収支での不足額は、当年度分消費税、地方消費税、資本的収支調整額、過年度分、当年度分損益勘定留保資金で補てんしているという報告がありました。今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、より効果的な収納対策を講じていただき、健全財政の維持に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第8号までの平成20年度各会計の決算認定案件についての審査報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので省略します。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第1号「平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 認定第1号平成20年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定につきまし

て、先日行われました決算特別委員会でも反対を表明しております。本会議場におきましては反対の表明にとどめて討論にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
したがって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対1名 午前10時59分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第2号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。
したがって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時00分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第3号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。
したがって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時00分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第4号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 認定第4号平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましても、先日決算委員会で反対討論を行っております。本会議では表明にとどめて討論にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対1名 午前11時01分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第5号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時02分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第6号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時03分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第7号「平成20年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時03分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第8号「平成20年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時04分〉

○議長(不老光幸議員) ここで暫時休憩をいたします。

直ちにみらい基金創設特別委員会が開催されますので、全員協議会室にお集まりください。

休憩 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時31分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 未来基金創設特別委員会報告について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、「未来基金創設特別委員会報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

未来基金創設特別委員会委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） まず、未来基金創設特別委員会の審議の経過報告、今後の問題もありますので、経過報告をさせていただきたいと思っております。

まず、この議案については、議員全員で発議第4号として特別委員会、基金創設委員会の設置を平成19年12月18日提出をし、全会一致で可決をいたしました。

そして、19日に第1回の正副委員長の互選を行い、委員長に私、武藤、副委員長に原田久美子副委員長を選任をいただきました。

平成20年2月12日に第2回の委員会を開き、今後の進め方について皆さんにお諮りした経過があります。

第3回については、平成20年3月18日に歴史と文化の環境税条例の見直し時期がありまして、これに対応する審議、こういう状況の中で、小委員会設置をしたらどうか、関係者に意見を求めることや駐車場事業者との協議、また新たに法律ができましたふるさと納税基金とのかかりについてどのように調整をしていくかという報告をした経過があります。

第4回として、やはり未来基金創設検討委員会、ワーキング部会と言われる部分がありまして、その委員からの報告を受けた経過があります。

第5回平成20年5月14日に関係者の意見を求めることについて委員長として提案をいたしました。内部協議が必要であり、もう少し煮詰めていく必要があるという状況です。

また、第6回、7回にワーキング部会が開かれており、未来基金検討委員会の報告を受けたところでもあります。そして、各委員から未来基金創設についての意見を求めました。その中で、関係者から意見を聞くことについて合意を得た経過がございます。

第7回の特別委員会が平成20年12月3日に、税制審議会がどのような形で歴史と文化の環境税を諮問協議した内容を、また基金条例の対応と含めて発言があり、そういう議事録や審議内容を委員会として知りたいという委員からの意見を得て、第9回の平成21年1月20日に税制審議会の答申、また特別委員会の基金条例の今後の対応について審議をしてきたところでもあります。

その中で、やはり具体的に小委員会を設置をし、具体的に委員会に報告できるような形でということで委員の同意を得ました。この小委員会は、平成21年2月27日に条例化の具体化、ま

たこの議員発議に基づいて行政側に要綱や規則をどういうふうにするのかという形で、小委員会に執行部の担当部課を含めて協議をさせていただきました。

第2回の小委員会は、平成21年4月14日にも前日に引き続き協議を行った部分があります。

第10回の平成21年6月5日に各委員会で小委員会の協議結果を報告をいたしました。その中で、条例案の修正が提起されました。それで、当初の名称を修正することについて、委員から小委員会の部分もありまして、名称変更が、第10回の平成21年6月5日に名称変更の修正を確認したところであります。それに基づく規則要綱、それからこれについて行政側にもし議会で提案をされ、可決された後については、規則要綱について早急に準備に入っていただくようにと提案をし、了承いただきました。条例案の提出時期をいつにするかという形で委員全員で協議した結果、今議会までにどうしても条例案を提出したい、そのために集中的に協議をしていきたいという形で審議を行いました。延べ13回の審議を行ったところであります。この議事録については、特別委員会議事録がありまして、公開できるようになっておりますので、審議の内容については省略をさせていただきたいと思っております。

また、こういう発議を行うに当たりまして、平成21年7月14日に関係者8名、委員全員とこの8名の方々と意見交換を行い、貴重な発言をいただきました。そういう状況の中で審議をしてきた経過があります。そして、最終的には本日休憩を挟みまして提案できる状況に、採決の結果、全員一致で条例案を提出する運びになりました。今後、この条例の発議が成立いたしますと、執行部に大変ご迷惑をおかけしますし、関係者のご協力を切に願うところであります。

また、特別委員会としてこの条例、発議した以上は、私どもの任期中、この特別委員会を継続していくという形で、全員一致で確認をしているところであります。

以上が特別委員会の報告であります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審議しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 発議第4号 太宰府古都・みらい基金条例の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第19、発議第4号「太宰府古都・みらい基金条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） お手元に配付をいたしております発議第4号「太宰府古都・みらい基金条例の制定について」、提出者は私で、賛成者は、議長も賛成をいたしておりますが、議長という立場で賛成者の中には入っておりませんが、こういう状況で、提出者、賛成者全会一致

で行いました。

理由としては、寄附金を財源として、市民と協働して太宰府の特性を生かしたまちづくりを行っていくために発議第4号を行う部分であります。

また、お聞きいただきますと、太宰府古都・みらい基金条例（案）となっております。採決されれば、公示日がここに入る予定であります。

大変この審議については、再三先ほど報告した内容であります。ただ、特徴点としては、第1条、第2条、第3条、4条、5条、6条、7条、ここの部分については皆さんと協議をしたんですが、最終的には第8条と関係する附則の部分について市長よりの執行部の意見を求めまして、この部分について適用期間について、この条例は平成27年3月31日までを効力とする、ただし市長はこの条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするということを、行政の協力と議会全員一致でまとまりましたので、発議第4号を提出します。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑は省略します。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第20、請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」及び日程第21、請願第3

号「最低保障年金制度」の創設を求める請願を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号及び第3号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、請願第2号につきましては、6月議会におきまして継続審査となっております案件です。

今回の協議におきましては、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回っているため、物価等の高騰に見合う最低のものとして3%が必要というのは当てはまらない。また、8万円に達するまでの支援が必要とあるが、生活保護での支給があるということを知っているため反対であるとの意見が述べられました。

協議を終わり、討論では、現在、物価が引き下がっているかという点と決して1年前の物価高騰のときと状況は変わっていない。物価高は今現在も進行している状況であるため、この請願は必要であるという賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第2号につきましては賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号につきましても、6月議会におきまして継続審査となっております案件です。

協議におきましては、年金制度に対し、現役世代からは不信の声、受給者からは不安の声を聞く。今ある社会保障制度や生活保護制度を検証し改善していく必要がある。改善なくして新たな制度を創設し、それを国が負担することは難しいと感じるとの意見や、年金の1階建て部分を最低保障年金、2階建て部分を所得比例部分という形を見せるほうが、国民年金の納付率が低いと言われる層の人たちに対しては将来を見据えたビジョンとなってくるのではないかと。また、今回の総選挙で与・野党交代になっている、請願にある意見書のあて先が異なってくるし、今度野党が与党になったときに年金の見直しがあるという状況にあるため、今回は採択するのはいかがなものかという意見が述べられました。

協議を終わり、討論では、今回政権交代が起き、民主党も最低保障年金制度創設をマニフェストでうたっているが、消費税率を引き上げるということを避けて通れない状況になってくると思われる。しかし、消費税に頼らずに新たに財源を生み出すことは十分可能であると判断しているため、本請願を採択し、意見書を提出願いたいという賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第3号につきましては賛成少数で不採択とすべきものと決定

しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。

請願第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について討論を行います。

討論の通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について、紹介議員として賛成の立場で討論いたします。

委員会審議の中でありました物価が前年よりも引き下がっているという状況ですが、確かに物価指数の算定根拠となっております数字の算定根拠につきましては、飲食料品だけではなく大型家電製品など耐久消費財を含んだものが算定されております。昨年の北京オリンピック以降、大型家電製品の需要減少、また秋に起こったリーマン・ショックにおいてさらに価格の下落が進みました。必然的に引き下がる金額が大きい分、消費者物価指数等にも及ぼす影響が出るのは必至の状況です。しかし、日々の生活必需品、飲食料品に限って見た場合、どうでしょうか。食パン一つとっても、先日政府の小麦引き渡し価格は引き下げられましたが、以前148円で売られていたものが、原材料が下がった今でも198円の状況で売られているなど、物価上昇は続いている状況であると判断しています。したがって、請願を採択していただき、意見書の提出を重ねてお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 6月議会から9月議会、委員会、審議をいただきましてありがとうございます。今、同じ会派の藤井議員が発言をいたしました。この年金も本当に厚生年金や共済年金がありますが、そういう部分的に安定した年金を受けている方と、自営業者の国民年金については40年かけても月額7万円そこそこの状況なんですね。それで、そういう状況の中で、20歳から年金をかけるという状況の中で、今特に年間14万円を超える国民年金保険料をかけられない状況もあります。こういう状況の中で、年金がやはり消費税の中、当初は消費税を年金の補助に充てるということだったんですが、そうなくなって、特に毎年年金の保険料は引き上がっております。その反面、年金も物価にスライドするという制度だったんですが、

この何年間は物価スライドされておりません。特に福祉年金、国民年金の場合、どうしてもですね、6万円近くの年金では生活保護状況に移らざるを得ないという状況が考えられます。そういう中で、少しでも最低年金が8万円に達すれば、生活保護になったときにはその分が控除をされるわけです。自治体の負担も少なくなるわけでありますから、できれば当然品物を買うたびに税金も払っているわけですから、年金制度の充実、また年金の引き上げを求めるこの請願をぜひ議会としても可決いただくことをお願いをして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決をいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成5名、反対13名 午前11時52分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願について討論を行います。

討論の通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願について、紹介議員として賛成の立場で討論いたします。

まず、委員会審議におきまして不採択の理由とされた、添付されております意見書のあて先が前政権のものになっており今回は不採択とすべきであるということですが、昨年の9月議会では退陣された福田前首相あての意見書を採択しており、今回これを不採択とする理由として率直に疑問を感じております。また、最低保障年金制度の創設で、将来最低限もらえる1階建て部分を明確にすることで、今将来幾らもらえるかわからないという理由で国民年金を納めていない層にも年金不安を解消するメッセージになると考えます。財源の問題で、消費税の問題が言われますが、消費税に頼らないでも財源を捻出することは可能です。日米安保条約にも負担の義務が書かれていない米軍への思いやり予算の廃止など歳出の改革、また行き過ぎた大企業、大資産家の優遇税制を正す歳入の改革も行えば、消費税に頼らないでも財源を確保することは可能です。老後を安心して過ごせるためにも、最低保障年金制度の創設は急務です。請願を可決していただき、意見書の提出を重ねてお願いしまして討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 藤井議員が賛成討論しましたから、重ならない部分での賛成の討論をさせていただきますと思います。

まず、ここにあります年金受給資格が25年というのが法律であるわけですが、よく私も相談を受けますが、たった1カ月資格がなくてこの年金が受けられない。もう一時期のほんのわずかでという状況になる方もたくさんおられます。また、さかのぼることができるのは、気がついて2年という状況がありますが、受給権が発生するときにはですね、なかなかそういうことに気がつかない状況で、やっとなんきん特別便というのが2年前から送られてくるようになったわけですが、やはり年金の受給資格25年というのは大変長いなど。最低限25年。40年かけなければならない。退職するまでという問題がありますが。こういう問題についても、全国市長会は、国に対して年金制度のあり方、また最低年金保障制度を創設することについても市長会で論議もされております。そういう状況の中で、今後与・野党で大きな論議になるわけですので、ぜひ国に麻生さんや舛添さんが新しくかわられてますが、自民党さんであれ民主党さんであれ、この年金問題は大きな市民の生活にかかわる問題ですので、ぜひこの最低年金保障制度の創設を求める請願については、この議会で可決いただくことをお願いをし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成5名、反対13名 午前11時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」を議題とします。

本案は議会運営委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 議会運営委員会に審査付託されました請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」について、審査内容と結果を報告いたします。

本請願は、本年6月議会において議会運営委員会に付託され、継続審査となっていた案件です。

本請願については、6月に引き続き、当委員会を構成する各会派の代表者及び委員から意見を聞き、それぞれ議場での国旗、市旗掲揚に反対、賛成の立場から意見が出されました。

協議の中で、委員から参考までに市長室に掲揚してある移動式の国旗と市旗を見てはどうかとの意見が出され、実際に見たところであります。

なお、本請願が採択されれば、掲揚の形式や時期については執行部と協議を行うことを確認いたしました。

協議を終え、討論において、まだ慎重に議論をすべきではないかということで継続審査の動議が出され、採決を行いました。賛成少数で否決され、討論を継続いたしました。

その後、請願の採択に反対する討論が1件、請願の採択に賛成する討論が1件行われました。

討論を終え、採決の結果、請願第4号は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第4号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」について反対の立場で討論いたします。

国旗・国歌法制定に向けた国会審議の際に、当時の野中官房長官は、人それぞれ考えがあるとして、式典等において起立する自由もあれば起立しない自由もある。斉唱する自由もあれば斉唱しない自由もあると答弁しています。何人といえども、思想、良心、内心の自由を侵すことはできないということは明らかになっています。さきの戦争でも、侵略の旗印として使われた日の丸を国旗として考えることに私は違和感があります。戦前の民主主義の原則に背を向けた遺物である日の丸について、政治的立場の異なる議員が対等の立場で論戦する民主主義の象徴である議場に掲揚することはふさわしくないと考えますので、本請願第4号につきましては反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 次、賛成討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 紹介議員として賛成の立場で討論いたします。

まず、議会運営委員会におかれましては慎重な審議を感謝申し上げます。

まず、最初の委員長の報告の中で、掲示、掲揚の方法について執行部云々という話がありました。文面を読んでいただければわかりますように、これはきちんとした形で、大がかりとはいいませんが、掲示、正面に掲揚していただく。何か一部の議論では、小さなミニチュア版を、矮小化したようなものですね、そういったものでというふうなお茶をにごすような話もありますが、決してそういうものではないということをご認識いただきたいと思います。

今、反対討論という中で、表現、思想の自由ですね、またさきの大戦におけるこの日章旗の役割というふうなことをよく言われますけれども、果たしてそうなのかと。日本が現在どういった国家であるかということを考えていただければおわかりになると思います。日本が本当にじゃあ軍事国家なのかと。違うと思います。軍隊を使って他国を侵略しているのはどこなのか。他の民族を侵略しているのはどこなのか。国民を挙げて反日教育をやっている国家はどこなのか。あるいは、核武装を公言して、日本にそのミサイルを向けたり飛ばしたりしている国はどこなのか。そういった国際情勢の中で日本は戦後平和国家をいちずに建設してきたわけがあります。そうして、他国との関係においても、どちらかというと平身低頭、相手の言うことは100聞いてやってきたと思います。そういった中で、我々が一体何なのか、どこへ行くのかということ認識して、こういった民主主義の場であります議場に日章旗、そして市旗を掲揚することは大いに意義があることだと考えます。

以上のような理由で賛成討論とします。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） これについてはですね、国会の場でも大変長い期間をかけてしました。国としても態度を決めきらなかった。また、諸外国からもいろんな意見があって論議をされた経過があります。私も議会運営委員会の中でこの審議に参加をさせていただいたんですが、先日、野中広務さんが本を出してございまして、この本の中でこの日の丸の問題、君が代の問題ではっきり言って学校長さん、学校現場で大変な混乱があり、とうとう命まで絶ったような経過がある。こういう状況の中で、国会の中で内心の自由があるけど、やはり決めないと国としても教育現場が混乱するという立場で日の丸・君が代を国会に提出した経過がある。ただし、これは強制すべきものではないという野中さんの本が出されて、対談も出されております。議会の皆さん、選挙で選ばれてくるわけですが、やはり選挙で投票していただく方々みんながですね、本当に日の丸をですね、国旗をこの議場に掲げること賛成しているのかということ、これも少し疑問点もあるんじゃないかと思うんですね。それと同時に、議会というところは、いろんな考え方があって、いろんな論議をしていくその場であります。当然、国旗については庁舎の前に市を代表する入り口にありまして、市民が入ってくる部分がありますが、議場

まで国旗を掲げることが必要なかどうか。そういうものが法律で義務づけられているかという  
うと、議場に国旗を掲げるという義務づけはなされておられません。また、全国でも、したところ  
もありますし、してないところもありまして、この太宰府市議会がぜひこの国旗をです、  
議長の後ろにぴしとした固定をして取りつけるという発言もありましたが、私は議会は民主  
主義の場であり、いろんな意見があっても、そこを論議をする場としてこの請願は時期尚早だ  
というふうに考えておりまして、私はこの請願はどうしても賛成はできません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛  
成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第4号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成14名、反対4名 午後0時06分〉

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 意見書第3号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第23、意見書第3号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求  
める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 意見書第3号「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見  
書」について説明をいたします。

提出者は、私、清水章一、賛成者は小柳道枝議員、大田勝義議員、安部陽議員、佐伯修議  
員、福廣和美議員でございます。

提案理由は、もうご存じのように新政権が発足をいたしました。その中で、政策の見直し、  
税制改革、制度の変更に当たりまして前政権において可決されております予算に基づき地方自

治体が進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないように求めるための意見書でございます。

意見書について説明をさせていただきます。お手元にあります意見書を参考にいただければと思います。

新政権の発足とともに、政策、制度の変更が進められることとなります。

一方、前政権下において我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立をいたしております。総額では14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は当該基金などの活用を前提に経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っておるところでございます。

新政府におかれましては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって地方自治体の進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求めるものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出させていただきます。

あて先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あてでございます。

皆様方のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午後1時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第25、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成21年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成21年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後1時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年11月20日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 渡邊美穂

会議録署名議員 後藤邦晴